

杉並区みどりの基本計画（案）

杉並区
平成22年 2月

目 次

序章 「杉並区みどりの基本計画」なみすけストーリー	1
第1章 みどりの基本計画の改定背景と視点.....	7
1. みどりの基本計画とは	8
2. 改定の背景と位置づけ	8
3. 改定の視点.....	10
第2章 計画の基本方針と目標.....	13
1. みどりの将来像	14
2. 計画の基本方針	14
3. 計画目標	16
第3章 将来像を実現するための施策.....	19
1. 施策の体系.....	20
2. 施策の内容.....	22
3. 施策の展開イメージ	43
第4章 みどりに係わる制度ごとの方針.....	45
1. 都市公園・緑地の整備方針	46
2. 生産緑地地区の保全方針	49
3. 風致地区の保全方針	50
4. 特別緑地保全地区の保全および指定方針	51
5. 緑化重点地区の運用方針	52
第5章 地域別方針.....	53
1. 地域別方針.....	54
第6章 計画の推進.....	73
1. 区民・事業者・行政の役割.....	74
2. 行動計画	77
資料編.....	79
1. 旧計画の評価.....	80
2. 杉並区の現況とみどりの現状	87
3. 杉並区のみどりの変遷	103
4. 計画の策定体制と経緯	107

序章 「杉並区みどりの基本計画」なみすけストーリー



序章

すぎなみく きほん 杉並区みどりの基本計画」なみすけストーリー

しょうらい すぎなみく なみすけが将来の杉並区を考える

みどりの基本計画（改定版）を「（愛称）なみすけみどりプラン」として紹介します。



© SUGINAMI CITY

スギナミザウルス島を旅立ち、
あこがれていたすぎなみくにたどり着いた「なみすけ」。

すぎなみく
杉並区を、スギナミザウルス島みたいに、
「もっとみどりいっぱいのおステキなまちにしたい！」
って思ったみたい。

そのためは、「今あるみどりを大切に、まちがみどりいっぱいになると、もっと魅力的なまちになるぞっ」って考えました。

こうか なみきおじさんが教えてくれたみどりの効果

みどりの効果は、
いっぱいあるのじゃ！



～なみすけと仲間達の紹介～（すぎなみアニメキャラクター）



日本からほど近い場所にある小さな小さなスギナミザウルス島。
「なみすけ」は、スギナミザウルス島に住んでいた妖精です。
なみすけは、妹のナミーやなみきおじさん、杉並区で出会った友だちのスピトやタネタと一緒に杉並区が「みどりで魅力的なまち」になるようみんなで考えます。

すぎなみアニメキャラクターは、「すぎなみの輝き度」向上（杉並の魅力を発信する運動）の一つとして、平成18年に公募で選ばれました。

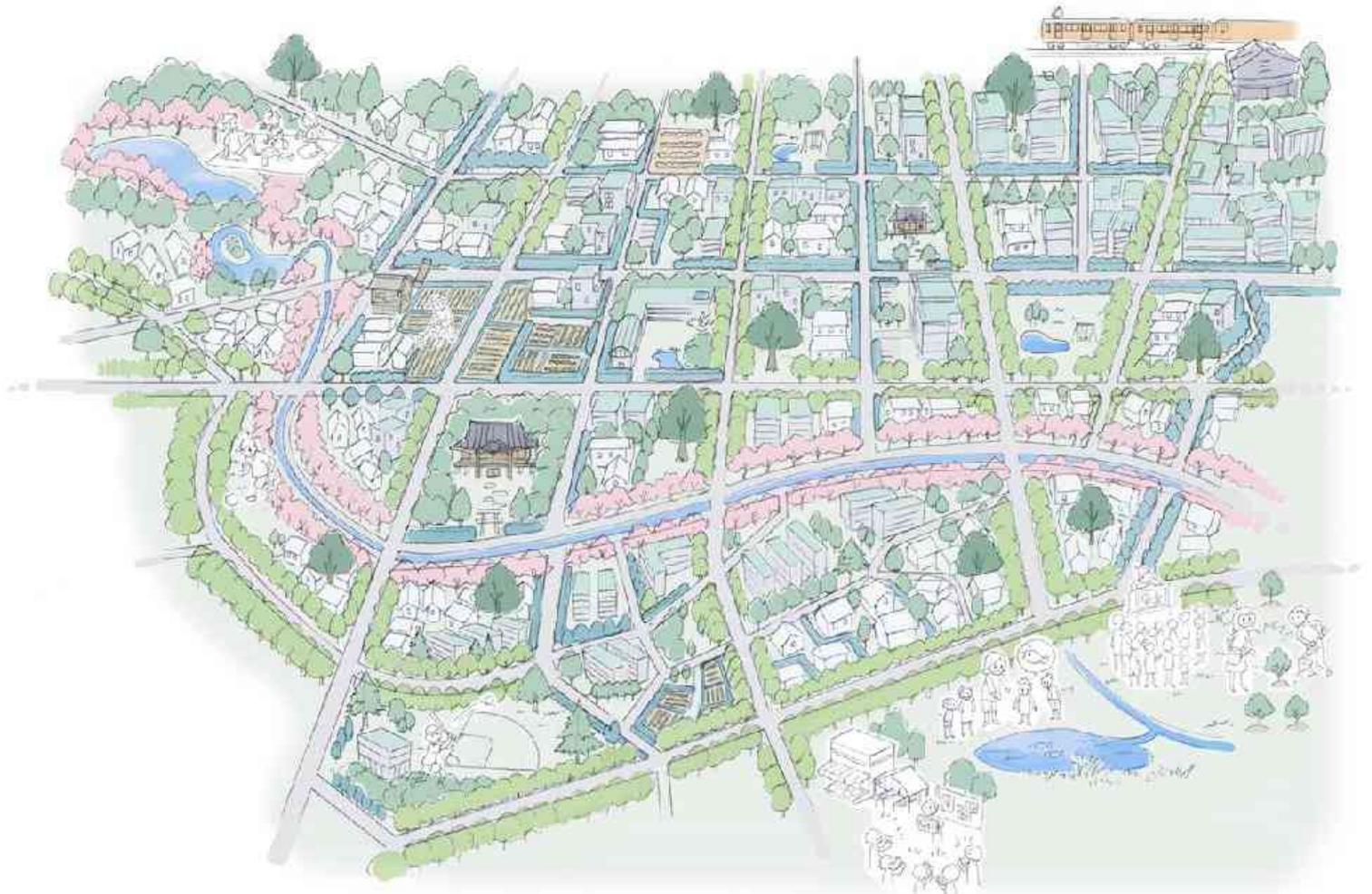
なみすけ達がまとめたみどりの将来像

しょうらいぞう

詳細はp14「みどりの将来像」

なみすけ達は、杉並区を「将来どんなまちにしたいか」を話し合いました。

みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並 ～受け継いだみどりに感謝してもっと豊かなみどりを次世代に～



こんなまちで
暮らしたいなあ～



「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とは…

- * 大きな森や農地がところどころにあり、そして少し歩けば、公園・緑地にたどり着け、子供達もお年寄りも笑顔があふれている。
- * 散歩道や通学・通勤路等で利用する川や道路沿いは、みどりであふれ、心を和ませてくれる。
- * 住宅地には、各家庭の自慢のみどりがいっぱいある。
- * 学校や公共施設は、次世代へ継承するみどりを学ぶ場となっている。
- * 区内は花やみどりで彩られ、多くの生きものが棲み、みんながみどりに感謝している。

なみすけ達がまとめたポイント～基本方針～

詳細はp14-15「基本方針」、p20-21「施策の体系」

なみすけ達は、みどりの将来像を実現するために

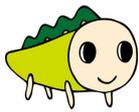
「具体的にどうすればいいか」を話し合いました。

最初に「みどりで杉並区を魅力的にするポイント」(基本方針)をまとめました。



みんなで協力して、武蔵野の風土を継承する屋敷林や農地の保全に力を入れて、今あるみどりを守っていくよ！

➡ **基本方針1：身近なみどりを守ろう**



庭に樹を植えたり、建物の屋上や壁面も緑化してみどりをいっぱい増やしていくよ！

➡ **基本方針2：新しいみどりを創ろう**



屋敷林や文化活動等を活かして、杉並らしい景観づくりに視点をおいて、みどりの質を高めていくね！

➡ **基本方針3：みどりの質を高めよう**



さわやかな風が流れ、鳥や昆虫が成育し、移動できるようにみどりをつなげればいいのじゃ！

➡ **基本方針4：みどりでまちをつなげよう**



みどりの活動に一生懸命な人を見つけて、その人たちの努力をみんなで讃えて、その人たちに学んでいくよ！

➡ **基本方針5：みんなでみどりを育てよう**

なみすけ達が考えた主な施策



屋敷林等の保全の強化

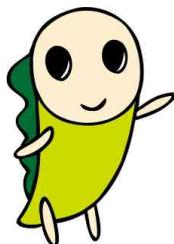
農とのふれあいの機会の充実

緑化地域制度の導入

なみすけ達が考えた目標～計画の目標数値～

詳細はp16-18「計画の数値目標」へ

次に、なみすけ達は、みどりの知識が豊富ななみきおじさんに、「目標」を定めて、その達成のために、みどりの活動を進めることの重要性を聞きました。そこで、なみすけ達は、3つの目標を考えました。



目標とする年は、
区制100周年の平成44年(2032年)だよ。



杉並区では、第1回目の緑化基本調査(現在のみどりの実態調査)が行われた昭和47年の緑被率が24.02%であり、当時のみどりの量まで回復させるのじゃ。

➡ 緑被率25%の確保



公園や広場は、レクリエーション、憩いの場、災害時の避難場所として重要であり、暮らしの中で、公園や広場に満足しているということは、健康や安心にもつながってくるのじゃ。

➡ 公園や広場に満足している区民の割合80%確保



通りにあるみどりは、まちに彩りを添えることに加えて、災害時には、塀の倒壊や延焼の防止による避難経路を確保する大切なみどりなのじゃ。

➡ 接道部緑化率30%の確保



景観計画による誘導

エコスクールの推進

みどりの顕彰制度の創設

第1章 みどりの基本計画の改定背景と視点

1. みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、『都市緑地法¹』及び『杉並区みどりの条例』により、区が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する緑の総合計画です。

2. 改定の背景と位置づけ

1) 改定の背景

本区は、平成6年の都市緑地保全法¹改正による「緑の基本計画」の法規定を受けて、平成11年に「杉並区みどりの基本計画」を策定しました。その後、緑被率の目標数値を達成したことや、全区域を緑化重点地区(p52を参照)に指定したことから、平成17年度に計画を一部改定しました。しかし、近年、国や都の法や計画が創設・改正・策定されたこと(表1-1参照)、みどりの実態調査結果(平成19年度)を反映させる必要があることから2回目の改定を行うこととしました。

表1-1:平成11年以降にみどりに係わる法・制度・計画の創設・改正・策定の項目別一覧

項目	法・制度・計画の名称
地球温暖化対策	地球温暖化対策推進大綱(国)/京都議定書目標達成計画(国)
ヒートアイランド現象の緩和	ヒートアイランド対策大綱(国)
生物多様性の保全	自然再生推進法(国)/第三次生物多様性国家戦略(国)生物多様性基本法(国)
安全安心な都市づくり	都市公園法(国)/都市計画公園・緑地の整備方針(都・区・市町)
地域にふさわしい景観形成	景観法 ² (国)/美しい国づくり政策大綱(国)/景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(国)
総合	都市緑地法(国)/緑の東京計画(都)/みどりの新戦略ガイドライン(都)/「緑の東京10年プロジェクト」基本方針(都)/緑確保の総合的な方針(都区市町村)

いろいろな法や計画があるんだね!



2) みどりの基本計画の位置づけ

本計画は、区の基本構想「杉並区21世紀ビジョン³」で、総合目標とした「区民が創る『みどりの都市』杉並」を実現するための部門別計画として、関連計画との整合性を図り、区のみどりに関する施策を推進するものです。また、国・都の計画等との関係をあわせて示すと図1-1のとおりです。

¹都市緑地法……………緑の基本計画をはじめ、市民緑地、特別緑地保全地区等、都市の緑地の保全及び緑化の推進について、必要な項目を定めた法律。平成16年度に一部改正が行われ、名称も「都市緑地保全法」から「都市緑地法」に改称された。

²景観法……………都市における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観重要建造物等の指定等、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。

³杉並区21世紀ビジョン……………21世紀のおおむね四半世紀を展望して、杉並区の望ましい将来像、目標、施策の基本指針を明らかにしたものである。

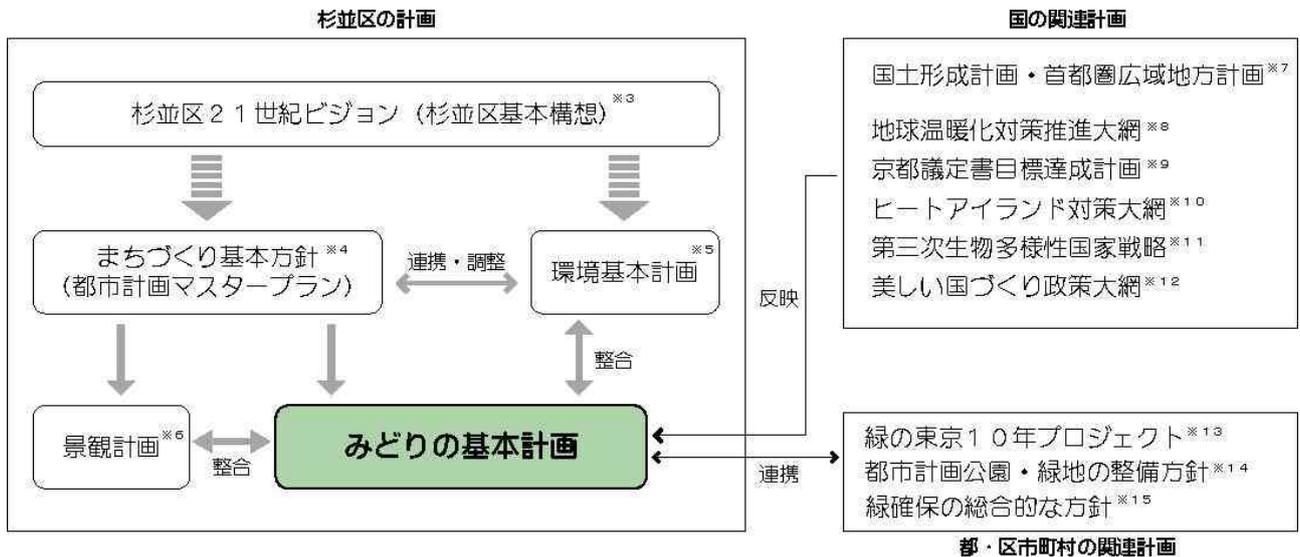


図 1-1：杉並区みどりの基本計画の位置づけ

この計画でいう「みどり」とは、植物などの生きもの、土や水、さらに、農地、樹林、公園、河川等を含めた広義なものとして表現しているよ。
 それぞれの要素を特に強調する必要がある場合は、「みどりと水」という表現にしているよ。



⁴ まちづくり基本方針……………区の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので、都市計画法に基づく都市計画マスタープランである。

⁵ 環境基本計画……………杉並区 21 世紀ビジョンに基づく杉並区基本計画が掲げる「環境先進都市」を実現するための施策を体系化したもので、杉並区環境基本条例に基づく計画である。

⁶ 景観計画……………景観法に基づき、景観行政団体が定めることのできる良好な景観の形成に関する計画であり、計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などについて定めることができる。

⁷ 国土形成計画・首都圏広域地方計画…国土形成計画法に基づく「国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画」で、全国計画と広域地方計画から構成される。

⁸ 地球温暖化対策推進大綱……………増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取り組みの推進方策を示している。

⁹ 京都議定書目標達成計画……………京都議定書で日本に課せられた、温室効果ガスの 6%削減を達成するために必要な措置を計画・立案したものである。

¹⁰ ヒートアイランド対策大綱……………ヒートアイランド対策の 4 つの柱として、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善をたて、各種施策等を示している。

¹¹ 第三次生物多様性国家戦略……………生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取り組みの方向を定めたものである。

¹² 美しい国づくり政策大綱……………国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次世代に引き継ぐという理念のもと、美しい国をつくるための 15 の具体的施策を示している。

¹³ 緑の東京 10 年プロジェクト……………緑あふれる東京の再生を目指して、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的な考え方、方向性等を提示した計画である。

¹⁴ 都市計画公園・緑地の整備方針……………2015 年までに、東京都の公園・緑地のうち優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」や「優先整備区域」を明らかにする事業化計画である。

¹⁵ 緑確保の総合的な方針……………屋敷林や農地など、「今ある民有地の緑」が減少傾向にあるため、守るべき緑を明確化し戦略的に緑を保全するため、都区市町村が策定した方針である。

3. 改定の視点

世界中のみどりが減少している今日、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題は、全人類共通の重要な課題となっています。私たち地球に暮らす人と全ての生きものは、水と緑と土によって命が生まれ生きていくことができるのです。

今回の改定では、みどりに対する社会的要請を整理し、次の視点に対応できる計画としていきます。

地球規模での環境問題への対応

近年、地球温暖化・都市のヒートアイランド現象等は、深刻な課題となっています。

地球温暖化問題では、平成 20 年の京都議定書目標達成計画(全部改定)で、わが国は温室効果ガスの 6%削減を定め、平成 21 年にデンマーク コペンハーゲンで開催された第 15 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP15) では、25%削減を表明しています。削減にあたり、都市緑化等は二酸化炭素の重要な吸収源と位置づけられています。

また、日本の 6 大都市では、この 100 年間に平均気温が 2~3 上昇しており、地球の温暖化よりも顕著な進行傾向を示しています。対策としては、みどりの保全・創出を含む地表被覆の改善や水と緑のネットワーク等による都市形態の改善が掲げられています。

本区も地球規模の視点に立った環境保全に積極的に取り組んでいく必要があります。環境問題に寄与する現存するみどりを保全し、新たなみどりをできる限り増やしていく必要があります。

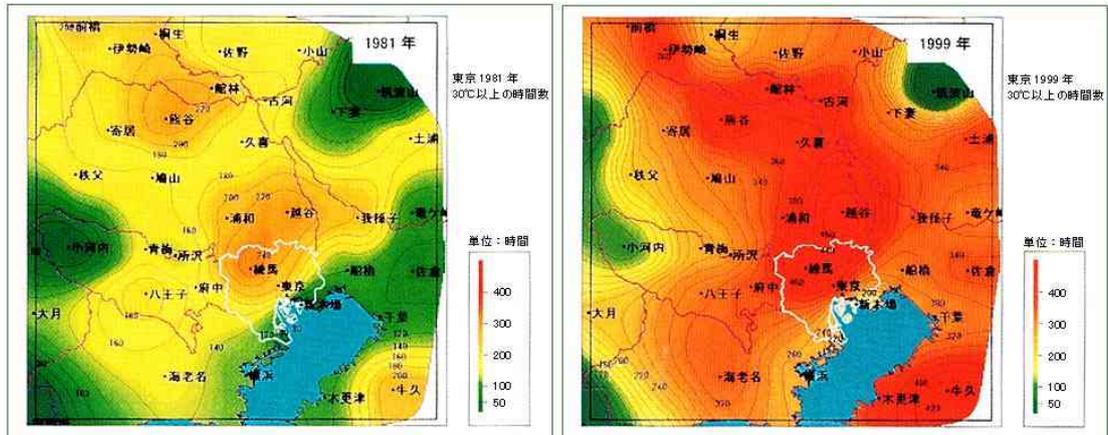
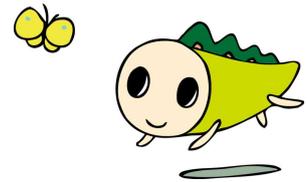


図 1-2：東京地域における高温延べ時間の広がり
(出典：ヒートアイランド現象の実態解析と対策のあり方についての報告書/環境省/平成 13 年)

生物多様性の向上に向けた取り組み

人類を含めた全ての生きものの生命と暮らしを支えるためには、個々の生きものだけでなく、生態系そのものを守っていくことが必要です。生態系が大きく崩れた要因として、人間が利便性を求めたことによる土・水・大気の汚染、生きものの生息地や生育地の消滅が挙げられます。健全な生態系は、生きものの多様性によって維持され、反対に生態系の破壊は人類そのものの生存を脅かすことにもなります。これまでの開発等によりくずれた生態系を取り戻すため、国は平成 7 年から生物多様性国家戦略を立て、平成 20 年 5 月には生物多様性基本法を制定し取り組みを進めています。ま



た、2010年には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10¹⁶）の開催が愛知・名古屋で予定されています。本区においても都市の実情にあった生物多様性の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

安全安心なまちづくりの対応

阪神・淡路大震災等の教訓を受けて、安全な都市づくりにおけるみどりの重要性が再認識されています。阪神・淡路大震災では、地震により発生した火災に対して、樹木は延焼防止、公園や街路の樹木は焼けどまりとしての機能を果たしました。また、建物の倒壊を樹木が防ぎ、避難する人に空間・時間的な余地を与え、さらに公園緑地は避難場所や救援活動の拠点として活用されました。本区においても、災害に強いまちづくりに資する公園整備や緑化を進めていく必要があります。



写真：防災公園（左：蚕糸の森公園 / 右：井草森公園）

後世に伝える“杉並らしさ”の保全

これまでの都市づくりは、経済性・機能性が優先されてきました。しかし、魅力ある景観形成への人々の関心や要望が高まっており、地域固有の景観のあり方が、共通の課題として認識されてきています。

本区において、杉並らしい“個性と魅力”をもったまちとするためには、長い年月をかけて、守り育てられてきた屋敷林や大木等が大きな役割を果たします。私たちは屋敷林や大木等に知らず知らずのうちに、なつかしさや安らぎを感じています。こういった地域固有の景観をつくる屋敷林や大木等を、後世に残していくためには、区民共有の資産として守り育てていくことが急務です。

¹⁶COP10・・・1992年にリオ・デ・ジャネイロにて開かれた地球サミットで生まれた生物多様性条約の10回目の締約国会議。生物多様性条約では、条約締約国が概ね2年毎に集まり、各種の国際的な枠組みを策定することとなっている。

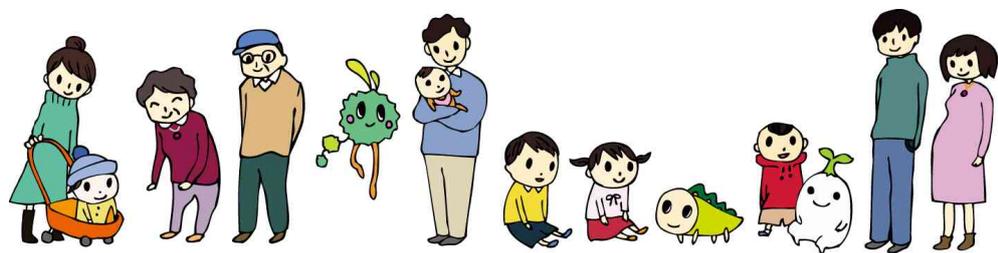


写真左：屋敷林 / 写真右：社寺林

協働によるみどりづくりの仕組みの確立

身近なことから地球規模にまで及ぶ課題への対応が求められている今日、みどりがもつ大きな可能性に期待が寄せられています。また、みどりや環境に対する課題について、区民の意識や関心が高まり、実際に行動して環境を改善しようとする取り組みも見られます。

平成21年に改正した杉並区まちづくり条例では、事業者も地域社会の一員として、積極的に地域のまちづくりに貢献することが求められています。本区のみどりを量・質ともに充実させ、後世に伝えていくためには、区民みんなの協力はもとより、事業者も重要な役割を担うことをしっかり認識して、みんなでみどりを守り、創り、育てていくことが重要です。また、特に少子高齢化時代では、若い世代を育成しながら、団塊の世代のパワーを十分活かした新たな仕組みづくりを確立していく必要があります。



第2章 計画の基本方針と目標



1. みどりの将来像

住宅都市杉並において、様々な生きものが共生でき、区民が快適かつ安全安心に生活していける環境を創出するためのみどりのあり方を「みどりの将来像」として表現しました。また、サブタイトルとしてみどりを区民共有の財産として次世代へ継承する視点を盛り込みました。

みどりの将来像

みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並
～受け継いだみどりに感謝してもっと豊かなみどりを次世代に～

2. 計画の基本方針

みどりの将来像を実現するために、次の5つを基本方針として設定します。

基本方針1：身近なみどりを守ろう

本区は都心に近接した郊外住宅地として発展してきた「住宅都市」です。昭和30年代からの急激な都市化で農地や樹林地等のみどりを大幅に失い、近年においても、屋敷林の伐採、農地の宅地化等によってみどりは減少の一途をたどっています。そのため、身近に自然を感じたり、ふれあえる機会が少なくなってきました。

そこで、武蔵野の風土を継承する屋敷林、農地、社寺林等、今あるみどりをできる限り減らさないように保全施策を強化し、まちのみどりの拠点や生きものの生息環境を確保し、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしさを守っていきます。

基本方針2：新しいみどりを創ろう

現状のみどりを守るだけでは、人々が自然と親しみ、休息をとったり、遊んだり、運動したり、コミュニケーションをとるための場は不足しています。また、近年、地球温暖化やヒートアイランド現象等の問題は深刻であり、本区も地球規模の視点に立った環境保全への取り組みが求められています。

緑被率25%の達成に向け、今後も、引き続き公園緑地の整備を着実に進めるとともに、開発時においても着実にみどりを確保できるよう、規制手法を用いた緑化の義務付けを検討し、みどりの総量を確実に増やしていきます。

基本方針3：みどりの質を高めよう

みどりには「存在するだけで発揮する存在価値（生活の安らぎ/景観/生きものの生息の場/大気の浄化）」と「人に利用されて発揮する利用価値（防災/生きものとの触れ合い/レクリエーション）」があり、私たちの生活に不可欠なこれらの機能を最大限に活用するためには、みどりの質を高めていく必要があります。

まちなかに潤い・彩りを演出する視覚的効果の高い景観上のみどりや生きものが生息する場所・良好な水循環のためのみどりをつくり、さらに、環境への負荷を減らし循環型社会形成のためのみどりのリサイクルを進めていくことで、みどりの質の充実を図っていきます。

基本方針4：みどりでまちをつなげよう

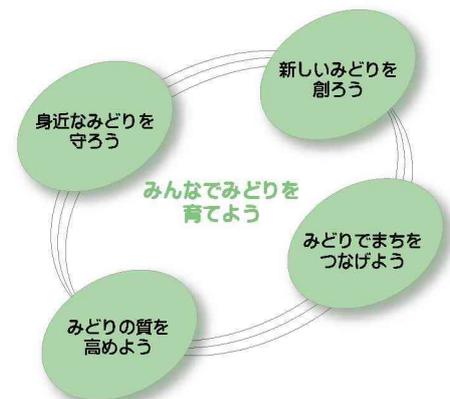
みどりのもつ機能（環境保全、まちの魅力向上、レクリエーション、防災、生きものの生息場所等）を最大限に発揮させるために、本区のみどりの拠点やみどりの軸を計画的につないだり、生きものの生息場所や移動経路などを把握することはとても重要です。また、みどりをつなげる担い手である人と人とのつながりが重要となります。

したがって、公園、緑地、小中学校等みどりの多い場所を、緑道、河川沿い等のみどりで結び、みどりと水のネットワークをつくり、みどりを介したコミュニティを築いていきます。

基本方針5：みんなでみどりを育てよう

量・質ともに充実したみどりを次世代に引き継いでいくためには、これまで以上に区民（事業者、NPO¹⁷を含む）と区が、各々の責任と役割のもと、良好なパートナーシップを築き、みどりを守り、創り、質を向上させていく必要があります。

そのため、区民主体・区民参加によるみどりのまちづくりを進め、区民がみどりの重要性・必要性を感じることができる機会を増やしていきます。また、区は区の方針や緑化施策を分かりやすく区民に提示するとともに、区民の主体的な活動をこれまで以上に支援し、みどりのまちづくりを進めていきます。



¹⁷NPO・・・Non-Profit Organizationの略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする非営利の民間組織である。

3 . 計画目標

1) 計画のフレーム

本計画は、長期に渡る「みどり」の将来ビジョンです。当面の目標として、旧計画の目標年次の平成 30 年を中間年次、区制 100 周年である平成 44 年を目標年次として設定します。

なお、社会情勢の変化などにより必要な見直しを行うものとします。

中間年次 平成 30 年 (2018 年)



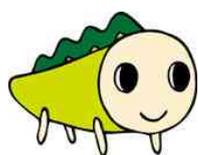
目標年次 平成 44 年 (2032 年)

人口見通し 522,135 人²⁾

現況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	中間年次 (平成 30 年)	将来年次 (平成 44 年)
527,942 人 ¹⁾	535,845 人 ²⁾ 平成 32 年推計	522,135 人 ²⁾ 平成 42 年推計

計画対象区域 3,402 ha

	現況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	将来年次 (平成 44 年)
人 口	527,942 人 ¹⁾	522,135 人 ²⁾ 平成 42 年推計
規 模	3,402 ha	3,402 ha
人口密度	15,519 人/k m ²	15,348 人/k m ²



将来目標は
区制 100 周年の
平成 44 年だよ

1) 「杉並区住民基本台帳」による

2) 「国立社会保障・人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口 - 平成 20(2008)年 12 月推計 - 公表用資料」による

2) 計画の数値目標

「緑被率¹⁸⁾」「公園や広場等に満足している区民の割合」「接道部緑化率¹⁹⁾」の3つの指標を本計画の目標とします。

緑被率の目標

25% (中間年次は23%)

平成19年度のみどりの実態調査では、緑被率は21.84%でした。昭和47年に第1回目の調査が行われ、その時の緑被率は24.02%ありました。

本計画では、昭和47年当時までに回復させることを目指し、将来目標(平成44年)を25%に設定します。また、中間年次(平成30年)の目標を23%とします。

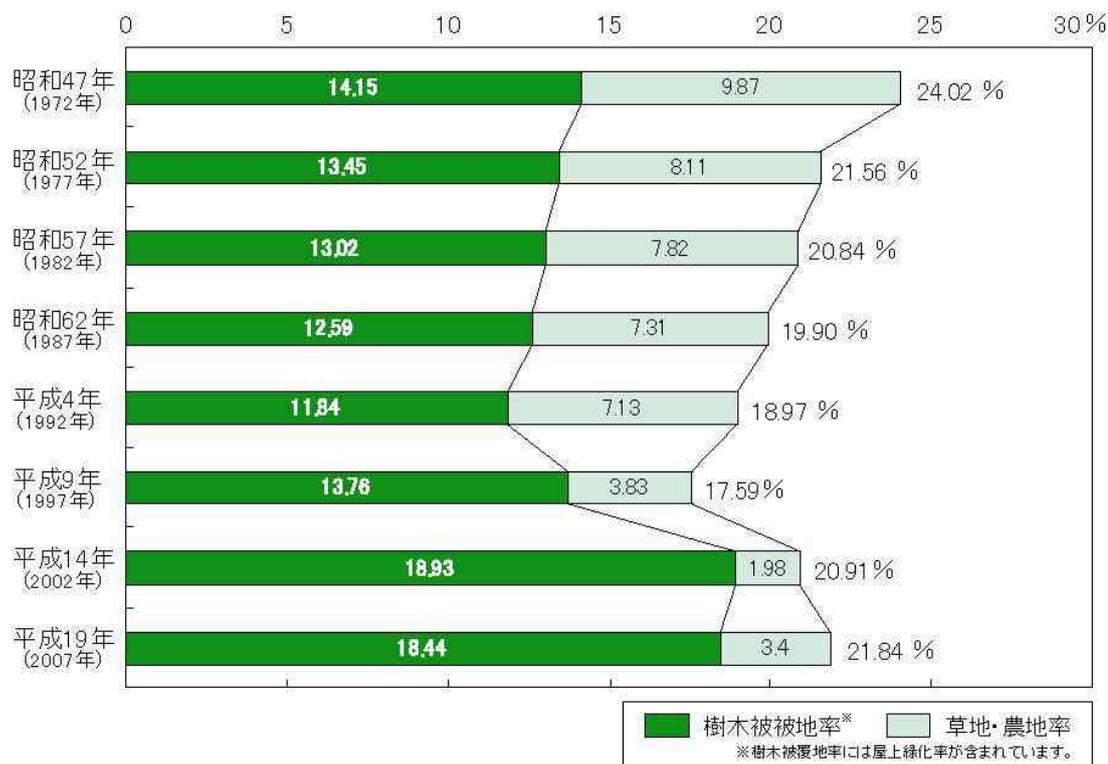


図 2-1 : 緑被率の経年変化と内訳

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年



¹⁸⁾ 緑被率………樹木被被地、草地、農地、屋上緑化等が区全体の面積に占める割合。

¹⁹⁾ 接道部緑化率……敷地の道路に面した部分(接道部)の生けがきや植え込みなどの緑化された延長が、接道部延長に占める割合。

公園や広場等に満足している区民の割合

80%

人口の変化に左右されない公園緑地の確保目標として、今回新たに、公園や広場等に満足している区民の割合を設定します。本指標は、杉並区区民意向調査で毎年実施しているものであり、経年変化を捉えやすく区民ニーズを反映しやすい指標でもあります。

平成21年調査では72%であり、本計画においては80%を目標値として設定します。

また、あわせて旧計画の公園緑地面積 5.0 m²/人(都市公園法における市街地特例の水準)を長期的な目標として見据えていきます。

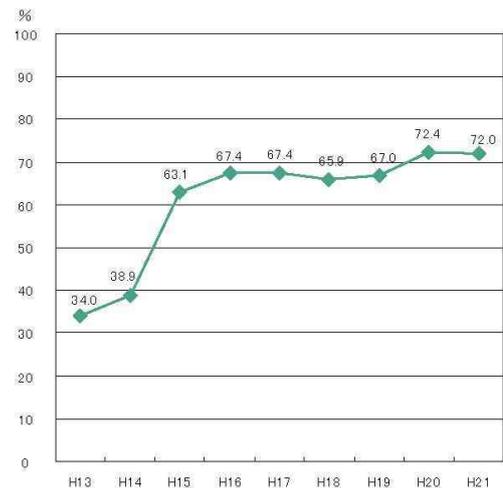


図 2-2 : 公園や広場等に満足している区民の割合の推移
出典：杉並区区民意向調査

接道部緑化率の目標

30% (中間年次は25%)

一般的に、人がまちのみどりの量を評価する時、視界に入るみどりが影響します。まちの緑視景観の向上や防災など、接道部のみどりが果たす効果は大きいことから、客観的にまちのみどりを評価する指標として接道部緑化率を設定します。

平成19年度のみどりの実態調査では区全体の接道部総延長は1,941,095mであり、そのうち、緑化有りの割合は23.0%、緑化余力の有りの割合は30.9%でした。そのため、中間年次の平成30年には25%、将来年次の平成44年には30%を目指します。

表 2-1 : 種類別接道部の延長

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

接道部の種類	種別	延長 (m)	全接道部に対する割合 (%)
	緑化有り ²⁰		
	植え込み・植樹帯	288,387.6	14.9
	緑化フェンス	16,351.8	0.8
	その他緑化(竹柵/境界なし/農地 等)	52,324.7	2.7
	小計	447,112.3	23.0
緑化余力有り ²¹	ブロック塀	198,504.0	10.2
	万年塀	38,074.5	2.0
	フェンス	169,642.1	8.7
	その他の塀(石塀/レンガ塀 等)	150,401.6	7.8
	その他(境界なし/余力のある境界 等)	42,446.0	2.2
	小計	599,068.2	30.9
緑化余力無し ²² (出入口/門幅/境界建物/工事中 等)		894,914.5	46.1
区合計		1,941,095.0	100.0

²⁰ 緑化有り……現状で緑化されているところ

²¹ 緑化余力有り……将来的に緑化の可能なところ(塀と建物の間に緑化可能なスペース50cm程度ある接道部)

²² 緑化余力無し……将来的にも緑化の可能性がないところ(塀と建物の間に緑化可能なスペース50cm程度ない接道部)

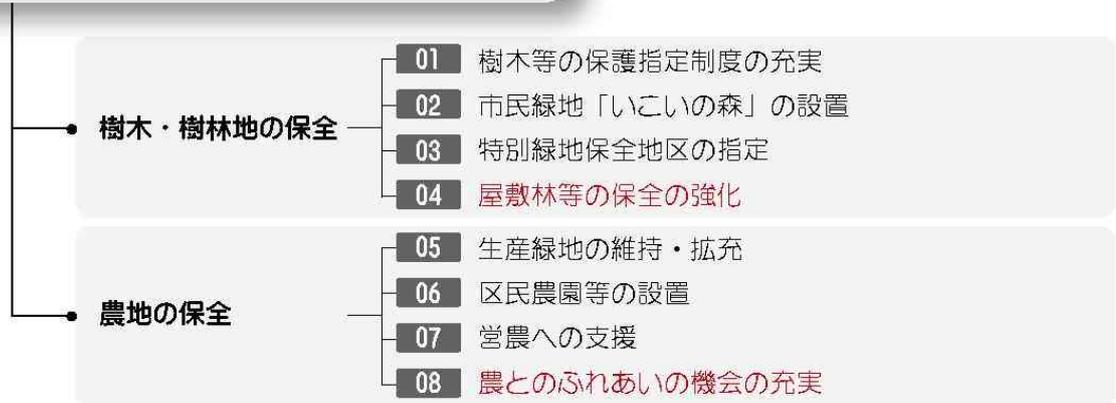
第3章 将来像を実現するための施策



1. 施策の体系

本計画において進める施策は、5つの基本方針に基づき、11の施策の柱と39の個別施策（以下「^{サンキュー}39プラン」とする）により構成します。

基本方針1：身近なみどりを守ろう



基本方針2：新しいみどりを創ろう



基本方針3：みどりの質を高めよう



基本方針4：みどりでまちをつなげよう

みどりのベルトづくりの推進

- 25 みどりの拠点づくり
- 26 河川の緑化推進
- 27 道路の緑化推進
- 28 身近なみどりのネットワークづくり

基本方針5：みんなでみどりを育てよう

みどりについての意識の向上

- 29 環境学習の充実
- 30 みどりの相談所の充実
- 31 みどりの情報の発信・イベントの開催
- 32 みどりの顕彰制度の創設

区民とのパートナーシップ

- 33 区民主体によるみどりづくり
- 34 緑化活動への支援
- 35 みどりの協定の締結促進
- 36 地区の指定
- 37 みどりの基金の積み立て・運用

みどりの調査・企画

- 38 みどりに関する調査の実施
- 39 杉並区緑化推進連絡会の運営

※旧計画から継承したプランは黒字、文言や位置付けの変更・統合したプランは青字、新規プランは赤字で示す。

※旧計画における以下の8つのプランは、本計画の39プランの中で整理・統合したものである。

本計画より削除した旧計画のプラン	本計画のプランでの対応
個性的な公園の整備	「13 身近な公園等の整備」に統合
接道部緑化の助成制度の充実	「18 民有地緑化の推進」「19 景観計画による誘導」の中で実施
学校のエコアップ	「22 エコスクールの推進」の中で実施
水のみちの整備	「28 身近なみどりのネットワークづくり」の中で実施
みどりと水のネットワークづくり	「28 身近なみどりのネットワークづくり」に文言変更
みどりの情報の発信	「31 みどりの情報の発信・イベントの開催」に統合
みどりのイベントの開催	「31 みどりの情報の発信・イベントの開催」に統合
みどりのボランティア活動の推進	「33 区民主体によるみどりづくり」の中で実施

2. 施策の内容



39プランに関わる施策として、将来のみどりのまちづくりのために、なみすけ達が考えた施策が出てきます。長期のビジョンに立って、これらの施策を検討・研究していきます。

このマークが目印だよ！



基本方針1：身近なみどりを守ろう

私たちの身近にある屋敷林・社寺林・農地等のみどりは、これまで都市の環境を守ってきたみどりです。つまり、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和等に役立ってきたみどりと言えます。また、杉並らしい景観を伝え、生きものの生息場所としても貴重な場所となっています。私たちは屋敷林・社寺林・農地等のみどりをこれ以上減らさないよう保全していく必要があります。

隣接する区市との関係においては、都と区市町村が合同で策定した「緑確保の総合的な方針」を踏まえ、身近なみどりを守っていきます。

1) 樹木・樹林地の保全

01 樹木等の保護指定制度の充実

根拠法

区

杉並区みどりの条例

保護樹木・保護樹林・保護生けがきの指定

みどりの条例に基づき、保護樹木²³・保護樹林²⁴・保護生けがき²⁵等の保護指定を行い、維持管理経費の一部助成や管理代行等の所有者の意向にあった支援等を進めていきます。



区内の樹木や樹林は、みんなにとって大事なもの。区の条例で守っていかないといけないんだね。



写真：保護生けがき

貴重木の保全

まちの美観の維持、アイストップとなる巨樹や景観木等を貴重木²⁶として指定し、所有者との保全協定の締結や、樹木医の派遣等により、積極的に貴重木の保全を図ります。

“なみすけ学びの森”があったらいいなあ～



学びの森の創設（仮称：なみすけ学びの森）

将来にわたり、杉並のみどりを守り創っていくためには、これからの社会を担う今の子供達が、みどりを愛でる心を育み、みどりに関する知識を学ぶ場が必要です。そこで、区内の小中学校に程近い所で、自然体験や環境教育等で活用できる森のような場として、学びの森の創設を検討します。

²³ 保護樹木 ……1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木等を対象に指定した樹木

²⁴ 保護樹林 ……樹木が集団となっていて土地の面積が500㎡以上あるもの、屋敷林や社寺林等は樹木が集団となっていて土地の面積が300㎡以上あり、高木が30本以上あるもの等を対象に指定した樹林

²⁵ 保護生けがき ……景観上優れ、良好な管理が行なわれており、道路に面する長さが10m以上あるものを対象に指定した生けがき

²⁶ 貴重木 ……保護指定の樹木のうち、美観の維持等に資する樹木で、規則で定める基準に該当するものを対象に指定した樹木

02 市民緑地「いこいの森」の設置

根拠法

国

都市緑地法

300㎡以上の良好な樹林地を保全するため、都市緑地法に基づき、所有者と借地契約を締結し、必要な施設整備を行い、「いこいの森」として区民に開放します。

また、区は市民緑地に適した樹林地の所有者に対して制度活用のPRを進めます。



写真：下井草いこいの森

“なみすけの原っぱ”があったらいいなあ～



いこいの原っぱの創設（仮称：なみすけの原っぱ）

都市緑地法に基づく市民緑地「いこいの森」は面積規定がありますが、300㎡未満のみどりも、区民がみどりの恩恵をより身近に感じられる貴重な場です。

今後は区が主体となり、面積規模の小さい樹木地や草地等もいこいの原っぱとして保全できるような仕組みを検討します。

03 特別緑地保全地区の指定

根拠法

国

都市緑地法
都市計画法

既指定の和田堀特別緑地保全地区²⁷の保全に努めるとともに、区内に点在する社寺林や屋敷林等のまとまったみどりを中心に、法に基づく特別緑地保全地区を新たに指定していきます。



写真：和田堀特別緑地保全地区

新規



04 屋敷林等の保全の強化

根拠法

区

杉並区みどりの条例

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりであり、区民の共有資産として、これらのみどりを後世に継承していく必要があります。そのため、区内の屋敷林等に対して個別に調査および評価を行い、保全優先度に応じたきめ細やかな保全方を講じていきます。

²⁷ 特別緑地保全地区……都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、10ha以上は都が、10ha未満は区が指定する。

表3-1：個々の屋敷林の調査にあたっての調査項目（案）

	項目	基準説明
1	歴史性	まちの成り立ちやいわれとの関係
2	原風景性	周辺住民の心の拠り所やシンボリック的存在
3	希少性	杉並で良好に生育していることが希少
4	植生	構成種が多様で多様な生きものが生育生息
5	地域性	区内で緑が少ないなど生育場所が重要
6	規模	貴重木或は同規模樹木が複数含まれる
7	回復性	喪失した場合の回復可能性
8	生育年	樹齢や生育年数
9	健康度	樹木或は林全体の健康状況
10	保存意向	所有者の保存意向
11	保全活動	コミュニティとしての保全活動の有無



保全施策の推進

屋敷林等の調査・評価を行った上で、特に保全優先度の高い樹林を法・条例の制度による保全施策へ誘導していきます。さらに、みどりを保全した開発計画に対する支援について検討します。

所有者連絡会の開催

屋敷林等の所有者同士が、今あるみどりを長く保全できるよう情報を共有しあえる場として、定期的に所有者連絡会を開催していきます。

屋敷林等の保全のPR

所有者、事業者および区民向けに、屋敷林等の保全に関する手引きを作成・配布する等、屋敷林等の果たしている役割や保護していくうえで大切なことなどについて、分かりやすくPRしていきます。

写真：杉並らしい歴史風土を伝える屋敷林

“なみすけの森”
があったらいい
なあ～



特別樹林の創設（仮称：なみすけの森）

個々の屋敷林を調査および評価の上、保護樹林のうち、特に後世に残すべき貴重な樹林を特別樹林として指定していきます。

2) 農地の保全

05 生産緑地の維持・拡充

根拠法

国

都市計画法
生産緑地法

畑土（農地の表土）は、有機物を豊富に含んだ肥沃な土です。新たに作り出すには長い年月がかかります。農地は耕作の場だけでなく、良好な土壌生態系を保持するうえでも貴重な場であり、保全していく必要があります。

農地保全の有効な方策の一つである生産緑地²⁸制度を積極的に活用し、未指定農地の生産緑地の指定を進めます。また、買い取り申し出が行われた際、可能な限り公園・緑地等への転用を検討します。

農地は生きものにも大事な空間なんだね。！



²⁸ 生産緑地……生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間保全する地区である。

区が農地を借り上げて開設する「区民農園」や、農業者が利用者に作付けから収穫までの栽培指導等を行う「体験型農園」の支援を行っています。

今後も農地の保全と区民が土とふれあえる機会を提供するため、現在の農園事業を維持していくとともに、農業者の意向を汲み上げながら区民農園・体験型農園の設置を行います。

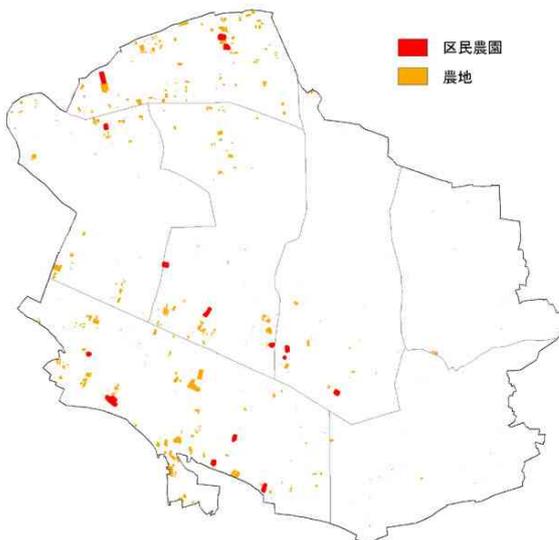


図 3-1：区民農園と農地の分布



写真：：体験型農園

区内の農地は、小規模農地で多品種少量栽培を行い、区民に新鮮野菜を提供しています。

また、生産者の高齢化や後継者不足もあり、生産の拡大が困難な状況となっています。

農業として一定の収入を得て、農地を保全していくため、農産物直売の支援や農業ボランティアの派遣を行い、農家が営農を継続できる環境づくりを支援していきます。また、都内自治体と連携し、農地保全のための法律改正要望や都市農業 PR 事業に取り組んでいきます。

具体化事業	概要
農産物直売の支援	区民に新鮮な野菜等の供給ができるよう 直売所等を紹介した「農産物直販マップ」や、直売所をお知らせする旗を作成します。
農業ボランティアの派遣	農業に関心を持つ区民を、ボランティアとして農家に派遣します。
都内自治体との連携	「都市農地保全推進自治体協議会」や「都市農地懇談会」の活動を通じて都内の自治体と連携し、都市農業振興策の実施や、都市農地保全のための農地関係法、都市計画関係法、関係税法などの改正を国に要望していきます。また、23 区内の農業について、多くの方に理解していただき、応援団になっていただけるよう PR 事業に取り組んでいきます。
苗木等の育成委託の実施	緑化啓発の一環として区民へ苗木等を配布するため、農業生産者団体に苗木や草花の育成を委託します。



写真：農産物の直売所

新規



08 農とのふれあいの機会の充実

根拠法

食の安全が危ぶまれる現代において、本区農業は都市部にありながら、生産現場が身近にあり、農作物が安心安全に育つ光景をみることができます。区民に、この貴重な環境を周知し、区民と生産者との交流を深める機会として、学校給食への地元野菜の供給、ふれあい農業体験、農業祭等の事業を実施していきます。



写真：農地と屋敷林が一体となった農風景



写真：農業祭における農作物の即売会

“タネタの学びの農園”があったらいいなあ～



学びの農園の創設（仮称：タネタの学びの農園）

子供達が農作物の育つ過程を学ぶ場として、区内の小中学校に程近い所で、土にふれ、農体験を行い、食育を学ぶことができる学びの農園の創設を検討します。

“タネタのふれあい農業公園”があったらいいなあ～



農業公園の開設（仮称：タネタのふれあい農業公園）

現在、区民が農作業をできる場として区民農園や体験型農園がありますが、区民が誰でも自由に出入りでき、農作業を体験できる農業型の公園の開設を目指します。

基本方針 2：新しいみどりを創ろう

私たちが暮らしの中で新しいみどりを創っていくことは、ヒートアイランド現象にみられる都市熱環境を改善するばかりでなく、温暖化防止という地球環境の改善にもつながります。また、身の回りにみどりが増えることは、私たちに安らぎを与え、景観も向上し、災害にも強いまちをつくることとなります。さらには、生きものの移動経路が確保され、生物多様性の向上が図られます。

本区は、区全域が緑化重点地区となっており（p52）民有地の緑化、公園・緑地の整備等を積極的に行う地区でもあります。

3) 緑量の確保

09 緑化指導の充実	根拠法	区 都	杉並区みどりの条例 東京都風致地区条例
------------	-----	--------	------------------------

みどりの条例に基づき、すべての建築行為等に対して、緑化指導の充実を図ります。なお、緑化地域制度の導入にあたっては、緑化指導²⁹と整合を図りながら進めていきます。また、区内の善福寺・和田堀の両風致地区において、東京都風致地区条例に基づく適正な規制を行うとともに、みどりや水辺を含めて良好な住環境の保全に努めます。



写真：和田堀風致地区

10 開発許可制度 ³⁰ の運用	根拠法	国 都	都市計画法 東京における自然の保護と回復に関する条例・施行規則
-----------------------------	-----	--------	------------------------------------

区内に残された貴重なみどりが、都市計画法にいう開発行為等により、減少することを最小限にとどめるため、都をはじめ関係機関との連携に努めます。

また、都市開発諸制度等で生まれる公開空地等については、都が策定した「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、開発の構想段階でみどりのネットワーク等を、事業者には十分配慮してもらいます。

新規



11 緑化地域制度の導入	根拠法	国	都市緑地法
--------------	-----	---	-------

“なみすけみどりのまちづくり制度”があったらいいなあ～



緑化地域制度の導入の検討・実施（仮称：なみすけみどりのまちづくり制度）

開発許可や建築確認申請時に緑化を義務付ける「緑化地域制度」の導入を検討していきます。緑化地域制度は、これまでの条例による緑化指導とは異なり、都市緑地法による緑化の義務づけを行うものです。事前調査および関係機関との調整を十分に行い、導入に向けた検討を進めていきます。

調査・検討事項（案）

- ・対象敷地面積に対する緑化基準
- ・緑化指導との整合

（緑化地域制度の対象面積未満の敷地の緑化、既存樹木の保全方策等）

²⁹ 緑化指導……一定規模以上の開発行為等を行う事業者に対して、区が規則で定める基準に基づき緑化の協力を求める行政指導。杉並区では200㎡以上の敷地面積での建築行為は緑化計画書、200㎡未満は緑化計画概要書の届出が必要である。

³⁰ 開発許可制度……一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度である。

4) 公園等の整備

12 地域公園の整備

根拠法	国	都市公園法
	区	杉並区立公園条例

区民が豊かなみどりを享受することができるように、7つの地域毎に1～2箇所、規模の大きな地域公園の整備を推進します。



写真：柏の宮公園

13 身近な公園等の整備

根拠法	国	都市公園法
	区	杉並区立公園条例

1ha未満の公園の整備状況を見ると、まだまだ不足しているエリアがあります(図3-2)。区民が身近にみどりとふれあい憩う場として、不足地域を視野に入れ、まちかど公園、ふれあい公園、のびのび公園等を整備します。また、四季折々の花の咲く公園、森のある公園、子供達が自由に遊べる原っぱなど、個性的な公園の整備を進めます。

身近な公園はまだまだ足りないね。



写真：児童交通公園



写真：大田黒公園

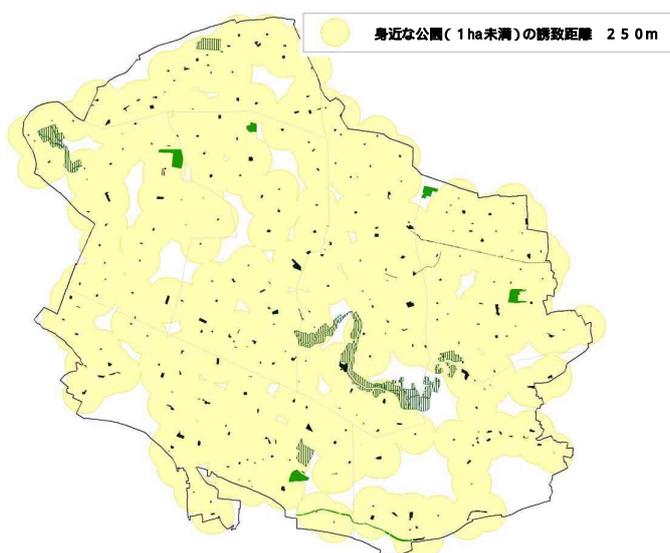


図3-2：誘致範囲に基づく身近な公園の充足状況

表3-2：区内の公園の種類

都市公園種別	杉並区みどりの基本計画	
	名称	内容
街区公園 (~1ha)	まちかど公園 300~1,000㎡	小規模の空間ながら周辺の公園と機能の分担した歩いていける最も身近な公園
	ふれあい公園 1,000~3,000㎡	近隣居住者の集い、遊戯、憩い等が目的とした歩いていける身近な公園
	のびのび公園 3,000㎡~1ha	集い、憩い、軽スポーツの場を目的とし街区の居住者を対象とする身近な公園
近隣公園 (1ha~4ha)	地域公園 1ha~10ha	地域内の各年齢層の日常野外活動やレクリエーション活動の場とし、豊かなみどりを享受するとともに防災や景観の向上に資する公園、7つの地域ごとに1~2箇所を目安に設置
地区公園 (4ha~10ha)		

14 公園等のリフレッシュ

根拠法

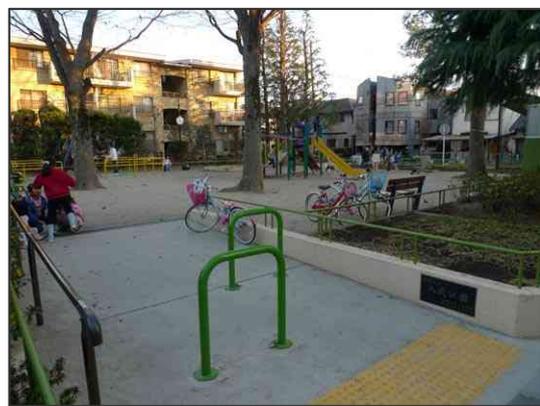
区

杉並区立公園条例

近年、公園のリフレッシュの視点として、安全・安心な施設の長寿命化、利用者の高齢化および価値観の多様化に伴う利用者ニーズへの対応等に重点が置かれています。リフレッシュした公園は、利用率が上がり、区民にも親しまれています。既設公園等の老朽化に合わせ、時代のニーズに対応した施設のリフレッシュ化を図り、公園の魅力を一層向上させるよう改善します。



井草公園（幅広い利用者層、バリアフリー化への対応。明るく安心安全な公園づくり）



八成公園（入口、園路のバリアフリー化
遊具の新安全基準への適合）

写真：リフレッシュされた公園

15 都立公園の整備の推進

根拠法

-

整備未着手となっている都市計画高井戸公園について、事業者となる東京都や大規模地権者などと公園整備早期着手に向けた協議を進めるとともに、区のみどりの大拠点となっている都立善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園について、未開設部分の早期整備を都に要請していきます。



基本方針3：みどりの質を高めよう

みどりをもつ機能を効果的に発揮できるようにするには、単にみどりの量を確保するだけでは十分とはいえません。区内に残る昔ながらの屋敷林・社寺林・農地等を今後も区民共有の財産として保全し、在来種の植物を活用したみどりの創出により杉並らしい景観を創ることができます。また地球環境、健康・安らぎ、防災、生きものとの共生といった視点でみどりを捉え、質を高めることが不可欠です。

5) まちなみ緑視景観の向上

16	区立施設の緑化の推進	根拠法	区	杉並区みどりの条例
-----------	-------------------	-----	---	-----------

区立施設、特に大規模な区立施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点、民有地緑化の見本となるよう緑化を進めます。

また、今後は、接道部緑化に重点を置き、まちのみどりとして質の高い緑化を進めていきます。



写真：区役所本庁舎の緑のカーテン



17	公共公益施設の緑化の推進	根拠法	区	杉並区みどりの条例
-----------	---------------------	-----	---	-----------

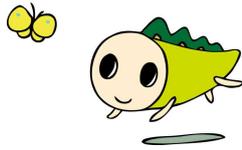
区内にある国や都などの施設、また、鉄道事業者やバス事業者の保有・管理している駅前広場、鉄道敷、車庫などへの緑化を要請していきます。特に、都立学校の積極的な緑化を要請します。

18	民有地緑化の推進	根拠法	国	都市緑地法
			区	杉並区みどりの条例

民有地の緑化を推進するため、接道部緑化、屋上・壁面緑化等の事業を展開していきます。

具体化事業	概要
接道部緑化の推進	生けがき、植え込み、フェンス緑化等を誘導するため、接道部緑化の助成制度を充実します。また、「まちづくり百年の計」として、連続した生けがきをつくることで、みどりがつながり、広がるまちなみの実現のために「生けがき道づくり」事業を進めます。
屋上・壁面・ベランダ緑化の推進	事業所・マンション等の植栽空間の少ない敷地では、ヒートアイランド現象の緩和や魅力的なまちなみ・景観づくりのため、屋上・壁面・ベランダの緑化を誘導します。そのため、緑化手法等の技術的な情報提供や緑化に関する支援制度を進めます。
私立学校・企業グラウンド等の緑化の要請	区内の私立学校や企業の保有するグラウンドは、地域の良好な環境形成の核ともなる施設といえます。そのため、これらの施設の一層の緑化を要請します。
緑化施設整備計画の認定	事業者が、建築物の屋上・空地等敷地内を20%以上緑化する計画を立て、税制面で

優遇措置を受けることができる認定制度の促進を図ります。



写真：屋上緑化

新規



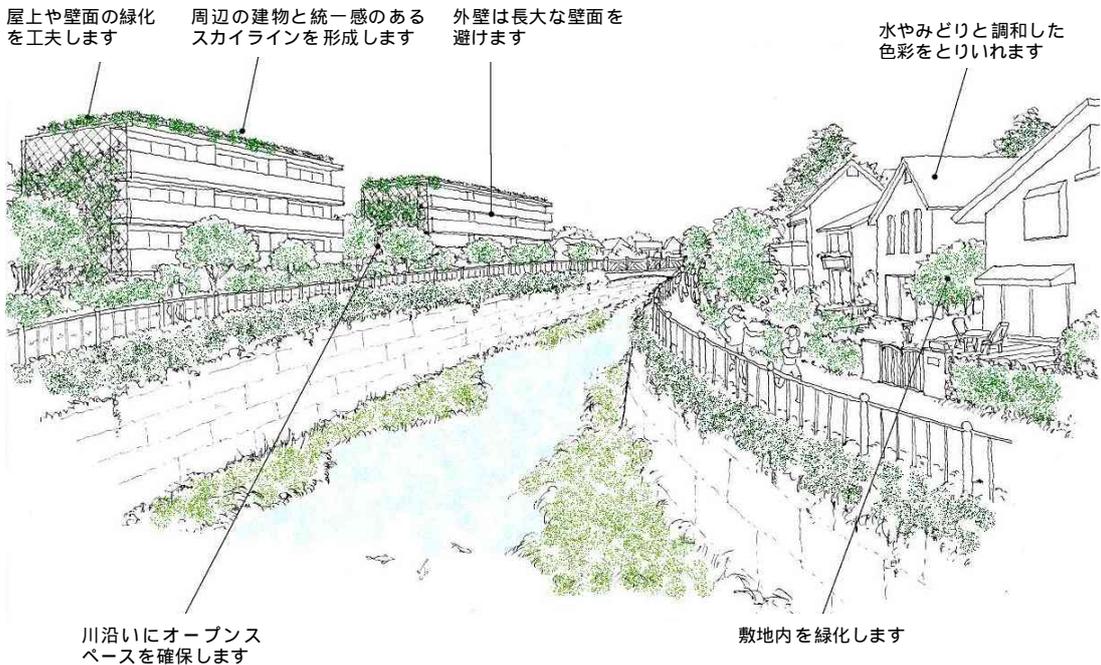
19	景観計画による誘導	根拠法	国	景観法
			都	東京都景観条例
			区	杉並区景観条例、まちづくり景観審議会条例

平成 16 年に、景観に関する総合的な法律「景観法」が制定され、自治体が地域特性に応じた独自の景観施策を展開できるようになりました。これを受け、本区は平成 21 年 4 月 1 日に景観行政団体³¹ となり、今後は区が策定する景観計画のなかで、区独自の景観施策を展開し、きめ細かな景観づくりを推進していきます。

杉並区が景観行政団体になって
 ・景観計画による区独自の景観づくり
 ・景観法に基づく行為の規制
 ができるようになったんだね。

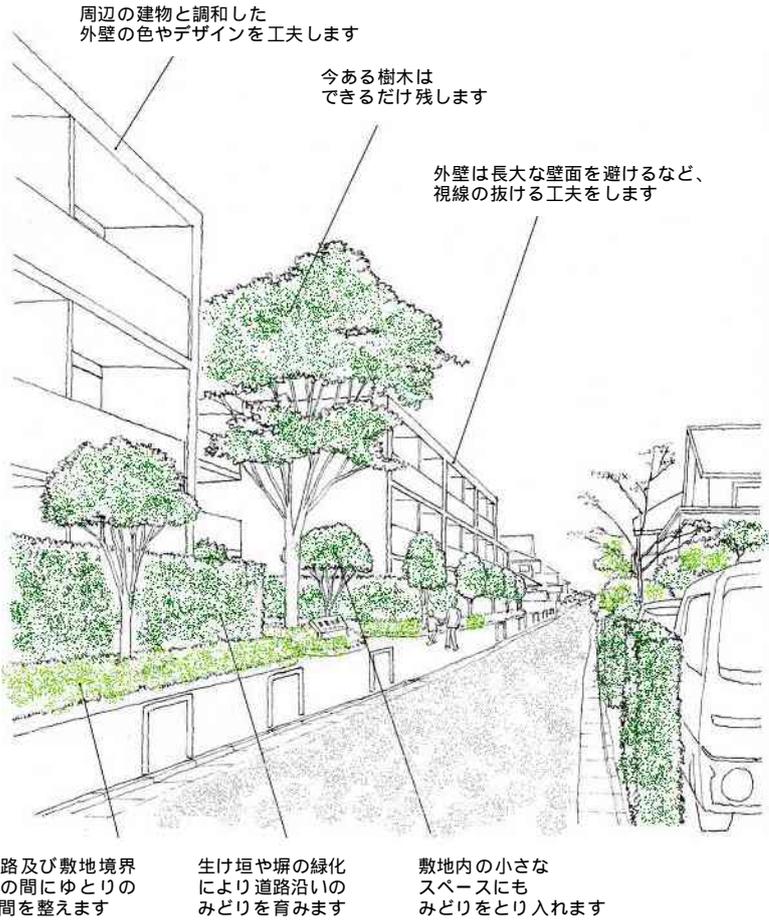


潤いを感じられる河川沿い



³¹ 景観行政団体・・・景観法により定義される景観行政を司る行政機構。

みどり豊かな住宅地



賑わいのある商店街



図 3-3 : 市街地特性格の景観づくりのイメージ

6) 環境に資するみどりづくりの推進

20	生きものの生息場所の保全と創出	関連法	国	生物多様性基本法
		関連計画	区	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業基本方針

カタクリをはじめとした、区内で貴重な植物の生育場所をみつけ保全するとともに、水辺や雑木林等を活用して、様々な生きものが生息できる場の創出を図ります。また、まちの中に、生きものの生息の場となる水とみどりが一体となったピオトープも設置していきます。

さらに、善福寺川では良好な河川環境の指標となる水鳥に着目し、潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図っていきます。



写真：善福寺公園（上池）に飛来したコハクチョウ



写真：まちなかのピオトープ



写真：貴重な植物（カタクリ）

21	雨水の地下浸透化の促進	関連計画	都	東京都における総合的な治水対策について
----	-------------	------	---	---------------------

建物の新築・増改築の際は、可能な限り緑地化を進めるとともに、透水性舗装の拡大、雨水の地下浸透施設の整備等により地下水を涵養し、水循環の回復を促進します。

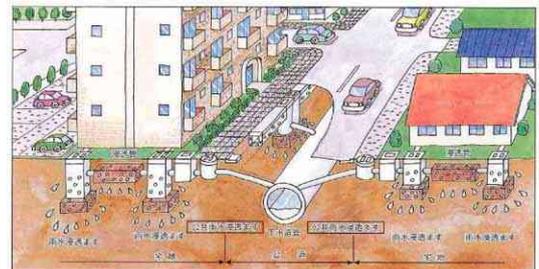


図 3-4：雨水の地下浸透のイメージ（東京都下水道局のパンフレットより）

22	エコスクールの推進	関連計画	区	エコスクール化検討懇談会検討報告書
----	-----------	------	---	-------------------

区立学校の緑化・エコスクール改修等を計画的に進め、環境に配慮した学校運営、および学校を核として、家庭・地域を含めた環境教育の推進を図ります。



写真：エコスクール化された荻窪小学校

7) みどりのリサイクルの推進

23 寄付樹木制度の充実

根拠法

区

杉並区みどりの条例

区民所有の樹木が、家の建替えなどで、手放さざるを得なくなった場合など、一定の基準に該当する樹木を区が登録し引き取り、公共施設等で活用します。また、区民同士が譲渡しあう等、制度内容の充実を図ります。



24 剪定枝・落ち葉等のリサイクルの推進

関連計画

区

杉並区みどりのリサイクル計画

みどりのリサイクル計画をもとに、日常のみどりの維持管理から発生する剪定枝はチップに、落ち葉は腐葉土にする等、可能な限り資源として利用します。

特に、公園等の落ち葉は、そのまま土に還元するほか、必要とする農家や区民へ配布し活用していきます。また、やむを得ず、焼却する場合には、発生する熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルを検討します



写真：落ち葉だめ

剪定枝はチップ
落ち葉は腐葉土にして
資源として活用しよう



基本方針4：みどりでまちをつなげよう

個々のみどりは、その効用に限りがあります。身近なみどりが連続してつながると、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系のバランスの維持、災害に強いまちづくりなど、みどりが担う機能が最大限に発揮されます。みどりをつなげることは、私たちの暮らしを豊かにすることにもつながります。

8) みどりのベルトづくりの推進

「みどりのベルトづくり」とは、拠点となる大規模な公園等のみどりを、河川や幹線道路等のみどりでつなぎ、さらに、暮らしの中にある屋敷林や農地や学校のみどりを、接道部のみどり等でつないでいき、暮らしの隅々にまでベルトのようにみどりを張り巡らせていく考え方です。具体化事業は、平成17年の「杉並区みどりのベルトづくり計画」に基づいて進めていき、杉並区まちづくり基本方針のみどりと水のネットワークづくりをさらに強化していきます。

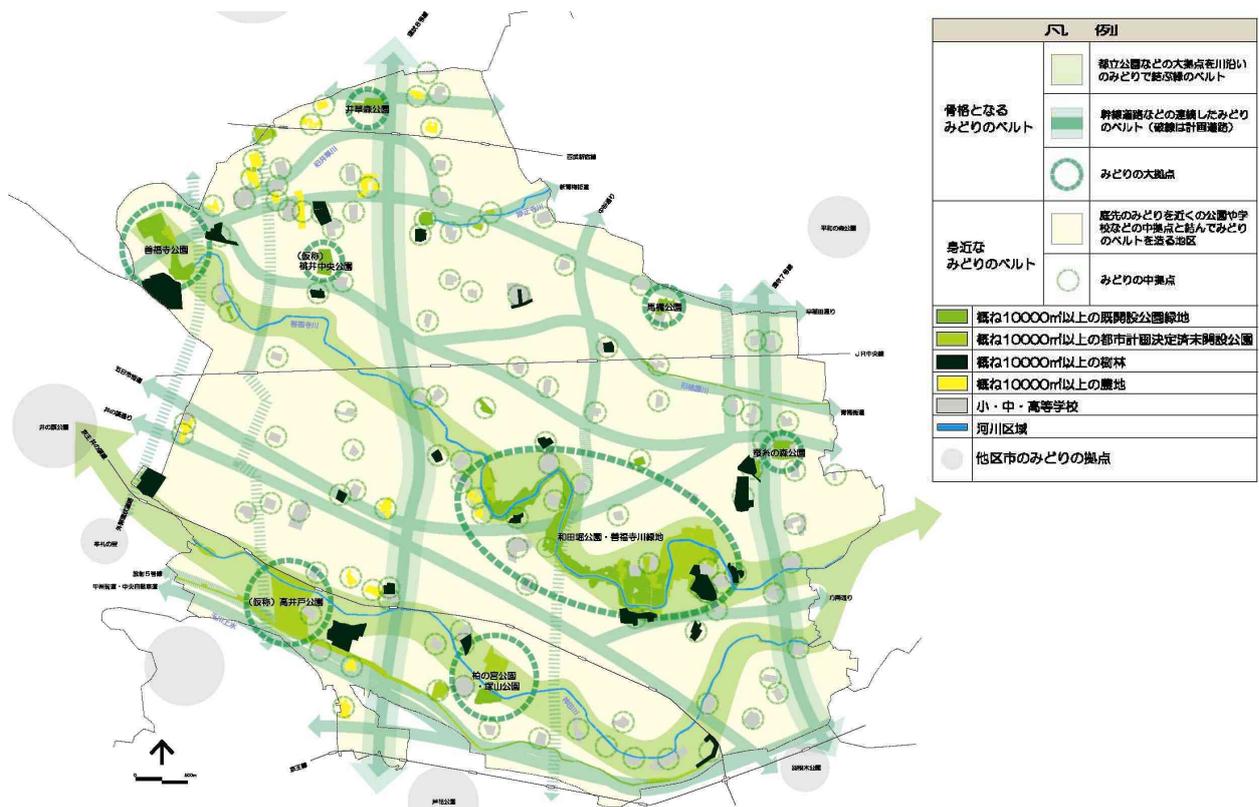


図3-5：みどりのベルトづくり方針図
(出典：みどりのベルトづくり計画/杉並区/平成17年)

また、東京都緑のマスタープランにおいて、広域的な水と緑のネットワークを形成するため、東京における大きな地形の変化点を結んだ「地の系」と河川や水路の「水の系」が示されています。本区では、「地の系」として武蔵野の系、「水の系」として玉川上水・神田川の系が示されています。

みどりのベルトづくりの推進は、東京都の緑のマスタープランとも関係してるんだ。周辺の区市のみどりとつながっていくんだね！



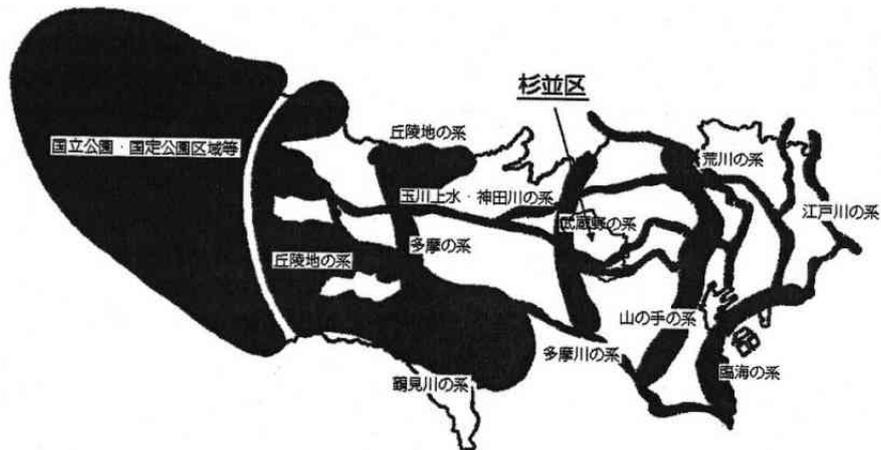


図 3-6：広域的な水と緑のネットワーク「地の系」「水の系」
（出典：東京都緑のマスタープラン改定基本方針）

25 みどりの拠点づくり

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

都立和田堀公園・都立善福寺川緑地周辺、善福寺公園周辺、都市計画高井戸公園周辺、柏の宮公園・塚山公園周辺等は区を代表する大規模なみどりの拠点であり、これらの拠点整備を促進します。



写真：都立善福寺川緑地

26 河川の緑化推進

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

東京都の河川改修事業や、河川緑化推進事業（緑の東京 10 年プロジェクト）と連携して、河川緑化・護岸緑化などを推進します。また、本区の景観計画においても、善福寺川、神田川、妙正寺川の三河川を景観重要河川と位置づけ、景観に配慮した水辺空間を創出します。

今後は、景観計画と連携し、護岸等の緑化推進を図り、河川を水とみどりの連続したみどりのベルトとするため、多様な緑化を推進するとともに、希少な湧水の保全を図ります。



写真：善福寺川沿いの緑化

27 道路の緑化推進

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

幹線道路や今後整備される都市計画道路では、国や東京都とともに道路緑化を積極的に推進し、ボリュームある線的なみどりのネットワーク化を図ります。

また、駅前広場を、みどりの拠点に準じた位置づけとして緑量の確保を図るとともに、道路の緑化余地を可能な限り緑化し、スポット的なみどりを確保していきます。

“なみすけの風の道づくり”があったらいいなあ～



みどりの風の道づくり（仮称：なみすけの風の道づくり）

河川や道路は風の通り道となっています。これらを緑化することで涼しい風を生み出し、区内に注ぎ込むことができると、ヒートアイランド現象を緩和することができます。また、生きものの移動経路を確保することにもつながります。区では、みどりの風の道づくりについて、検討・研究していきます。

28 身近なみどりのネットワークづくり

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

暮らしの隅々にまでみどりを張り巡らせるため、農地や屋敷林、学校や公園のみどりをできる限り守り増やし、接道部のみどり等の連続的な創出を図っていきます。

身近なみどりのネットワークづくりは、地区を定めて、地区のみんなで緑化事業を進め、このような地区を全区的に展開していくことが有効です。そこで、区民による地域立候補型で、モデル地区を指定し進めていきます。

“ナミーの自慢の庭”があったらいいなあ～



オープンガーデンの創設（仮称：ナミーの自慢の庭）

区民が大事に手入れしている庭や工夫している緑化、みどりのカーテンづくり等が、区全体に広がるようにみどりの新聞やパンフレット等で紹介していきます。

基本方針5：みんなでみどりを育てよう

量・質ともに充実したみどりを次世代に引き継ぐためには、みんなでみどりを育てる必要があります。普段からみどりに関心を寄せ、触れ合いながらみどりのもつ様々な効用を学ぶことが大切です。また、地域・グループなど仲間づくりをしながら、みどりとのかかわりをもつことが次世代への継承にもつながります。

9) みどりについての意識の向上

29 環境学習の充実

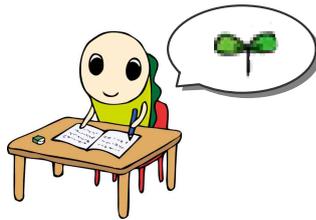
根拠法

区

杉並区みどりの条例

みどりの講座の開催

区民のみどりに関する意識の高揚を図るため、みどりの保全や緑化活動等に係わる様々なみどりの講座を開催します。



写真：みどりの講座の開催の様子

“なみきおじさんのみどりの教室”があったらいいなあ～



緑化出前講座の実施（仮称：なみきおじさんのみどりの教室）

区民のボランティア組織等が、区民のみどりの活動の場や、小中学校の環境学習の場へ出向き、年間を通して、出前講座を開催していくことを目指します。

緑化副読本の作成

子供達がみどりの現状やみどりの効用について学ぶツールとして緑化副読本を作成します。

学びの森・学びの農園の活用

子供達のみどりに対する意識を高揚させるため、植物や昆虫、土等に直に触れたり、みどりについて学習する場として、身近にある樹林や農園を学びの森（p22）・学びの農園（p26）として活用していきます。

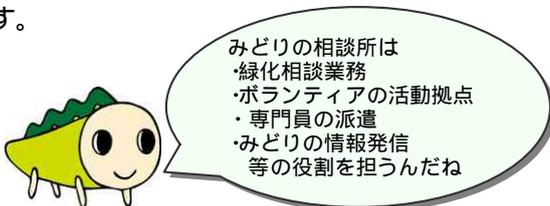
30 みどりの相談所の充実

根拠法

区

杉並区みどりの条例

みどりに関する様々な情報発信の場として、既設の塚山公園みどりの相談所を活用します。また、区民ボランティアの活動拠点、情報交換の場、専門員の派遣等、みどりの相談所の機能の拡充を目指します。



写真：みどりの相談所（塚山公園）

31 みどりの情報の発信・イベントの開催

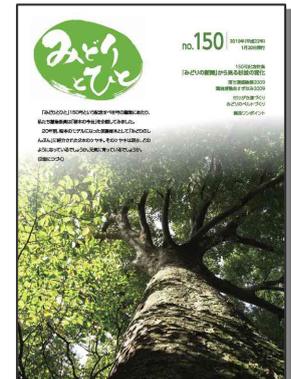
根拠法

区

杉並区みどりの条例

みどりに関する様々な情報の発信やイベントの開催を行います。また、管理事務所のある地域公園毎に、みどりに関する情報の発信やイベントの開催を行い、地域密着型のみどりの普及・啓発を目指します。

具体的事業	概要
みどりの新聞等の発行	みどりに関する情報や区民の緑化活動等を掲載したみどりの新聞の発行等、様々な印刷物を作成、配布します。
みどりのイベントの開催	みどりについて考え、行動し、区民同士が交流できるみどりのイベント、落ち葉感謝祭など、みどりをテーマにしたイベントを開催します。



写真：みどりの新聞
(みどりとひと No.150)



写真：みどりのイベント
(木の輪のペンダントづくり)



写真：落ち葉感謝祭

“スピトのみどり資産パンフレット”があったらいいなあ～



みどりの名所の紹介（仮称：スピトのみどり資産パンフレット）

区民の心のよりどころとなる公園、いきいの森、大木、屋敷林等のみどりの資源や、区民ボランティアによるみどりの活動等を紹介したガイドマップを作成し、配布します。

新規



32 みどりの顕彰制度の創設

根拠法

区

杉並区みどりの条例

区民や事業者によるみどりの保全や緑化の実践的努力に対して顕彰する制度を創設します。

“なみすけみどりの活動大賞”があったらいいなあ～



みどりの顕彰制度の創設（仮称：なみすけみどりの活動大賞）

後世に残すみどりを守り育てている人や、みどりの創出に貢献している人など、その保全・緑化活動に対して顕彰する制度を創設します。

10) 区民とのパートナーシップ

33 区民主体によるみどりづくり

根拠法 区 杉並区みどりの条例

現在、みどりのボランティア杉並、花咲かせ隊、公園育て組、認定みどりのボランティア団体等の団体が、みどりの活動を支えています。今後は、屋敷林や農地等の所有者の負担を軽減するため、落ち葉かきや農作業等を支援できる仕組みづくりを進めます。



写真：花咲かせ隊による花壇の手入れ



写真：杉並区認定みどりのボランティア団体による活動

34 緑化活動への支援

根拠法 区 杉並区みどりの条例

区民のみどりのボランティア活動に対して区は資材等を支援していきます。また、美しい花等があふれるまちなみや商店街の形成のため、町会や商店会の自主的なみどりの活動に対して、花苗の支援や情報等の提供を行います。

35 みどりの協定の締結促進

根拠法 国 都市緑地法
区 杉並区みどりの条例

より効果的にまた持続性のある緑化を推進するため、様々なみどりの協定の締結を促進します。

内容	概要
緑地協定	都市緑地法第 45 条等に基づき、相当規模の一団の土地で所有者等全員の合意により、敷地の緑化や既存のみどりを保全するための協定を締結し、良好な住環境を保全・創出します。
みどりの協定	みどりの条例第 23 条に基づき、区民や事業者と区が、みどりの保全・創出などに関する協定を締結し、地域における緑化を促進します。

36 地区の指定

根拠法 区 杉並区みどりの条例

みどりの条例に規定する地区指定制度を活用して、区と区民・事業者との連携や協力により、みどりの保全や創出を図っていくモデル地区等を指定します。また、指定された区域内のみどりを保全・創出するとともに、その維持管理についても積極的に進めていきます。

区の出資金をはじめ、個人や団体・企業などからの寄付金により成り立つみどりの基金を効果的に積み立て、今後は、主な用途をみどりの保全とし運用します。

また、更なるPRの充実および効率的な積み立ての仕組みの導入などを総合的に取り組むことでみどりの基金を活性化します。



屋敷林や農地を守ったり新しいみどりづくりには資金が必要！
みなさん、基金の積み立てに協力してね。

クリック募金による積み立て

近年、企業の社会貢献として環境や緑化への関心が高まっています。このような企業が基金に協力できる仕組み（クリック募金など）を検討していきます。



図 3-7：クリック募金のイメージ

これまでの“みどりの基金”を充実できたらいいなあ～



企業側は、みどりの保全や緑化活動に積極的に取り組んでいる事をPRできるから、メリットがあるんだね！



みどりの基金を活用した区民・企業の協力体制の構築

屋敷林保全に向けた所有者への支援策として、買収・維持管理代行・費用補助等があります。これらの支援にあたり、区民や企業から協力を得られる体制を、みどりの基金を活用して検討していきます。

具体化事業	概要
ネーミングライツによる保全 ³²	区・所有者と企業・区民ボランティアがパートナーシップを結び、命名権の譲渡を行う代わりに、剪定や落ち葉かき等の費用負担を行ってもらう仕組みを創設する。
カーボンオフセットによる保全 ³³	企業の社会的貢献の一環として、企業等が排出する二酸化炭素を、二酸化炭素の吸収効果のある屋敷林等に資金を提供することにより、排出した二酸化炭素(=カーボン)を埋め合わせ(=オフセット)する仕組みを創設する。
屋敷林等の保全のための顕彰等	区民共有の資産である屋敷林を保有し維持されている所有者を、保全功労者として定期的に顕彰、また保全策のアイデア募集を行う。

³² ネーミングライツ……企業等が、主に施設に対して自社の名称を付けられる権利（命名権）のことである。

³³ カーボンオフセット……「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方である。

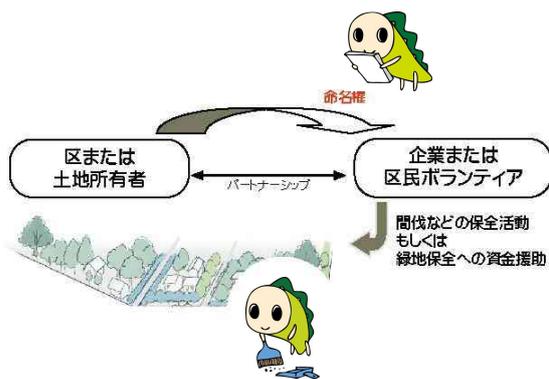


図 3-8 : ネーミングライツのイメージ

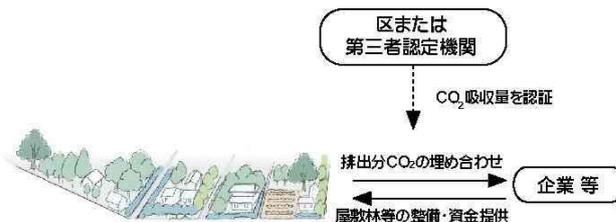


図 3-9 : カーボンオフセットのイメージ

1 1) みどりの調査・企画

38 みどりに関する調査の実施

根拠法

区

杉並区みどりの条例
杉並区環境基本条例

概ね5年ごとに区内の緑被の状況等、みどりの実態を把握する調査を実施するとともに、自然環境の現状を把握するため、定期的に生きものの生息状況調査を実施します。

また、河川の水質についても総合的に把握するため、定期的に河川生物調査を実施します。



39 杉並区緑化推進連絡会の運営

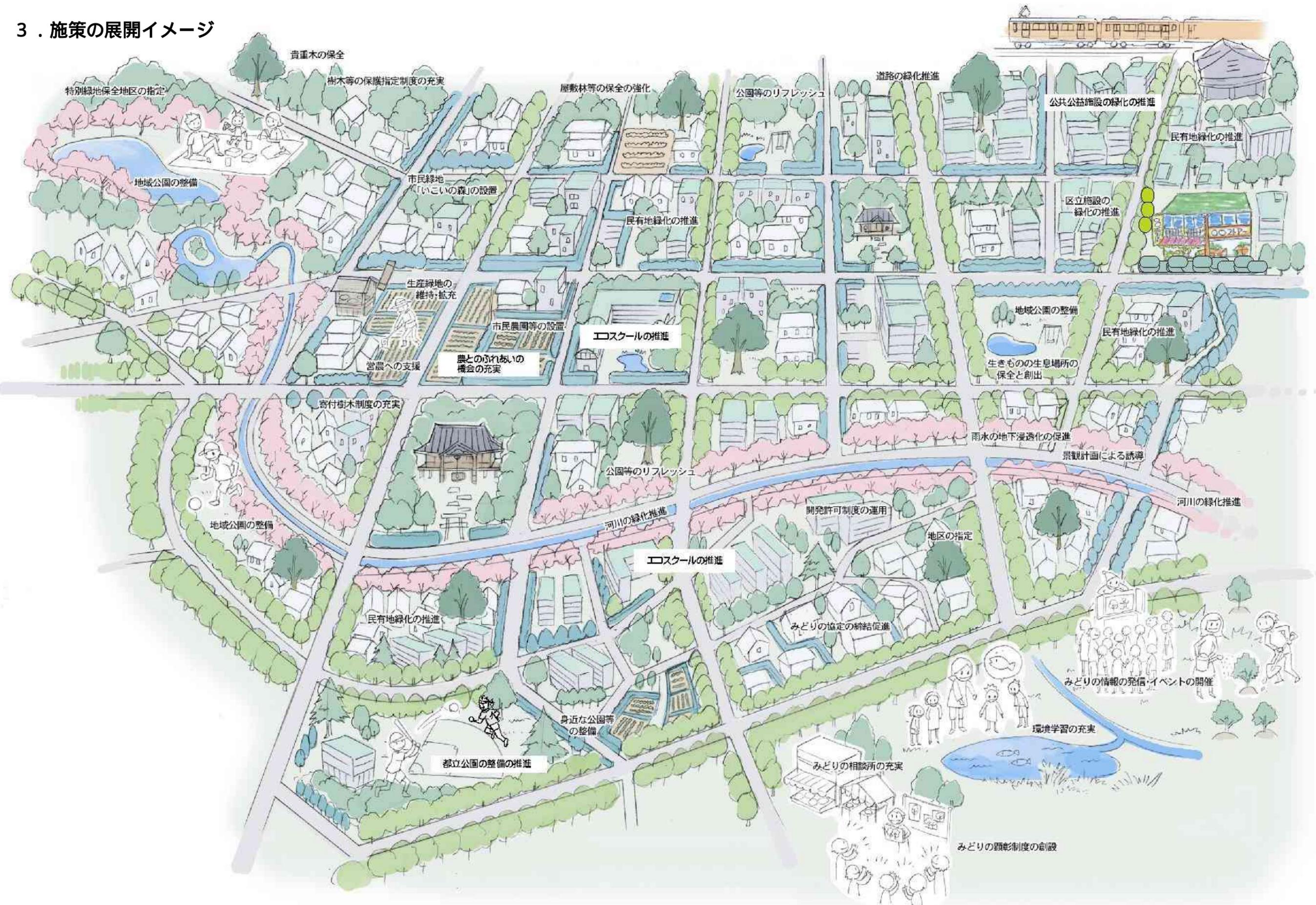
根拠法

区

杉並区緑化推進連絡会要綱

区におけるみどりの保全・緑化対策に関して、関係部・課との連絡・調整を密にし、みどりの基本計画の進行管理等、統一性のある総合的な緑化を推進するため、庁内関係者により構成する「杉並区緑化推進連絡会」を運営します。

3. 施策の展開イメージ



第4章 みどりに係わる制度ごとの方針

第4章 みどりに係わる制度ごとの方針

1. 都市公園・緑地の整備方針

1) 制度の概要

都市公園は都市公園法に基づき、公共の福祉増進に資することを目的に、地方公共団体あるいは国が設置する公園です。

2) 整備の方針

都市公園は、みどりのオープンスペースを担う空間として、また区民がみどりの効用を享受できる場として重要です。このため今後の社会情勢の変化等を見据え、杉並区における公園・緑地の整備方針を以下に示します。

(1) 歩いて行ける身近な公園の整備

公園は区民のレクリエーション活動や地域の交流の場、災害時の避難場所として重要な空間です。このため、誘致距離 250m とするまちかど公園、ふれあい公園、のびのび公園など、歩いて行ける身近な公園の整備を進めます。また、誘致範囲に含まれない区域から優先的に行います。

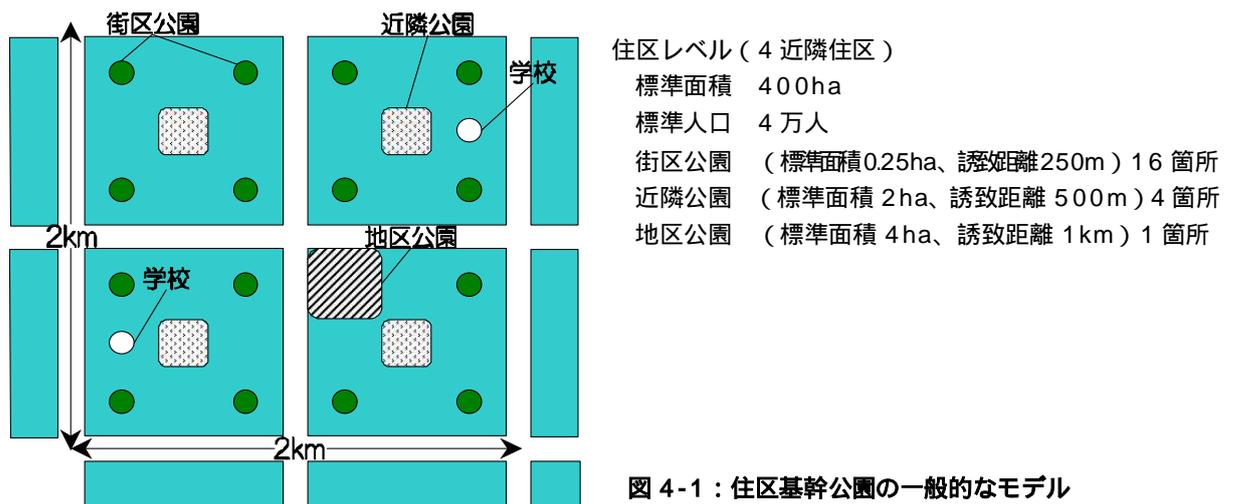


図 4-1：住区基幹公園の一般的なモデル

表 4-1 : 公園の構成

都市公園法による種別		杉並区みどりの基本計画		
		名称	内容	
都市公園	住区基幹公園	まちかど公園 300~1,000 m ²	歩いていける最も身近な公園で、小規模の空間ながら周辺の公園と機能の分担をして街区公園の役割を果たす。1箇所あたり660 m ² を標準面積とする。	
		ふれあい公園 1,000~3,000 m ²	歩いていける身近な公園で近隣居住者の集い、遊戯、憩い等を目的とする。1箇所あたり1,500 m ² を標準面積とする。	
		のびのび公園 3,000 m ² ~1ha	もっぱら街区の居住者を対象とする身近な公園で、集い、憩い、軽スポーツの場とする。誘致距離を250mとし、1箇所あたり5,000 m ² を標準面積とする。	
	近隣公園 (1ha以上4ha未満)	地域公園 1ha~10ha		地域内の各年齢層の日常野外活動やレクリエーション活動の場とし、豊かなみどりを享受するとともに防災や景観の向上に資するものとする。7つの地域ごとに1~2箇所設置する。
	都市基幹公園	総合公園	総合公園	全区民を対象とした大規模総合レクリエーションの拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする。
		運動公園	運動公園	全区民を対象としたスポーツ活動の拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする。
	特殊公園	風致公園	風致公園	樹林地、水辺等の自然条件に応じて適切に配置し、風致を享受することを目的とする。
	広域公園		広域公園	広域的なレクリエーション拠点や広域避難場所を目的に生活圏等広域的なブロックを単位に設置する。
	緑地	都市緑地	都市緑地	都市の自然的環境の保全、都市景観の向上、都市防災の向上に資するために設ける緑地で土地利用と整合性をもたせ配置する。
緑道		緑道	災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路を主体とする緑地である。	

(2) 地域公園の整備

比較的規模の大きい地域公園は、多様なレクリエーション活動の展開、災害時の避難場所、生物多様性の拡大など、小さな公園では得られない利点と魅力があります。屋敷林や生産緑地などのまとまった広い敷地については、可能な限り買収し、1.0ha以上の地域公園の整備を進めていきます。

(3) 豊かな自然環境を保全・創出する整備

善福寺川などの河川沿いは、水とみどりが一体となった空間であり、豊かな自然環境を形成しています。これらの環境は、貴重な植物や野鳥等の多くの生きものの生息空間となっており、保全・創出していくための公園等の整備を進めていきます。

(4) 景観資源を活かした整備

武蔵野の面影を今に伝える屋敷林や、屋敷林と農地が一体となっている空間は、地域の貴重な景観資源となっています。公園等の整備にあたっては、これらの景観資源を活かしていきます。

(5) 区民協働の場としての活用

大規模な公園や自然環境が豊かなエリアは、地域のみどりの拠点となっています。これらの拠点を区民・事業者・区の協働の場として地域コミュニティの醸成を図っていきます。

(6) 借地公園制度・立体都市公園制度等の活用

権原取得による公園整備だけでなく、土地所有者との貸借契約により、都市公園を開設できる借地公園制度³⁴を活用していきます。また、土地利用の現況から、公園の配置が難しい駅周辺地域については、都市計画事業などにあわせた立体都市公園制度³⁵等の活用を検討していきます。

さらに、民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間として整備し公開する「東京都民設公園制度」の活用を検討していきます。

3) 重点化を図るべき公園・緑地の優先整備区域の事業化

「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」において、平成27年までに整備に着手する重点化を図るべき公園・緑地の優先整備区域および各事業の状況は表4-2のとおりです。このうち、杉並区事業で優先整備区域の位置づけのない妙正寺公園、神田川第二緑地、神田川緑地については、早期の事業化を目指します。また、都事業の未整備の公園・緑地については、都へ要請し早期事業化を目指していきます。

表4-2：区内の「重点化を図るべき公園・緑地」「優先整備区域」一覧

事業	種別	重点化を図るべき公園・緑地	優先整備区域	優先整備区域住所
都	総合公園	和田堀公園	95,200 m ²	杉並区和田2丁目
	運動公園	高井戸公園	-	-
	風致公園	善福寺公園	4,100 m ²	杉並区善福寺2・3丁目
	都市緑地	善福寺川緑地	12,200 m ²	杉並区荻窪1丁目、成田西1・3・4丁目、成田東2・3・4丁目
	都市緑地	玉川上水緑地	18,000 m ²	杉並区久我山2・3丁目
区	街区公園	和田公園	600 m ²	杉並区和田2丁目
	街区公園	天沼公園	5,300 m ²	杉並区天沼3丁目31
	近隣公園	妙正寺公園	-	-
	地区公園	桃井中央公園	40,000 m ²	杉並区桃井3丁目
	都市緑地	神田川第二緑地	-	-
	都市緑地	神田川緑地	-	-

重点的に整備していく公園で未整備のものはできるだけ早く整備しよう。



³⁴借地公園制度……都市計画公園・緑地などの整備について、区が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権原を借り受けて都市公園を開設する都市公園法に基づく制度。

³⁵立体都市公園制度……用地確保が困難な地域において民間建物等の一部や屋上等の立体的空間を活用して公園整備が行える都市公園法に基づく制度。

2 . 生産緑地地区の保全方針

1) 制度の概要

生産緑地地区は、農林漁業と調和した都市環境の保全に役立つ市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法に基づき区市町村が都市計画に定める地域地区です。生産緑地地区に指定されると営農が義務づけられますが、指定から30年経過後または農業の主たる従事者の死亡等の際には区市町村に買い取りの申請をすることができます。三大都市圏においては、市街化区域農地であっても、相続税の納税猶予（相続人の死亡により免除）を受けられるとともに固定資産税の宅地並課税が適用外（農地課税）となります。

生産緑地は、農地を保全していくために必要な制度なんだね。

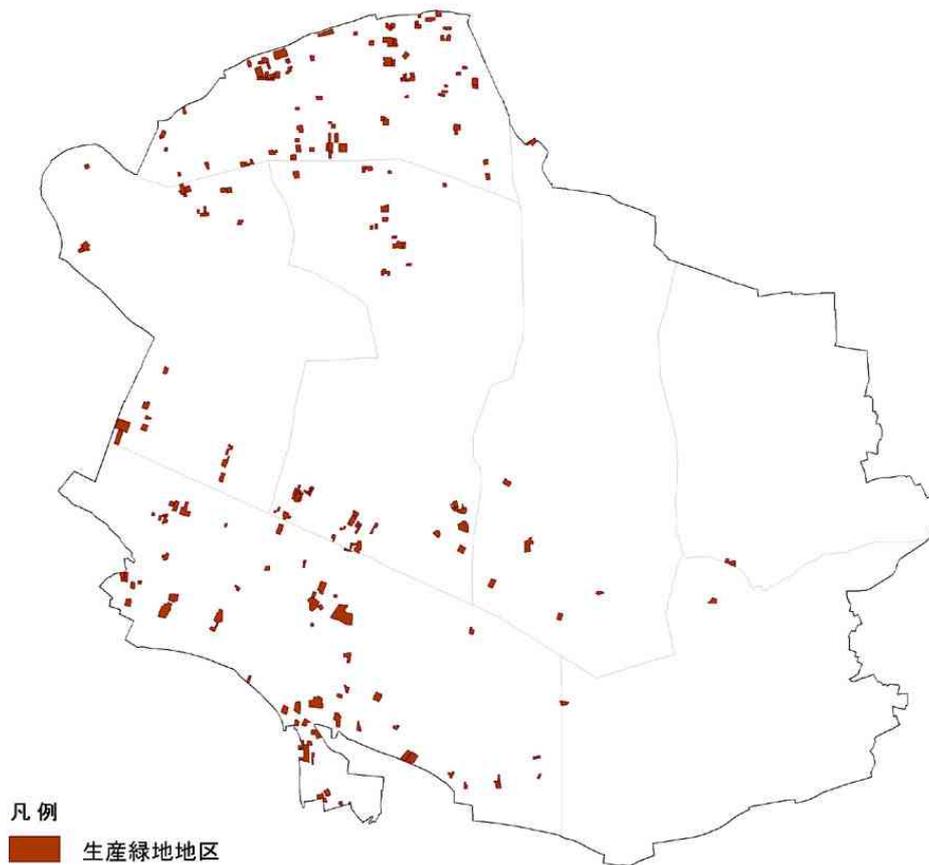


図 4-2 : 生産緑地の分布状況

2) 保全の方針

生産緑地は、環境保全、景観、防災、食育等の多面的な機能を持つ重要なみどりです。そのため、生産緑地の保全に努めるとともに、要件を整えながら未指定である農地についても、生産緑地の新規指定を進めます。

3 . 風致地区の保全方針

1) 制度の概要

風致地区とは、都市の風致（丘陵、樹木、水辺等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこ）を維持するため、都市計画法の規定等に基づき定める地域地区のこです。10ha以上の区域の場合は都道府県知事が、10ha未満の場合は区市町長が都市計画に定めます。地区内での建築物の建築その他工作物の建設、宅地の造成、木竹の伐採等の行為規制があり、都知事・区長の許可が必要になります（平成12年の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の制定に伴い、風致地区内の建築行為に関する許認可事務が一部区に移管³⁶）。本区は、第二種の善福寺風致地区（29.2ha）、和田堀風致地区（151.3ha）が指定されています。



図 4-2 : 風致地区の指定状況

2) 保全の方針

風致地区内の住宅敷地、樹林地等のみどりを可能な限り保全し、面的に広がりのあるみどり豊かな住宅地の形成を図ります。

2つの風致地区では、みどりや水辺を含めて、良好な住環境の保全に努めるのね



³⁶ 風致地区内の建築行為に関する許認可事務の移管

平成12年の都の条例制定に伴い、風致地区内の延床面積10,000㎡以下の建築物・工作物の建築等、行為面積1,000㎡以下の宅地造成・土地の形質変更・木竹の伐採、建築物等の色彩の変更、土石等の堆積等の建築行為に関する許認可事務について、区に移管されました。

4 . 特別緑地保全地区の保全および指定方針

1) 制度の概要

特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るために、都市緑地法に基づき、10ha 以上は都道府県知事が、それ以外は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があり、これらの行為をしようとする場合には許可が必要になりますが、土地所有者には土地相続税の評価減等税制上の優遇措置があります。また、土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地利用に著しい支障が生じた場合、10ha 以上の場合は東京都、10ha 未満の場合は杉並区に対して土地の買い入れ申出ができます。

本区は大宮八幡社叢を中心とした和田堀特別緑地保全地区（2.9ha）が指定されています。

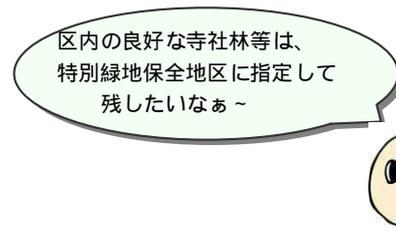


図 4-3 : 特別緑地保全地区の指定状況

写真 ; 和田堀特別緑地保全地区

2) 保全の方針

東京都指定の天然記念物である大宮八幡社叢は、クスノキをはじめとした大木が良好に生育しており、林床植物を含めて保全を図ります。

社叢北側の斜面林は風致上、都市景観上大変重要であるため保全を図ります。

社叢南側の住宅地内のみどりは、良好に生育するよう保全を図ります。

3) 指定の方針

区内には、屋敷林や寺社林などが点在しており、都市景観としての効果、みどりと水のネットワークの形成や歴史的文化的意義をふまえ、貴重なみどりを将来に継承するため、特別緑地保全地区の新規指定を検討します。

5 . 緑化重点地区の運用方針

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき、緑の基本計画の中で区市町村が、「重点的に緑化を図るべき区域」として定めるものです。

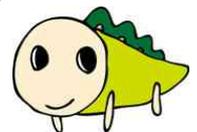
本計画で定めたみどりの将来像や計画目標を達成していくためには、杉並区のどこにおいても地域の特性に合った施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

区では、公園緑地を増やしていくための用地の確保や整備、みどりと水のネットワーク形成に向けた事業計画の推進、区民・事業者・行政の三者のパートナーシップの強化などを実現していくため、区全域を「緑化重点地区」とし、国の補助事業や、税制面の優遇措置のある緑化施設整備計画認定制度³⁷を活用していきます。



図 4-4 : 緑化重点地区位置図

杉並区全体が緑化重点地区に指定されてるから、区全域で緑化を推進しないとイケないね。



³⁷ 緑化施設整備計画認定制度

民間の建物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を区市町村が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。(都市計画法第 60 条)

第5章 地域別方針



1. 地域別方針

本計画の内容を分かりやすく示すため、杉並区基本計画及び杉並区まちづくり基本方針における区内の7地域区分を踏まえ、地域ごとに進める主要な内容を示しています。区全域の方針は図5-1に示すとおりです。



1) 地域別方針の内容

各地域別の方針は、地域のみどりの特性と、都市環境、生物多様性、レクリエーション・健康、防災、都市景観の5つの視点からまとめたみどりの主要課題、また、みどりの主要課題を踏まえた5つの方針で構成しています。

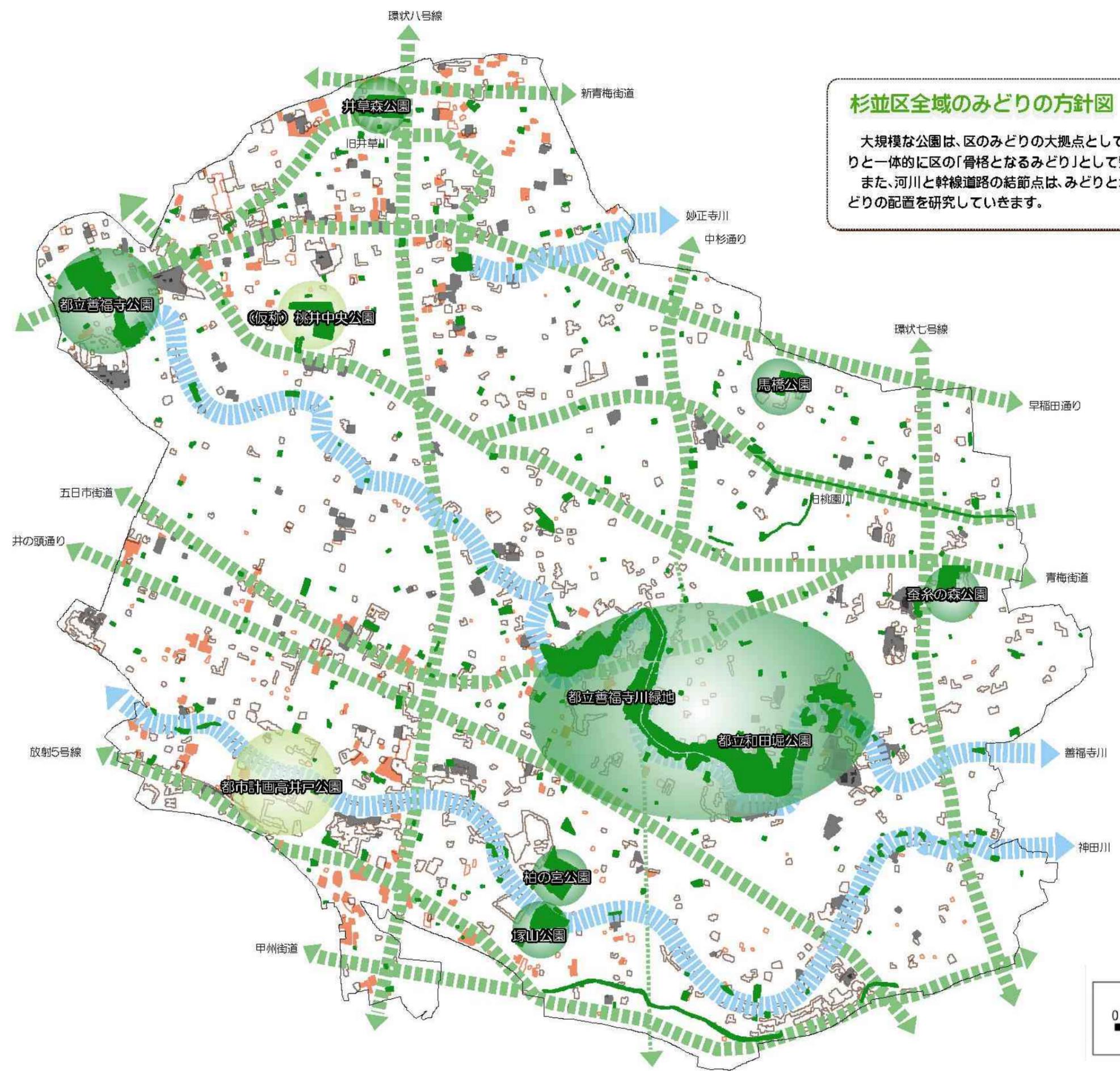
各地域の方針図は(図5-2～図5-8)図5-1で示した区全域の方針を具体化したものであり、以下の内容について図示します。

表 5-1：各地域の方針図に示すべき項目と内容

方針図の凡例名	示すべき内容
みどりの大拠点	約2 ha以上の大規模な都立公園・緑地(都立和田堀公園、都立善福寺川緑地、都立善福寺公園) 区立公園(柏の宮公園、井草森公園、塚山公園、蚕糸の森公園、馬橋公園)(仮称)桃井中央公園(平成22年度未開園予定) なお、都市計画高井戸公園は未整備。
公園・緑地(みどりの大拠点を除く)	区立公園、児童遊園等
川沿いのみどりを結ぶみどりのベルトとして整備していくエリア	善福寺川、神田川、妙正寺川沿い
幹線道路などの連続したみどりのベルトとして整備していくエリア	南北の幹線道路の沿道(環状七号線、中杉通り、環状八号線等) 東西の幹線道路の沿道(早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通り、方南通り、放射5号線、甲州街道・中央自動車道等) 旧井草川、旧桃園川
保護樹林・特別緑地保全地区等	300㎡以上の保護樹林、特別緑地保全地区 貴重木
その他の樹林地	300㎡以上の保護指定されていない樹林地
生産緑地地区	生産緑地地区が指定されている農地
その他の農地	生産緑地地区が指定されていない農地
避難場所等として機能の充実を図るエリア	地域危険度を考慮し、避難場所としての機能の充実を図ることが望まれるエリア
駅前広場を中心とした商店街の緑化を進めるエリア	人通りの多い駅前周辺を緑化修景していくエリア

杉並区全域のみどりの方針図

大規模な公園は、区のみどりの大拠点として位置づけ、川沿い・幹線道路沿いのみどりと一体的に区の「骨格となるみどり」として整備していきます。
 また、河川と幹線道路の結節点は、みどりと水の効用を最大限に発揮できるよう、みどりの配置を研究していきます。



凡例

- みどりの大拠点
(区内の大規模な公園・緑地)
- 未開設公園
将来的に公園整備が望まれるエリア
- 公園・緑地
(みどりの大拠点を除く)
- 川沿いのみどりを結ぶ
みどりのベルトとして整備していくエリア
- 幹線道路等の連続した
みどりのベルトとして整備していくエリア
- 保護樹林・特別緑地保全地区 等
- その他の樹林地
(300m以上の保護指定されていない樹林地)
- 生産緑地地区
- その他の農地
(生産緑地地区が指定されていない農地)

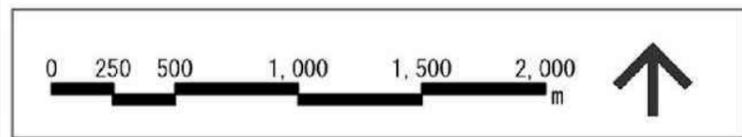


図5-1：杉並区全域のみどりの方針図

1) 井草地域

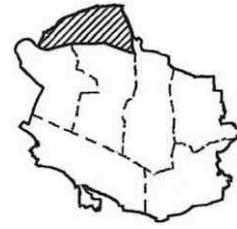
(1) 特性

1920～30年代の土地区画整理事業により良好な街区が形成されています。

平成14年から平成19年にかけて、樹木被覆地が1割弱減少しています。

井草森公園(3.5ha)は区内の大規模な公園の一つです。暗渠となっている旧井草川が遊歩道として利用されています。

本地域は、農地や屋敷林、戸建住宅のみどりが多いのが特徴です。



地域データ(現況値)

地域面積	305.4ha
------	---------

	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	71.0	23.2

	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	43.1	27.3

みどり地

樹木被覆地面積	49.17ha
農地面積	11.37ha
公園面積	6.87ha

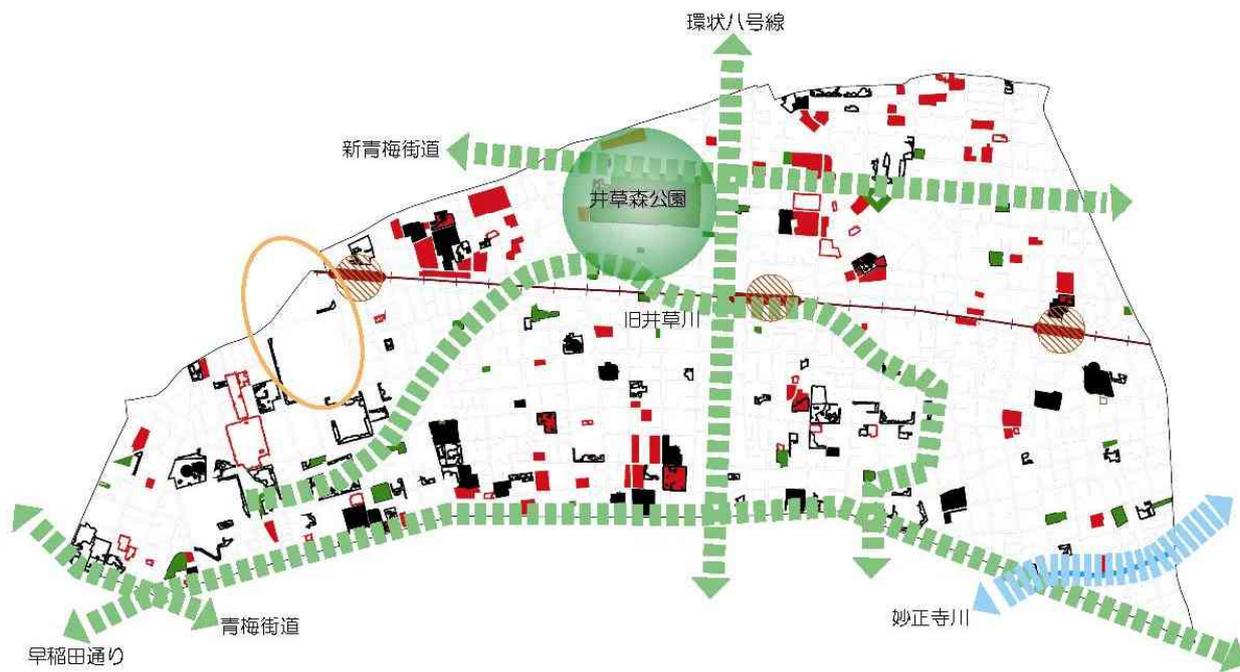
平成19年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、樹林地、屋敷林の保全 ・第一種低層住居専用地域などのみどりの多い住宅地の住環境の保全
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路などの植樹帯の充実 ・妙正寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出 ・小中学校におけるピオトープ等の整備
レクリエーション 健康	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な遊び場や休憩の場となる公園等の整備 ・旧井草川、妙正寺川沿いの水辺空間等の活用
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・上井草総合運動場周辺の防災機能充実 ・環状八号線、新青梅街道、早稲田通り等の街路樹などによる避難路及び延焼遮断帯としての機能充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 ・生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備

(3) 方針

基本方針	39プラン
身近なみどりを 守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを 創ろう	4) 都市計画上井草公園の事業化 5) 身近な公園等の整備
みどりの質を 高めよう	6) 民有地緑化(接道部緑化等)の推進 7) 雨水の地下浸透化の促進 8) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進 9) 妙正寺川沿いの景観計画に基づく緑化の推進
みどりでまちを つなげよう	10) 妙正寺川、旧井草川沿いの緑化推進 11) 環状八号線、新青梅街道、早稲田通り等の幹線道路の街路樹の充実
みんなでみどりを 育てよう	12) みどりの協定の締結促進 13) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木 保護樹林・特別緑地保全地区 等		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		その他の樹林地 (300㎡以上の保護指定されていない樹林地)		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		生産緑地地区		
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)		
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア				

図 5 - 2 : 井草地域におけるみどりの方針図

2) 西荻地域

(1) 特性

概ね全域で、1920～30年代の土地区画整理事業により良好な街区が形成されています。

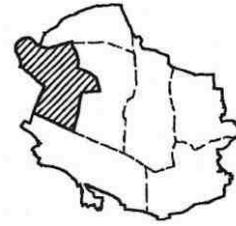
また、区を代表する公園である都立善福寺公園、井草八幡宮、東京女子大学といった大規模なみどりのオープンスペースがある反面、JR中央線沿線を中心としてオープンスペースが不足しています。

善福寺池を中心とした面積7.9haが都立善福寺公園となっています。また、善福寺池を源として、西荻地域中央部を西から東へ向かって善福寺川が流れています。北部と南部に生産緑地などの農地がみられ、屋敷林などの樹林地は全域に点在しています。

日産自動車荻窪工場の跡地である、防災公園（仮称）桃井中央公園）の整備は、平成22年度末に完了予定です。

善福寺川の河床の一部に湧水が確認されています。

都立善福寺公園周辺は風致地区に指定されています。



地域データ（現況値）

地域面積	456.6ha
------	---------

	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	102.4	22.4

	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	58.9	23.0

みどり地

樹木被覆地面積	77.80ha
農地面積	4.90ha
公園面積	14.48ha

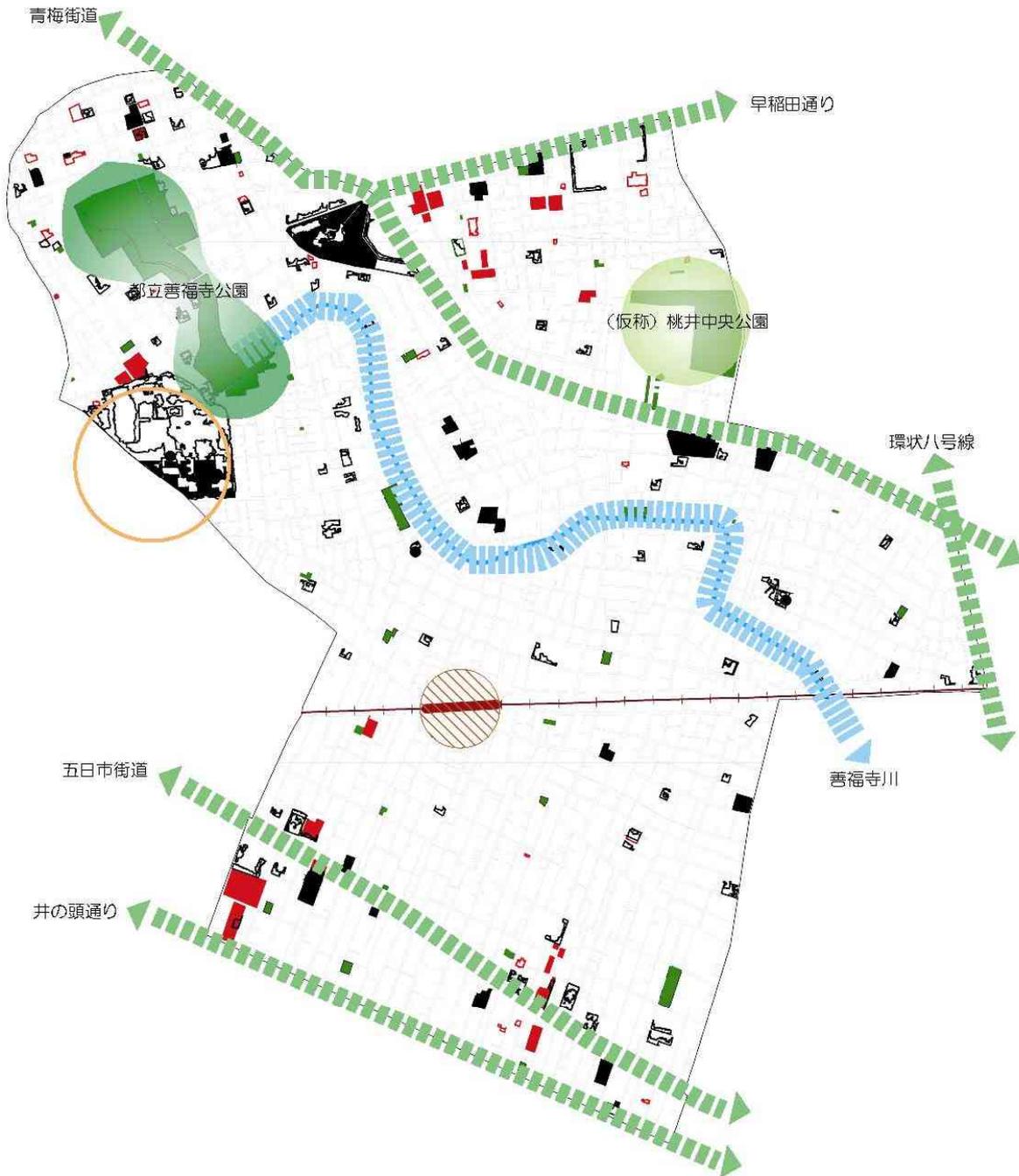
平成19年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、樹林地、屋敷林の保全 ・善福寺、今川、桃井など、街区基盤が整った住宅地区の住環境の保全 ・井草八幡宮、東京女子大学などのオープンスペースの保全
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・善福寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出 ・小中学校内におけるビオトープ等の整備
レクリエーション健康	<ul style="list-style-type: none"> ・都立善福寺公園の未開設部分の整備 ・善福寺川沿いの水辺空間の整備
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・東京女子大学周辺の防災機能充実 ・環状八号線、青梅街道、井の頭通りの街路樹などによる避難路及び延焼遮断帯としての機能充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・都立善福寺公園周辺の風致地区の保全 ・街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 ・生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備

(3) 方針

基本方針	39プラン
身近なみどりを 守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを 創ろう	4) (仮称) 桃井中央公園の整備 5) 身近な公園等の整備 6) 都立善福寺公園の未開設部分の整備の要請
みどりの質を 高めよう	7) 民有地緑化（接道部緑化等）の推進 8) 善福寺川沿いの景観計画に基づく緑化の推進 9) 雨水の地下浸透化の促進 10) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進
みどりでもちを つなげよう	11) 善福寺川沿いの緑化推進 12) 都市計画道路整備にあわせた緑化推進 13) 環状八号線、青梅街道等の幹線道路の街路樹の充実
みんなでもどりを 育てよう	14) みどりの協定の締結促進 15) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		保護樹林・特別緑地保全地区 等		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		その他の樹林地 (300㎡以上の保護指定されていない樹林地)		
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		生産緑地地区		
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)		

図5-3：西荻地域におけるみどりの方針図

3) 荻窪地域

(1) 特性

地域の西部は、土地区画整理事業により良好な街区が形成されています。また、地域の南端部には、新田開発時の地割りの名残があり、まとまりある農地、樹林地、豊かな屋敷林が比較的多く残っています。

地域の北部には、妙正寺池を中心とした面積約 1.2ha の妙正寺公園があります。ここを源として妙正寺川が東へ流れています。ほぼ中央を善福寺川が東に向かって流れ、斜面林がわずかに残っています。北部と南部に生産緑地などの農地が見られ、また、公園緑地が駅周辺に不足しているものの、300㎡以上の樹林地とともに全域に点在しています。



地域データ（現況値）

地域面積		542.6ha
	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	105.5	19.4
	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	73.7	23.2

みどり地

樹木被覆地面積	87.40ha
農地面積	5.99ha
公園面積	6.17ha

平成 19 年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・北西部の住宅基盤の整ったみどり豊かな住宅地の保全 ・豊かな屋敷林を持つ一戸建住宅の保全 ・社寺地、農地、樹林地などのまとまりあるオープンスペースの保全
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・旧井草川、妙正寺川、善福寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出 ・小中学校におけるピオトープ等の整備
レクリエーション健康	<ul style="list-style-type: none"> ・妙正寺公園、都立善福寺川緑地の未開設部分の整備 ・旧井草川、妙正寺川、善福寺川沿いの水辺空間等の活用
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・都営上高井戸住宅一帯、都立善福寺川緑地周辺の防災機能充実 ・環状八号線、青梅街道、五日市街道、井の頭通り、早稲田通りの街路樹などによる避難路及び延焼遮断帯としての機能充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺などの歴史的資源の保全 ・街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 ・生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備 ・大田黒公園周辺の景観形成

(3) 方針

基本方針	39プラン
身近なみどりを守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを創ろう	4) 身近な公園等の整備 5) 都立善福寺川緑地の未開設部分の整備の要請
みどりの質を高めよう	6) 民有地緑化（接道部緑化等）の推進 7) 善福寺川・妙正寺川沿いの景観計画に基づく緑化の推進 8) 雨水の地下浸透化の促進 9) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進
みどりでまちをつなげよう	10) 旧井草川、妙正寺川、善福寺川沿いの緑化推進 11) 環状八号線、青梅街道、五日市街道、井の頭通り、早稲田通り等の幹線道路の街路樹の充実
みんなでみどりを育てよう	12) みどりの協定の締結促進 13) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		保護樹林・特別緑地保全地区 等		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		その他の樹林地 (300㎡以上の保護指定されていない樹林地)		
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		生産緑地地区		
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)		

図 5-4：荻窪地域におけるみどりの方針図

4) 阿佐谷地域

(1) 特性

まとまりのあるオープンスペースが地域南部の都立善福寺川緑地、和田堀公園にみられる他は、小規模な公園が整備されているものの JR 中央線沿線を中心に不足しています。

中杉通りのケヤキ並木は、杉並百景に選ばれた区を代表するみどりです。また、善福寺川と斜面林などの豊かなみどりで覆われた都立善福寺川緑地、和田堀公園などの区を代表する公園があります。

暗渠となった旧桃園川は遊歩道となっています。

地域南部の都立善福寺川緑地、和田堀公園周辺は生産緑地等の農地が僅かに残っています。

都立和田堀公園周辺は風致地区に指定されており、特別緑地保全地区があります。



地域データ（現況値）

地域面積	565.0ha
------	---------

	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	132.3	23.4

	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	81.8	23.4

みどり地

樹木被覆地面積	95.35ha
農地面積	1.73ha
公園面積	34.92ha

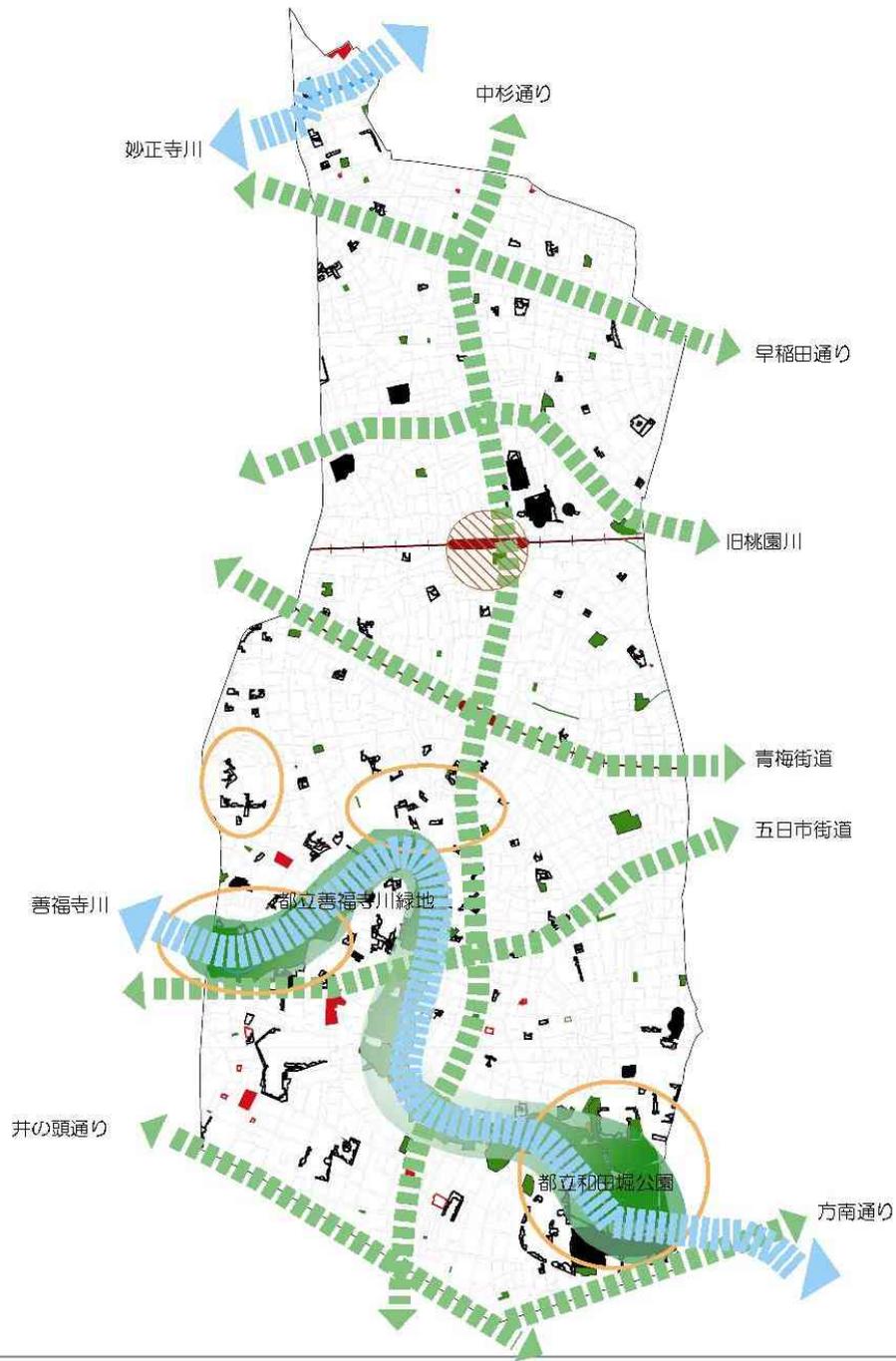
平成 19 年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> 農地、樹林地、屋敷林の保全 住宅団地、社寺などのみどりのオープンスペースの保全
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 妙正寺川、善福寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出 小中学校におけるビオトープ等の整備
レクリエーション 健康	<ul style="list-style-type: none"> 都立善福寺川緑地、和田堀公園の未開設部分の整備 妙正寺川、善福寺川沿いの水辺空間の活用
防災	<ul style="list-style-type: none"> 都立和田堀公園、善福寺川緑地、阿佐ヶ谷住宅・杉並高校、荻窪団地周辺の防災機能充実 青梅街道、中杉通り、五日市街道、井の頭通り、早稲田通りの街路樹などによる避難路及び延焼遮断帯としての機能充実 高円寺・阿佐谷防災まちづくりによる防災機能の充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> 中杉通りの周辺の景観形成 都立和田堀公園周辺の風致地区の保全 街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備

(3) 方針

基本方針	39 プラン
身近なみどりを 守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを 創ろう	4) 身近な公園の整備 5) 都立和田堀公園、都立善福寺川緑地の未開設部分の整備の要請
みどりの質を 高めよう	6) 民有地緑化（接道部緑化等）の推進 7) 善福寺川・妙正寺川沿いの景観計画に基づく緑化の推進 8) 雨水の地下浸透化の促進 9) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進
みどりでまちを つなげよう	10) 妙正寺川、善福寺川沿いの緑化推進 11) 青梅街道、中杉通り、五日市街道、井の頭通り、早稲田通り沿いの幹線道路の街路樹の充実
みんなでみどりを 育てよう	12) みどりの協定の締結促進 13) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		保護樹林・特別緑地保全地区 等		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		その他の樹林地 (300m以上の保護指定されていない樹林地)		
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		生産緑地地区		
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)		

図 5 - 5 : 阿佐谷地域におけるみどりの方針図

5) 高円寺地域

(1) 特性

密集住宅地区が広がっており、防災上・住環境上の課題を抱えています。その中で、明治から大正にかけて立地した社寺の集積地があり、学校と共に貴重なオープンスペースとなっています。

小学校に隣接した馬橋公園、蚕糸の森公園等、比較的規模の大きなみどりのオープンスペースがあります。

地域北部を東西に流れていた旧桃園川が桃園川緑道として整備されています。また、規模の小さい公園は地域全域に点在しており、300㎡以上の樹林地が地域東部にみられます。

都立和田堀公園周辺は風致地区に指定されています。



地域データ（現況値）

地域面積	403.1ha
------	---------

	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	59.8	14.8

	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	44.4	17.0

みどり地

樹木被覆地面積	47.94ha
農地面積	0.35ha
公園面積	11.46ha

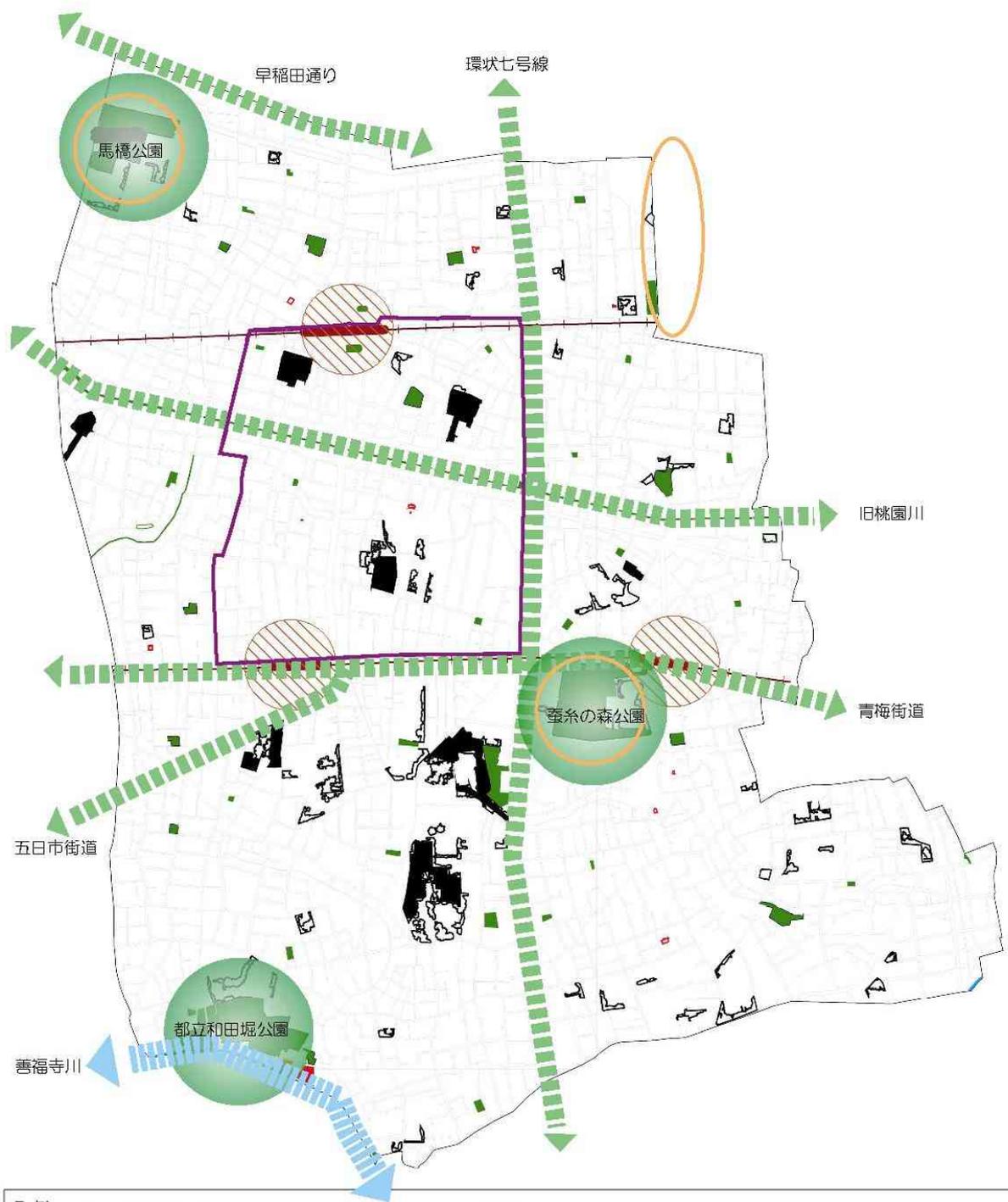
平成19年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	・農地、社寺地、樹林などのまとまりあるオープンスペースの保全
生物多様性	・善福寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出 ・小中学校におけるビオトープ等の整備
レクリエーション 健康	・都立和田堀公園の未開設部分の整備 ・旧桃園川のみどり豊かな遊歩道の形成 ・善福寺川沿いの水辺空間の活用
防災	・馬橋公園や蚕糸の森公園を周辺の不燃化まちづくりによる避難場所として機能充実 ・高円寺・阿佐谷防災まちづくりによる防災機能の充実 ・都立和田堀公園、馬橋公園周辺の防災機能充実 ・環状七号線、青梅街道、五日市街道、早稲田通り等の街路樹などによる避難路及び延焼遮断帯としての機能充実
都市景観	・都立和田堀公園周辺の風致地区の保全 ・街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 ・生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備

(3) 方針

基本方針	39プラン
身近なみどりを 守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを 創ろう	4) 身近な公園等の整備 5) 都立和田堀公園の未開設部分の整備の要請
みどりの質を 高めよう	6) 民有地緑化（接道部緑化等）の推進 7) 善福寺川沿いの景観計画に基づく緑化の推進 8) 雨水の地下浸透化の促進 9) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進
みどりでまちを つなげよう	10) 旧桃園川、善福寺川沿いの緑化の推進 11) 環状七号線、青梅街道、五日市街道、早稲田通り沿いの幹線道路の街路樹の充実 12) モデル地区指定による緑化の充実
みんなでみどりを 育てよう	13) みどりの協定の締結促進 14) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		保護樹林・特別緑地保全地区 等		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		その他の樹林地 (300㎡以上の保護指定されていない樹林地)		高円寺みどりのベルトづくり モデル地区
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		生産緑地地区		
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)		

図5-6：高円寺地域におけるみどりの方針図

6) 高井戸地域

(1) 特性

地域北部は、かつての新田開発地としての地割りの名残を留め、南北に細長い街区を形成しています。

柏の宮公園が整備され神田川と塚山公園と一体となって豊かなみどりのオープンスペースを形成しています。

神田川流域の「旧緑地地域³⁸(杉並南部区画整理区域)」を中心に学校、民間グラウンドが多く分布しています。また、全域に、大小の農地、樹林地、豊かな屋敷林が多く見られます。

神田川、玉川上水が通り、特に玉川上水の開渠部分はみどりがうっそうと茂り、規模の大きな民間グラウンドとともに豊かなみどりのオープンスペースを提供しています。



地域データ(現況値)

地域面積	636.1ha
------	---------

	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	171.8	27.0

	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	88.4	27.0

みどり地

樹木被覆地面積	123.93ha
農地面積	16.04ha
公園面積	19.61ha

平成19年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、樹林地、屋敷林の保全 ・公共施設、民間グラウンド、住宅団地、社寺地などのみどり・オープンスペースの保全
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川、玉川上水沿いの水辺空間の整備 ・小中学校におけるビオトープ等の整備
レクリエーション 健康	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画高井戸公園、玉川上水緑地の未開設部分の整備 ・神田川、玉川上水沿いの水辺空間の活用
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画高井戸公園の整備、避難場所の機能充実 ・都営上高井戸住宅周辺の防災機能充実 ・環状八号線、井の頭通り、甲州街道の街路樹などによる避難路及び延焼遮断帯としての機能充実 ・神田川沿いの延焼遮断帯としての機能充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 ・生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備

(3) 方針

基本方針	39プラン
身近なみどりを 守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを 創ろう	4) 都市計画高井戸公園の整備の推進 5) 玉川上水緑地の未開設部分の整備の要請 6) 身近な公園等の整備
みどりの質を 高めよう	7) 民有地緑化(接道部緑化等)の推進 8) 神田川、玉川上水沿いの景観計画に基づく緑化の推進 9) 雨水の地下浸透化の促進 10) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進
みどりでまちを つなげよう	11) 都市計画道路の整備にあわせてみどりのまちづくりの推進 12) 神田川沿いの緑化の推進 13) 玉川上水沿のみどりの保全・緑化の推進 14) 環状八号線、井の頭通り、甲州街道沿いの幹線道路の街路樹の充実
みんなでみどりを 育てよう	15) みどりの相談所の充実 16) みどりの協定の締結促進 17) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木 保護樹林・特別緑地保全地区 等		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		その他の樹林地 (300㎡以上の保護指定されていない樹林地)		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		生産緑地地区		
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)		
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア				

図5-7：高井戸地域におけるみどりの方針図

³⁸ 旧緑地地域

主として都市の周囲に緑地帯を維持することを目的として、建築物の新增設や景観の変更をきびしく制限される地域。日本では1946年戦災復興のための特別都市計画法によって規定されたが、昭和20年～昭和30年代の市街地急成長になじまず、新都市計画法制定の時点（1968年）において全面的に廃止された。

7) 方南・和泉地域

(1) 特性

善福寺川流域、永福三丁目周辺は土地区画整理事業が実施され、良好な街区を形成しています。

地域内を善福寺川と神田川が流れています。神田川流域は「旧緑地地域（杉並南部区画整理区域）」であり、学校、民間グラウンド、社寺の集積地など大規模なみどりやオープンスペースがみられます。

都立和田堀公園の東端と神田川沿いの斜面林、社寺林、学校のみどりなどが貴重なオープンスペースとなっています。また、小規模な都市公園が河川沿いに分布していますが、住宅地が広がる台地上には不足しています。

暗渠化された玉川上水は公園緑地として活用されています。

都立和田堀公園周辺は風致地区に指定されています。



地域データ（現況値）

地域面積	493.2ha
------	---------

	量 (ha)	地域に占める割合 (%)
緑被	100.2	20.3

	延長 (km)	地域に占める割合 (%)
接道部緑化	56.7	20.9

みどり地

樹木被覆地面積	75.94ha
農地面積	0.45ha
公園面積	14.50ha

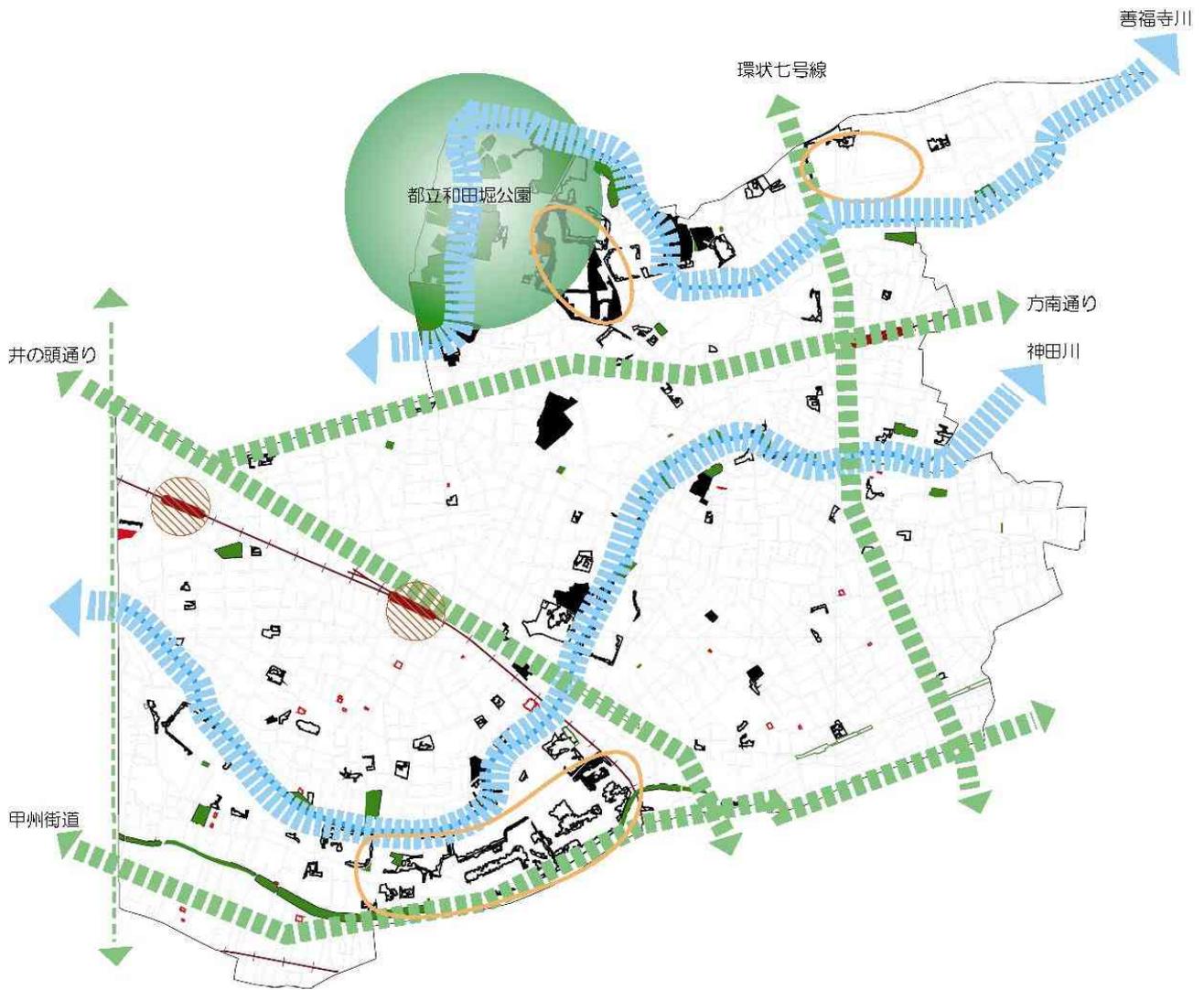
平成19年度杉並区みどりの実態調査を基に算出

(2) 主要課題

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、樹林地、屋敷林の保全 ・学校、民間グラウンド、社寺のみどり・オープンスペースの保全
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・善福寺川、神田川沿いの水辺空間の整備 ・小中学校におけるビオトープ等の整備
レクリエーション 健康	<ul style="list-style-type: none"> ・玉川上水緑地、神田川第二緑地、都立和田堀公園の未開設部分の整備 ・善福寺川、神田川の水辺空間、玉川上水沿いの活用による歩行者プロムナードの形成
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・明治大学和泉校舎、都立和田堀公園、立正佼成会大聖堂一帯の防災機能充実 ・環状七号線、井の頭通り、甲州街道、方南通り等の街路樹などによる避難路および延焼遮断帯としての機能充実 ・神田川、善福寺川沿いの緑化などによる延焼遮断帯としての機能充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・都立和田堀公園周辺の風致地区の保全 ・街路樹などによる幹線道路沿道の景観形成 ・生けがきなどによる接道部緑化、花壇の設置等によるまちなみの修景整備

(3) 方針

基本方針	39プラン
身近なみどりを 守ろう	1) 屋敷林、樹木などの保護指定の促進、貴重木の保全 2) 屋敷林等の保全の強化 3) 農とのふれあいの機会の充実
新しいみどりを 創ろう	4) 身近な公園等の整備 5) 玉川上水緑地、都立和田堀公園の未開設部分の整備の要請 6) 神田川第二緑地の整備
みどりの質を 高めよう	7) 民有地緑化（接道部緑化等）の推進 8) 善福寺川、神田川沿いの景観計画に基づく緑化の推進 9) 雨水の地下浸透化の促進 10) エコスクールをはじめとした公共施設の緑化推進
みどりでまちを つなげよう	11) 善福寺川、神田川沿いの緑化の推進 12) 環状七号線、井の頭通り、甲州街道、方南通りの幹線道路の街路樹の充実
みんなでみどりを 育てよう	13) みどりの協定の締結促進 14) 地区の指定等による緑化の推進



凡例					
	みどりの大拠点 (区内の大規模な公園・緑地)		貴重木		避難場所等として 機能の充実を図るエリア
	将来的に公園整備が望まれるエリア		保護樹林・特別緑地保全地区 等		駅前広場を中心とした 商店街の緑化を進めるエリア
	公園・緑地 (みどりの大拠点を除く)		その他の樹林地 (300㎡以上の保護指定されていない樹林地)		生産緑地地区
	川沿いのみどりを結ぶ みどりのベルトとして整備していくエリア		生産緑地地区		その他の農地 (生産緑地地区が指定されていない農地)
	幹線道路などの連続した みどりのベルトとして整備していくエリア				

図 5 - 8 : 方南・和泉地域におけるみどりの方針図

第6章 計画の推進



第6章 計画の推進

1. 区民・事業者・行政の役割

計画の推進に向けては、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、みどりの将来像の実現に向け、主体的に行動していく必要があります。それぞれの役割を以下に示します。また、39プランに沿った内容は、表6-1のとおりです。

1) 区民の役割

庭、ベランダなどの身の周りの緑化に取り組み、適切に維持管理します。

屋敷林、大木などの所有者が落ち葉の処理に困っているときは、協力して手助けします。

公園づくりや学校緑化の維持管理に積極的に参加します。

屋敷林、大木、農地の所有者は、現存するみどりを守っていきます。

土地所有者・建物所有者は、景観に配慮した質の高い緑化に努めるとともに、土地の売却、建物の新改築の際には、今あるみどりを可能な限り守っていきます。

2) 事業者の役割

事業所の身の周りの緑化を推進し、適切に維持管理します。

周辺環境や景観に配慮した質の高いみどりを創出します。

社会貢献の一環として、みどりの保全・創出に協力します。

区民や団体等のみどりに関する活動に参加・協力します。

土地の売却、建物の新改築にあたっては、今あるみどりを可能な限り守っていきます。

3) 行政の役割

公園緑地・道路等の緑化を積極的に進め、適切に維持管理します。

地域に身近な公共施設・学校等では、周辺環境や景観に配慮した質の高いみどりを創出していきます。

屋敷林・大木・農地等の所有者が、今あるみどりを守れるよう支援していきます。

区民や事業者のみどりに関する活動を支援していきます。

みどりの役割や効果を啓発するため、みどりに関する情報を区民・事業者へ発信します。

地域ぐるみでみどりの保全・創出ができるよう、区民・事業者に働きかけを行います。

区民と事業者と行政が
みんなで協力しないと
いけないんだね



表6 - 1 : 区民・事業者・行政のそれぞれの役割

39プラン		三者それぞれの役割		
		区民	事業者	区
身近なみどりを守ろう	1) 樹木等の保護指定制度の充実	・指定樹木等の維持管理	・維持管理費用の支援 ・維持管理の代行 ・保全への協力	・指定の促進 ・維持管理費用の一部助成 ・維持管理の支援
	2) 市民緑地『いこいの森』の設置	・樹林地等の維持管理	-	・制度のPR ・設置の推進 ・必要な施設整備
	3) 特別緑地保全地区の指定	・地区内のみどりの適正管理	-	・制度のPR ・指定の推進
	4) 屋敷林等の保全の強化	・屋敷林の日常的な維持管理 ・所有者連絡会への参加 (地域ぐるみでの維持管理方針の検討)	・企業のCSR ³⁹ の一環としてネーミングライツやカーボンオフセット等の実施 ・所有者連絡会への協力 (地域ぐるみでの維持管理方針の検討)	・所有者連絡会の開催 ・屋敷林の実態調査の実施 ・維持管理の支援 ・特別樹木の指定 ・企業への協力要請
	5) 生産緑地の維持・拡充	・生産緑地の指定・維持管理	-	・指定の促進 ・買取り申し出に対する対応
	6) 区民農園等の設置	・体験型農園の設置	-	・区民農園の設置 ・制度のPR
	7) 営農への支援	・営農の継続 ・農業ボランティアの参加	・農業ボランティアの参加	・苗木等の育成委託 ・農産物直売マップの作成 ・農業ボランティアの派遣
	8) 農とのふれあいの機会の充実	・イベント等の参加と協力		・イベントの開催 ・農地所有者への支援 ・農業公園の整備
新しいみどりを創ろう	9) 緑化指導の充実	・指導内容に則った緑化 ・風致地区の規制に則った事業の実施		・東京都等との連携 ・風致地区の規制の誘導
	10) 開発許可制度の運用	・可能な限りみどりを保全する開発計画の実施 ・公開空地等のみどりづくり指針に配慮		・東京都等との連携 ・みどりを保全する開発計画の誘導
	11) 緑化地域制度の導入	・制度への理解と制度内容に則った緑化		・制度の導入に向けた検討 ・制度の運用
	12) 地域公園の整備	・公園づくりへの参加		・公園の整備
	13) 身近な公園等の整備	・維持管理への参加、協力		・公園の適正配置の検討
	14) 公園等のリフレッシュ	・公園づくりへの参加 ・維持管理への参加と協力		・既設公園の定期的点検 ・公園の改修
	15) 都立公園の整備の推進	・都立公園の整備推進に向けた協議		
みどりの質を高めよう	16) 区立施設の緑化の推進	・区立施設の緑化への理解と協力		・区立施設の緑化
	17) 公共公益施設の緑化の推進	・国・東京都等への要望・要請		
	18) 民有地緑化の推進	・民有地緑化の推進 (屋上/壁面/ベランダ等)		・民有地緑化への支援 ・私立学校・企業「ラウド」等の緑化の要請
	19) 景観計画による誘導	・景観計画に則った景観の保全と創出		・景観計画における緑化の誘導
	20) 生きものの生息場所の保全と創出	・生きものの生息場所の保全と創出		・生きものの生息場所の保全と創出 ・ビオトープの設置
	21) 雨水の地下浸透化の促進	・雨水浸透施設の設置 ・建物の新築・改築時の緑地化 ・透水性舗装の整備		・雨水浸透施設設置の指導・助成 ・雨水浸透施設の設置 ・建物の新築・改築時の緑地化 ・透水性舗装の整備

	22) エコスクールの推進	・環境に配慮した施設づくりや学校運営等への理解と協力		・エコスクール改修・改築 ・環境に配慮した学校運営 ・環境教育の実施
	23) 寄付樹木制度の充実	・区民同士による譲渡		・寄付樹木制度の充実
	24) 剪定枝・落ち葉等のリサイクルの推進	・剪定枝のチップ化 ・落ち葉の腐葉土化		・サーマルリサイクルの検討 ・剪定枝のチップ化 ・落ち葉の腐葉土化
	みどりとまちを つなげよう	25) みどりの拠点づくり	・みどりの拠点づくりへの理解と協力	
26) 河川の緑化推進		・河川の緑化、護岸の緑化への理解と協力		・東京都への要請 ・河川の緑化、護岸の緑化
27) 道路の緑化推進		・道路の緑化への理解と協力		・区道の緑化 ・国、東京都への要請
28) 身近なみどりのネットワークづくり		・みどりのベルトづくりへの参加と協力		・モデル地区の支援 ・みどりのベルトづくりモデル地区における緑化のPR
みんなで みどりを 育てよう	29) 環境学習の充実	・みどりの講座の受講 ・緑化副読本の活用	・みどりの講座の受講	・みどりに関わる講座の開催 ・緑化副読本の作成
	30) みどりの相談所の充実	・みどりの相談所の活用 ・みどりの相談所の運営協力 ・ボランティアの育成		・みどりの相談員の派遣 ・ボランティアの活動拠点の整備
	31) みどりの情報の発信・イベントの開催	・みどりの情報の収集 ・みどりのイベントへの参加 ・イベントの運営協力		・みどりの情報の発信 ・みどりのイベントの開催
	32) みどりの顕彰制度の創設	・顕彰制度への参加と協力		・顕彰制度の創設
	33) 区民主体によるみどりづくり	・ボランティア活動への参加 ・区民によるみどりづくり活動の提案		・ボランティアの登録 PR
	34) 緑化活動への支援	・緑化活動への参加	・緑化活動への参加 ・区民の緑化活動への支援	・ボランティアの緑化活動への支援 ・ボランティアの活動拠点の提供
	35) みどりの協定の締結促進	・みどりの協定の締結 ・みどりの協定の遵守		・みどりの協定の締結促進
	36) 地区の指定	・地区内のみどりの保全・緑化のルールづくり、実施		・地区の指定
	37) みどりの基金の積み立て・運用	・基金の積み立てへの協力		・基金の積み立て、運用
	38) みどりに関する調査の実施	・調査への理解と協力		・定期的な調査の実施
	39) 杉並区緑化推進連絡会の運営			・庁内調整 ・連絡会の開催

³⁹CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業活動を推進するうえで、財務・経済面だけでなく、環境や社会面にも配慮しながら多種多様な利害関係者の信頼を得ながら持続可能な社会を構築する取り組みのこと。

2. 行動計画

本計画で示した39プランを事業化していくにあたり、現在実行中のものを含め、段階的な進め方を以下のように示します。

これらのプランは、事業化へ向けての検討をするとともに、出来る限り早期に、区の総合的な事業計画である「杉並区基本計画」「杉並区実施計画」に組み入れ、実施するものとします。また、事業着手の目安の欄・活動主体の欄は、いつごろ誰が行うかを目安として示したもので、定期的に事業の進捗状況の把握などを行い、積極的な推進を図っていきます。

表6-2：事業着手の目安と活動主体

表中の は実施されてはいるが特に見直しや検討が必要な施策、 は特に事業者の活動が重要となるものです

施 策			事業着手の目安			活動主体	
			実施中	前期	中後期	区民 事業者	区
身近なみどりを守ろう	樹木・樹林地の保全	1) 樹木等の保護指定制度の充実					
		2) 市民緑地「いこいの森」の設置					
		3) 特別緑地保全地区の指定					
		4) 屋敷林等の保全の強化					
	農地の保全	5) 生産緑地の維持・拡充					
		6) 区民農園等の設置					
		7) 営農への支援					
		8) 農とのふれあいの機会の充実					
新しいみどりを創ろう	緑量の確保	9) 緑化指導の充実					
		10) 開発許可制度の運用					
		11) 緑化地域制度の導入					
	公園等の整備	12) 地域公園の整備					
		13) 身近な公園等の整備					
		14) 公園等のリフレッシュ					
		15) 都立公園の整備の推進					
みどりの層を高めよう	まちなみ緑視 景観の向上	16) 区立施設の緑化の推進					
		17) 公共公益施設の緑化の推進					
		18) 民有地緑化の推進					
		19) 景観計画による誘導					
	環境に資する みどりづくり の推進	20) 生きものの生息場所の保全と創出					
		21) 雨水の地下浸透化の促進					
		22) エコスクールの推進					
	みどりの サイクルの推進	23) 寄付樹木制度の充実					
		24) 剪定枝・落ち葉等のサイクルの推進					

みどりでまさをつなげよう	みどりのベルトづくりの推進	25) みどりの拠点づくり					
		26) 河川の緑化推進					
		27) 道路の緑化推進					
		28) 身近なみどりのネットワークづくり					
みんなのみどりを育てよう	みどりに ついての意識 の向上	29) 環境学習の充実					
		30) みどりの相談所の充実					
		31) みどりの情報の発信・イベントの開催					
		32) みどりの顕彰制度の創設					
	区民との パートナーシップ	33) 区民主体によるみどりづくり					
		34) 緑化活動への支援					
		35) みどりの協定の締結促進					
		36) 地区の指定					
		37) みどりの基金の積み立て・運用					
	みどりの 調査・企画	38) みどりに関する調査の実施					
		39) 杉並区緑化推進連絡会の運営					

資料編



資料編

本編の作成にあたり、検討のもととなった旧計画の評価、みどりの現状と課題等を資料編で整理します。

1. 旧計画の評価

1) 旧計画目標の達成状況

目標年次を平成30年に設定した平成11年策定の旧計画において掲げた緑被率、区民一人当たり公園緑地の面積、緑地率、接道部緑化率の達成状況と課題は、以下のとおりです。

(1) 緑被率(目標は25% 平成11年の策定時は20%)

公園整備、公・民有地の接道部緑化や屋上・壁面緑化を進め、平成14年のみどりの実態調査では、20.9%となり策定当初の目標を達成しました。

このため、平成17年の改定時には緑被率の目標を25%に設定しました。

課題

屋敷林等のみどりを減らさないため、既存の樹木・樹林や農地等の保全策の強化が必要です。

行政主体で進められる公共施設の緑化をより充実させ、民有地緑化のモデルとなるようにすることが必要です。

みどりの条例に基づく緑化指導に加え、都市緑地法の制度による緑量の増加を図るなど、新たな方策の導入が必要です。

(2) 区民一人当たり公園緑地の面積(目標は5㎡/人)

平成11年以降、柏の宮公園(4.3ha)等の整備を進め、公園面積を増やしましたが(平成21年4月1日現在306箇所・99.6ha)、人口も増加しているため、平成21年4月1日実績では、1.85㎡/人とどまっています。

課題

公園の整備は着実に進んでいますが、人口も増加しているため、区民一人当たりの公園面積は1.85㎡にとどまっています。このため5㎡/人の目標は掲げつつも、人口の変化に左右されない公園緑地の確保目標が必要です。

公園緑地面積はまだまだ不足しており、今後計画されている公園用地の整備を着実に進めていく必要があります。

(3) 緑地率(目標は15%)

平成19年度みどりの実態調査では、緑地率は9.7%(ア:3.17%、イ:4.26%、ウ:2.27%)であり、目標を達成していません。

緑地率は、区全体の面積に対するア:都市施設とする緑地、イ:制度安定した緑地、ウ:社会通念上安定した緑地の3つの面積の和の割合

課題

緑地率は、緑地を性質別に区分し、安定した緑地の数値を積み上げたものであるため、緑化による安定した緑地の量の拡大が難しいのが現状です。このため本計画の目標とするか否かの再検討が必要です。

(4) 接道部緑化率 (目標は20%)

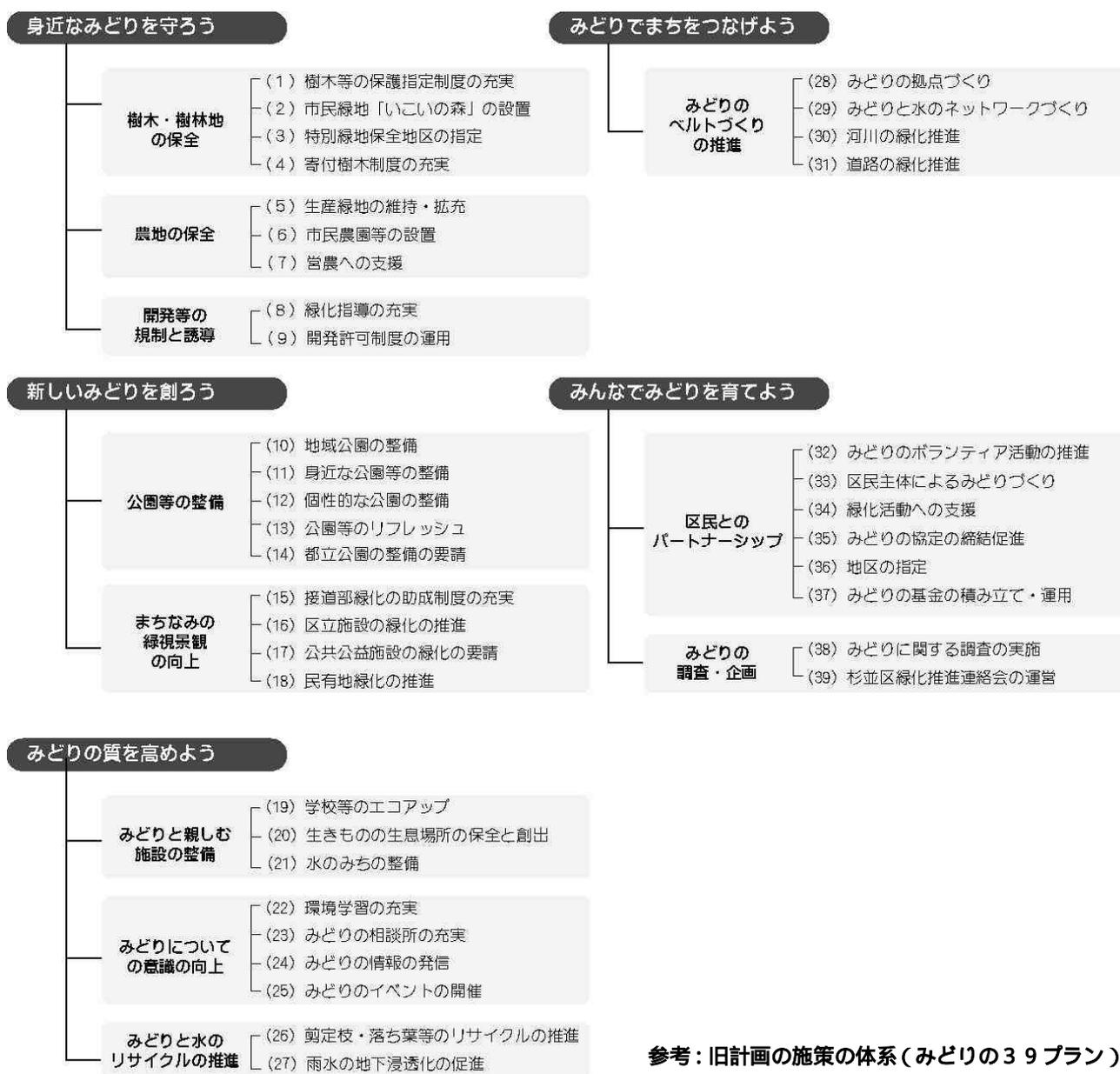
平成19年度みどりの実態調査では、接道部緑化率は23.0% (約447km) であり目標を達成しました。

課題

接道部緑化は、緑化の実効性の高い施策として今後も推進し、緑化余力のある接道部 599,068.2m (全延長の30.9%) において、緑化を推進していくための具体化方策を提示していく必要があります。

2) 施策の進捗状況

旧計画における5つの基本方針に基づく39施策 (みどり39プラン) のうち、主な施策の10年間 (平成11年から平成20年度末まで) の実績と課題は、次のとおりです。



参考：旧計画の施策の体系 (みどりの39プラン)

(1) 基本方針1：身近なみどりを守ろう

旧計画では、武蔵野の風土を継承する屋敷林、社寺林、農地等の今あるみどりを守っていくとともに、開発時のみどりの減少を防ぐため、緑化指導や開発許可制度の運用等を行い、みどりに関わる規制・誘導を進めました。

実績

1：樹木・樹林地の保全

ア．条例に基づき指定した保護樹木は 1,817 本 1,812 本と微減、保護樹林は 66.6ha 49.8ha と減少、保護生けがきは 5,495 m 6,399m と増加しました。

イ．保護樹木のうち貴重木の選定を平成 12 年度より実施し、20 本 50 本 45 本と推移しています。

ウ．寄付樹木の申込のうち約半数を受領しています。(平成 20 年度の実績は 80 本)

2：農地の保全

エ．生産緑地の指定件数・面積は、166 件・43.97ha (H11 年) 149 件・38.86ha (H20 年) と減少しています。生産緑地を含む農地面積は 68.0ha 51.0ha と減少しています。

オ．区民の農とのふれあいを進める区民農園は、13 農園・3.4ha(H11) 13 農園・2.6ha(H20) と農園数は横ばいですが、面積は減少しています。体験型農園が 1 農園・0.4ha(H16～)開園しました。

3：開発等の規制と誘導

カ．本区は開発時の緑化指導の敷地規模の対象を 300 m²(～H11)、200 m²(H12～)と引き下げ、それに伴い、緑化計画書の受理件数は約 300 件 約 600 件と倍増しました。また、平成 18 年 8 月より 200 m²未満の開発についても緑化計画概要書の届出制を運用しており、平成 20 年度の届出件数は約 1,000 件に達しています。

課題

現行の保護樹木・樹林の指定制度だけでは、保全策としての実効性が弱いのが現状です。

日常的な維持管理や費用・近隣住民からの要望等、所有者をケアする対策が必要です。

現行の市民緑地は面積規定があり、300 m²未満の公開型のみどりの確保が課題です。

寄付樹木は、受け入れ先である公共施設の敷地、一時預かり場所に限界があり、申込の約半数しか受領できておらず、区民同士で樹木を譲渡しあえる新たな方策が必要です。

相続に伴う農地の宅地化、税負担や後継者不足により、相続発生時には農地売却の傾向があり、農地は減少しています。都市農地保全のための農地関係法、都市計画関係法、関係税法などの制度改正を国に働きかけていく必要があります。

みどりの量を増やしていくためには、緑化指導とあわせて、都市計画制度等を活用しながら緑量の増加を図る必要があります。

(2) 基本方針2：新しいみどりを創ろう

旧計画では、緑被率25%の目標の達成に向け、公園整備を進めるとともに小中学校等の緑化推進、接道部・屋上・壁面緑化等、区民のニーズに応えた多様なみどりの創出に努めました。

実績

4：公園等の整備

ア. 1.0ha以上の大きな地域公園は、新たに柏の宮公園(4.3ha)を整備し、6箇所(15.5ha)7箇所(19.8ha)と増加しました。

イ. 区民に身近な公園は、283箇所(32.1ha)296箇所(33.5ha)と増加しました。

ウ. 個性的な公園の整備は、平成13年度から実施し、平成20年3月現在、花の名所を7箇所、自然との花しあいコースを4コース、木になる巡りあいコースを8コース整備しました。

エ. 公園のリフレッシュは、平成13年度から毎年2箇所程度着手し全16公園を改修しました。

5：まちなみの緑視景観の向上

オ. 接道部緑化延長、屋上緑化・壁面緑化の面積は、いずれも増加しました。

* 接道部緑化：375,812m(H14) 447,112m(H20)と増加しました。

* 屋上緑化：662箇所・13,305㎡(H14) 882箇所・35,015㎡(H20)と増加しました。

* 壁面緑化：146箇所・8,157㎡(H14) 272箇所・8,200㎡(H20)と増加しました。

カ. 接道部緑化の助成制度は、平成12年度より実施し、ここ9年の平均助成件数は、生けがき23.3件(288.5m)、植樹帯12.2件(91.7㎡)、フェンス緑化0.8件(8.3m)、既存塀の撤去6.6件(65.2m)の実績がありました。

キ. 民有地の屋上・壁面緑化の助成制度は、平成14年度より実施し、ここ7年の平均屋上緑化助成は約10件(375.0㎡)、壁面緑化助成は0.9件(47.3㎡)の実績がありました。

課題

新たな公園の整備は進んでいますが、区民一人当たりの公園面積5.0㎡/人を充足する整備には至っておりません。

公園改修は立ち遅れており、既設公園の老朽化が進んでいます。公園を区民の環境資産として最大限に活かすため、リフレッシュ化により質を高めていく必要があります。

接道部の緑化を進め、みどりのつながりを意識した質の高い緑視景観を創出していく必要があります。

杉並らしい景観(特に農地と屋敷林の景観、社寺のみどり、河川沿いのみどり等が特徴的)を評価し、保全・推進する施策が必要です。

(3) 基本方針3：みどりの質を高めよう

旧計画では、様々な生きものが生息できるよう環境を整え、また区民が身近な自然と接し、みどりに関する意識を高められるよう多様な施策を進め、みどりの質の充実を図りました。

実績

6：みどりと親しむ施設の整備

ア．学校等のエコアップは、平成 13 年度より環境に配慮したエコスクール化を進め、接道部緑化、ピオトープ整備、校庭緑化、校舎屋上緑化、校舎壁面緑化を実施しました。

- * 接道部緑化：2 校 (190m) 17 校 (1,170m) と増加しました。
- * 校庭緑地：2 校 (3,639 m²) 14 校 (21,317 m²) と増加しました。
- * 校舎屋上緑化：0 校 29 校 (13,066 m²) と増加しました。
- * 校舎壁面緑化：0 校 17 校 (3,336 m²) と増加しました。
- * ピオトープ整備：3 校 20 校と増加しました。

イ．生きものの生息場所の保全と創出は、平成 14 年度より、小学校・区立公園・区民センター等で毎年 2 箇所ずつ実施しました。

7：みどりについての意識の向上

ウ．みどりの講座は、平成 12 年度より実施し、開催回数は年 5 回程度、延べ参加人数は 200 名程度になっています。

8：みどりと水のリサイクルの推進

エ．剪定枝・落ち葉等のリサイクルの推進として、公園剪定枝葉の再資源化を義務づけました。また、公園樹木の枝葉のチップ化を進め、落ち葉のリサイクル啓発に関するイベントを年 1 回開催しました。

オ．平成 13 年度より落ち葉溜め設置工事を小中学校や公園等で実施し、毎年 3 箇所程度、計 28 箇所設置しました。

課題

公共施設は、その多くが老朽化や建替えの時期を迎えるようになり、また少子化に伴い、小中学校などの跡地利用の検討が必要となるため、その際の緑化方策を検討していく必要があります。

生きものの生息場所となっている重要な自然環境の選定・保全をしていくとともに、維持管理を継続できる仕組みづくりを検討していく必要があります。

既設の「みどりの相談所」は、区民のみどりへの意識や関心を高めるための工夫が不十分であり、機能の見直しが必要です。

区民のみどりの保全や緑化推進への関心を高めるため、保全・緑化活動に貢献している区民を紹介していくとともに、あわせて活動者の意欲・誇りを高められる制度を新たに創設していく必要があります。

樹木のチップ化・落ち葉の腐葉土化の需要と供給のバランスがとれておらず、リサイクルの仕組みを確立する必要があります。

(4) 基本方針4：みどりでまちをつなげよう

旧計画では、みどりの豊かさを実感できるよう、公園、緑地、小中学校、河川・道路沿いなどの緑化を行い、みどりと水のネットワークづくりを進めました。

実績

9：みどりのベルトづくりの推進

- ア．平成17年策定の「みどりのベルトづくり計画」に基づく事業を推進しました。
- イ．区の様々なみどりをつなげる「みどりと水のネットワークづくり」は、みどりのベルトづくり計画において、モデル地区指定に向けた区民との検討会を実施しました。
- ウ．河川の緑化推進は、平成17～19年度までに護岸緑化1163.2m・河床緑化39.2mを実施しました。
- エ．道路の緑化推進は、道路整備にあわせて実施し、街路樹は1,418本 1,691本、歩道緑地帯は7,430m 7,809mと増加しました。

課題

個々の緑化事業は進んでいるが、ネットワークの視点がまだまだ不十分であり、みどりのベルトづくりの実効性を高めていく必要があります。

みどりのベルトづくり計画のPR不足、区民・事業者への緑化手法の紹介不足等により、区民・事業者・区の三者が共有のゴールイメージをもって進んでいないのが現状です。このため、ゴールイメージの共有化や役割の明確化を図る必要があります。

地域立候補型のモデル地区を設定し、区民と協働で緑化を進めていく方策を検討する必要があります。



写真：身近なみどりのベルトづくりを目的としたワークショップ

(5) 基本方針5：みんなでみどりを育てよう

旧計画では、うるおいのある美しいまちをつくるために、これまでの区民参加によるまちづくりの経験を活かし区民主体の活動を進めました。また、区は、区民の主体的な活動をより一層支援するなどの展開を図りました。

実績

10：区民とのパートナーシップ

ア．区民のみどりのボランティア活動として、以下の制度を実施しました。

- * みどりのボランティア杉並：平成 13 年度発足し、登録数は 82 名 168 名 34 名と推移しています。(平成 20 年度：登録者の多くが認定ボランティア団体へ移行)
- * 認定ボランティア団体：平成 20 年度発足、要綱に基づく団体であり、現在 7 団体の登録があります。
- * 花咲かせ隊：平成 12 年度発足し、20 団体 109 団体に増加しました。
- * すぎなみ公園育て組：平成 16 年度発足し、現在 35 団体(567 人)の登録があります。

イ．みどりの協定の締結の促進として、以下の 3 つの種類を実施しました。

- * 所有者間でみどりの保全や緑化について締結する「緑地協定」の件数は、0 件 1 件と増加しました。
- * 一定規模以上の敷地を有する事業者や管理者と区が締結する「みどりの育成協定」の件数は、13 件 1 件に減少しました。
- * 景観上一体性をもつ生垣の保全・育成に関する協定を所有者間で締結する「生けがき協定」は、0 件 24 件と増加、平成 18 年度からは「保護生けがき」へ移行・統合しました。

ウ．地区の指定として、みどりのベルトづくり計画におけるモデル地区指定を目指しました。(平成 21 年 4 月 1 日現在：高円寺 2・4 丁目・3 丁目一部、高円寺北 2 丁目の一部を指定。)

エ．みどりの基金の積み立て・運用を、平成 14 年度から開始し、平成 20 年度末現在、約 4,700 万円を積み立てました。

また、みどりの基金から緑化活動の支援として、緑化活動助成や人材育成、屋上・壁面緑化助成を実施しました。

課題

区と区民のパートナーシップによる活動を進めるにあたり、それぞれの役割について、明確でわかりやすい体制としていく必要があります。

みどりの保全・緑化推進に関わるボランティア活動を行っている区民に対して、活動の輪が広がるよう、これまで以上に支援する必要があります。

既存樹木の落ち葉問題や接道部緑化の推進等、近隣住民間で共通の理解・目的のもと、緑の保全・創出を行うことができるみどりの協定制度をより一層充実させていく必要があります。

現在、個人等による寄付金を財源としたみどりの基金は、主に屋上・壁面緑化の助成に充てられています。地域の貴重な環境資産である屋敷林や農地等の保全に財源の一部を充てる等、基金の用途を明確にする等の見直しとともに、財源を増やすための新たな方策が必要です。

2. 杉並区の現況とみどりの現状

1) 杉並区の概況

(1) 位置

杉並区は東京 23 区の西端に位置し、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接しています。区の形状は概ね方形であり、面積は 34.02km²で 23 区中 8 番目の大きさです。



図 1：杉並区の位置図
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

(2) 地形及び水系

本区は武蔵野台地のほぼ中央に位置し、地形は全般的にみて平坦で、東部がやや低く、西部に向かって次第に高くなっています。中央部を善福寺川が、南部を神田川が、北部を妙正寺川が、それぞれ西から東へと流れ、この流域沿いは周囲よりやや低くなっています。

また、区内を流れる善福寺川、神田川、妙正寺川は、かつて農業用水や飲料水にも利用された荒川水系の一級河川です。神田川は東京で最古の上下水道であり、三河川とも湧水池を水源としていました。

区の南西部には、玉川上水の開渠部分がわずかにあり、良好なみどりが多く残されています。神田川をはじめとした河川は生きものの生息環境として好ましいとは言えず、また、区民が水辺に近づくことも難しい状態です。

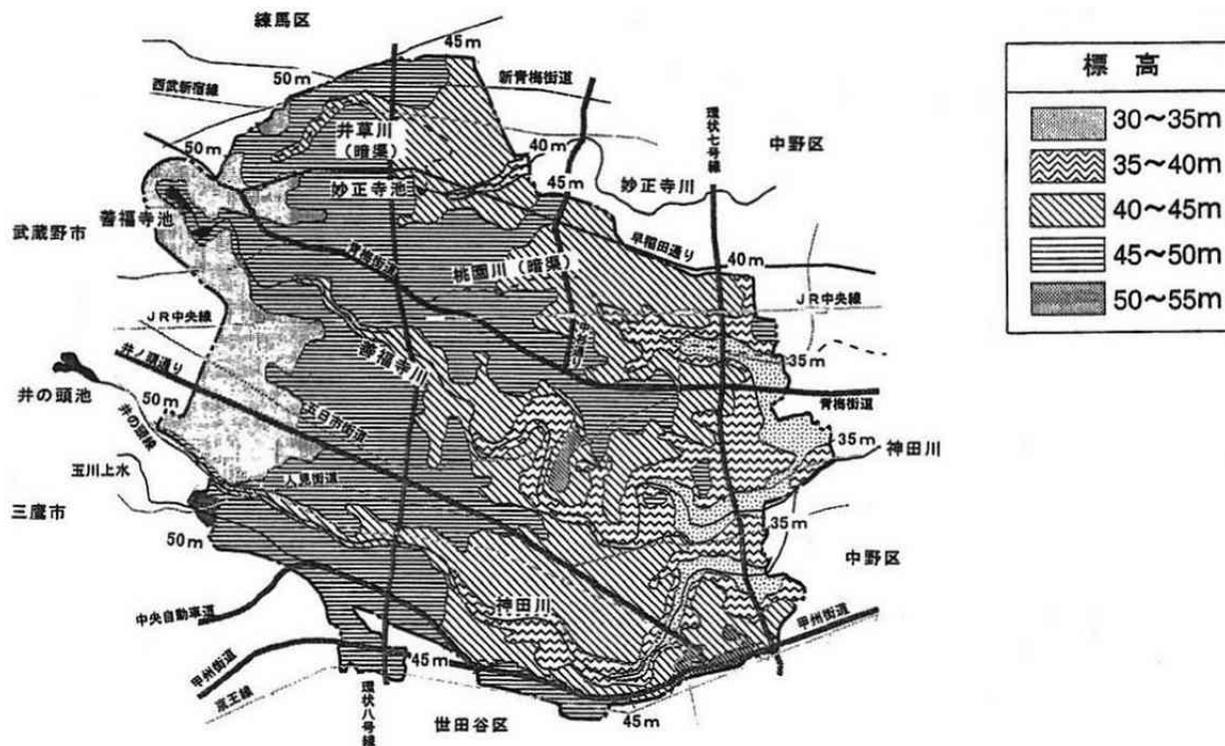


図 2：杉並区の地形概要図
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/平成 20 年/杉並区

(3) 人口

本区の人口は、平成 21 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳では、527,942 人であり、人口密度は 155 人/ha、世帯数は 292,785 世帯です。人口の推移では、図 3 に示すとおり平成 9 年まではやや減少傾向にありましたが、それ以降は増加に転じています。

また、JR 中央線周辺や環状七号線沿いで人口密度が高く、それに対し、善福寺・大宮・成田西地域等では人口密度が低くなっています。

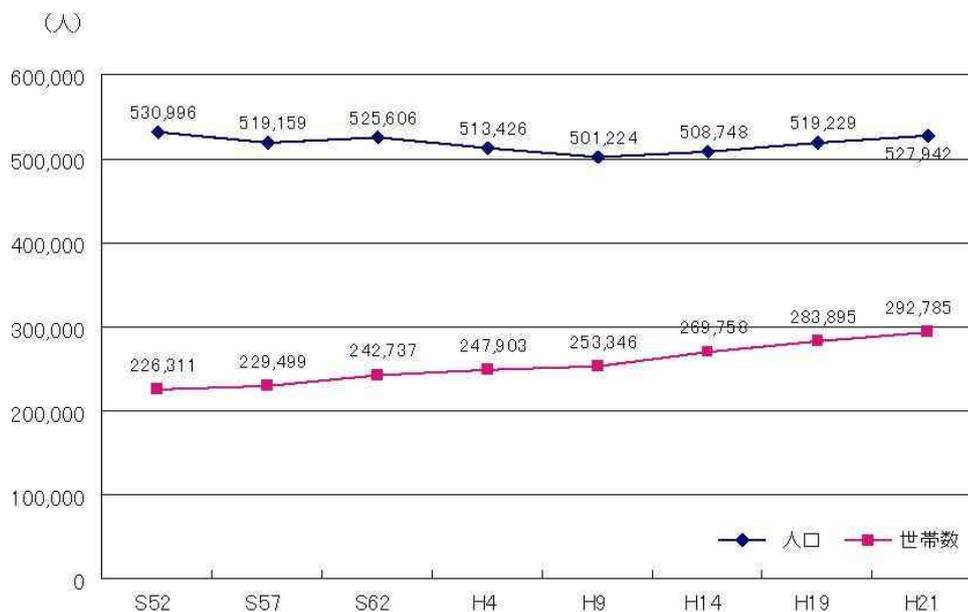


図 3：人口の推移（住民基本台帳をもとに作成）

(4) 土地利用

本区の土地利用をみると、宅地として利用されているものが全体の60%以上を占め、残りは道路等の非宅地です。

用途地域をみると、第一種低層住居専用地域の占める割合が64.1%と最も高くなっています。住居専用地域を合わせると本区全体の約85.8%になります。青梅街道沿いやJR中央線の駅周辺には商業地域、その他幹線道路沿いの多くは近隣商業地域や準住居地域となっています。

表1：用途地域の内訳

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

用途地域	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	2,182.0	64.1
第二種低層住居専用地域	14.9	0.4
第一種中高層住居専用地域	414.9	12.2
第二種中高層住居専用地域	95.9	2.8
第一種住居地域	78.1	2.3
第二種住居地域	61.6	1.8
準住居地域	70.9	2.1
住居系	2,918.5	85.8
近隣商業地域	297.3	8.7
商業地域	133.3	3.9
商業系	430.6	12.7
準工業地域	52.9	1.6
工業系	52.9	1.6
合計	3402.0	100



図4：用途地域図(平成19年3月現在)

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

(5) 自然環境

大気

大気汚染の主な発生源は自動車であり、窒素酸化物と浮遊粒子状物質が問題となっています。近年は、ディーゼル車等の排気ガス規制が、逐次強化され徐々にその効果が現れています。本区では、幹線道路等に測定器を設置し、常時測定を行っており、平成18年度には、窒素酸化物が環境基準を達成しています。

光化学スモッグについて、本区は日本で最初に発生したところであり、平成18年の光化学スモッグ注意報の発令回数は12回でした。東京都全体では、発令回数は17回であり、過去10年間の平均回数14.6回よりも、2.4回多い状況でした。また、酸性雨⁴⁰は、杉枯れの現象等の原因となる新しい環境問題としてクローズアップされています。汚染のない大気の雨水は、大気中の二酸化炭素の吸収によりpH 5.5前後といわれています。平成18年度の調査の結果、本区の雨水のpHの平均値は4.5で、最低値は3.2でした。

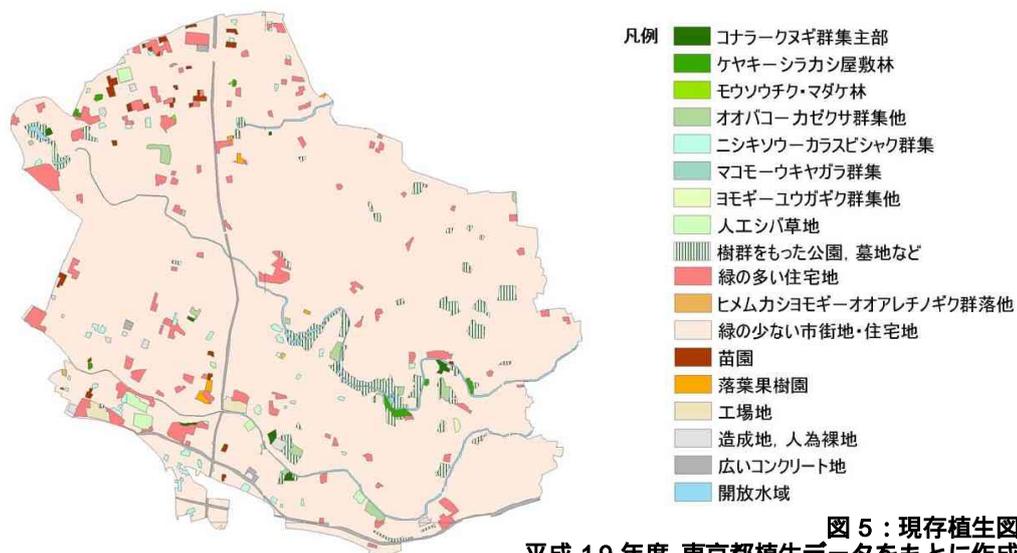
水質

区内には、善福寺川、神田川、妙正寺川の三河川がありますが、いずれの河川も、上下水道の普及とともに生活雑排水の流入がなくなり改善されました。

水質汚濁の目安となるBOD（生物化学的酸素要求量）やDO（溶存酸素量）等をみると三河川とも良好な状態です。しかしながら、下水道が合流式なため、豪雨等により下水道のオーバーフローを招き、一時的に水質が悪化する等の問題があります。

植生

区内に現存する代表的な植生としては、自然草地では、善福寺池及び和田堀公園内の池に見られる水生植物群落であるマコモ-ウキヤガラ群集等が、また、自然林に相当するものでは、善福寺公園や善福寺川緑地内の一部の樹林、大宮八幡宮等の社寺林、区内北部等に点在するケヤキ-シラカシ屋敷林がみられます。



⁴⁰ 酸性雨・・・大気汚染物質の硫酸酸化物や窒素酸化物等が太陽光や酸素、水分等と化学反応を起こして硫酸や硝酸等に変化し、雨水に取り込まれて生じる酸性の強い雨

2) みどりの現状

(1) 緑被の状況

緑被率は、21.84%（平成19年度調査）であり、5年前の調査と比較すると0.93ポイント増加しました。

平成19年度のみどりの実態調査によると、区全体の緑被率は21.84%（743.0ha）であり、前回の平成14年度調査と比較すると0.93ポイント増加しました。前回調査から緑被率は増加に転じていますが、樹木の生長や緑化活動等により増加したもので、みどりを大切に育てている区民協力の結果であると分析できます。

緑被地の内訳をみると、樹木被覆地は624.0ha（18.3%）、草地は74.7ha（2.2%）、農地は40.8ha（1.2%）、屋上緑化は3.5ha（0.1%）です。

また、公的な緑被地は219.2ha（29.5%）、私的な緑被地は523.7ha（70.5%）であり、本区の7割が私有地のみどりです。

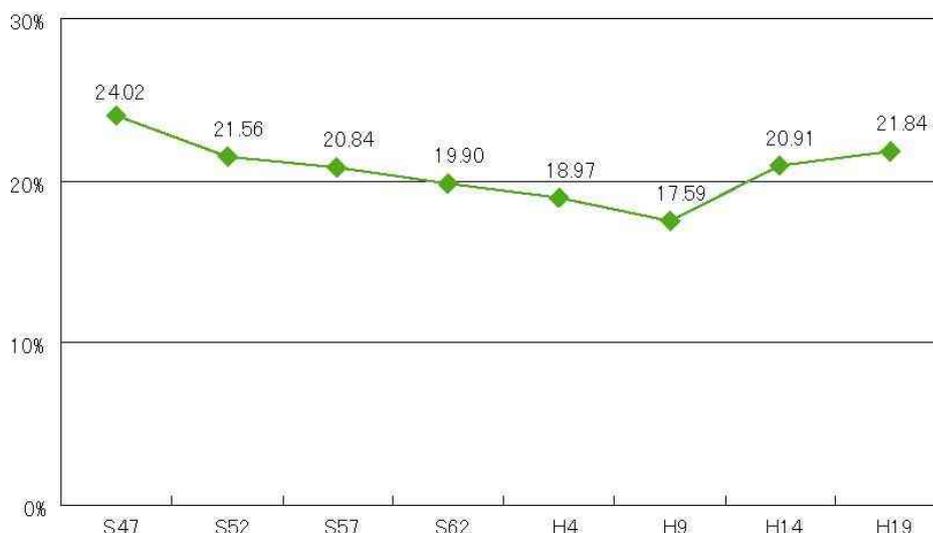


図7：緑被率の推移
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

表2：区全体の緑被地等の状況
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

	面積 (ha)	構成比 (%)
樹木被覆地	624.0	18.3
草地	74.7	2.2
農地	40.8	1.2
屋上緑化	3.5	0.1
緑被地	743.0	21.8
裸地	104.2	3.1
水面	13.5	0.4
建物・道路等	2541.3	74.7
区全体	3402.0	100

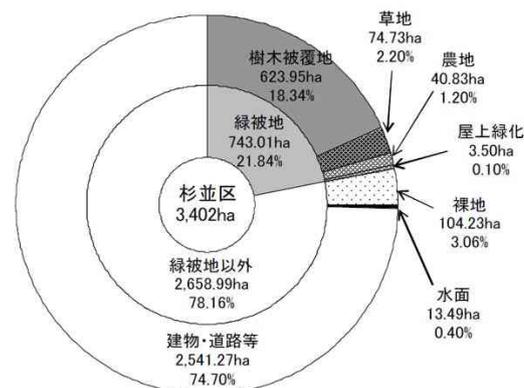


図8：緑被地等の構成比
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

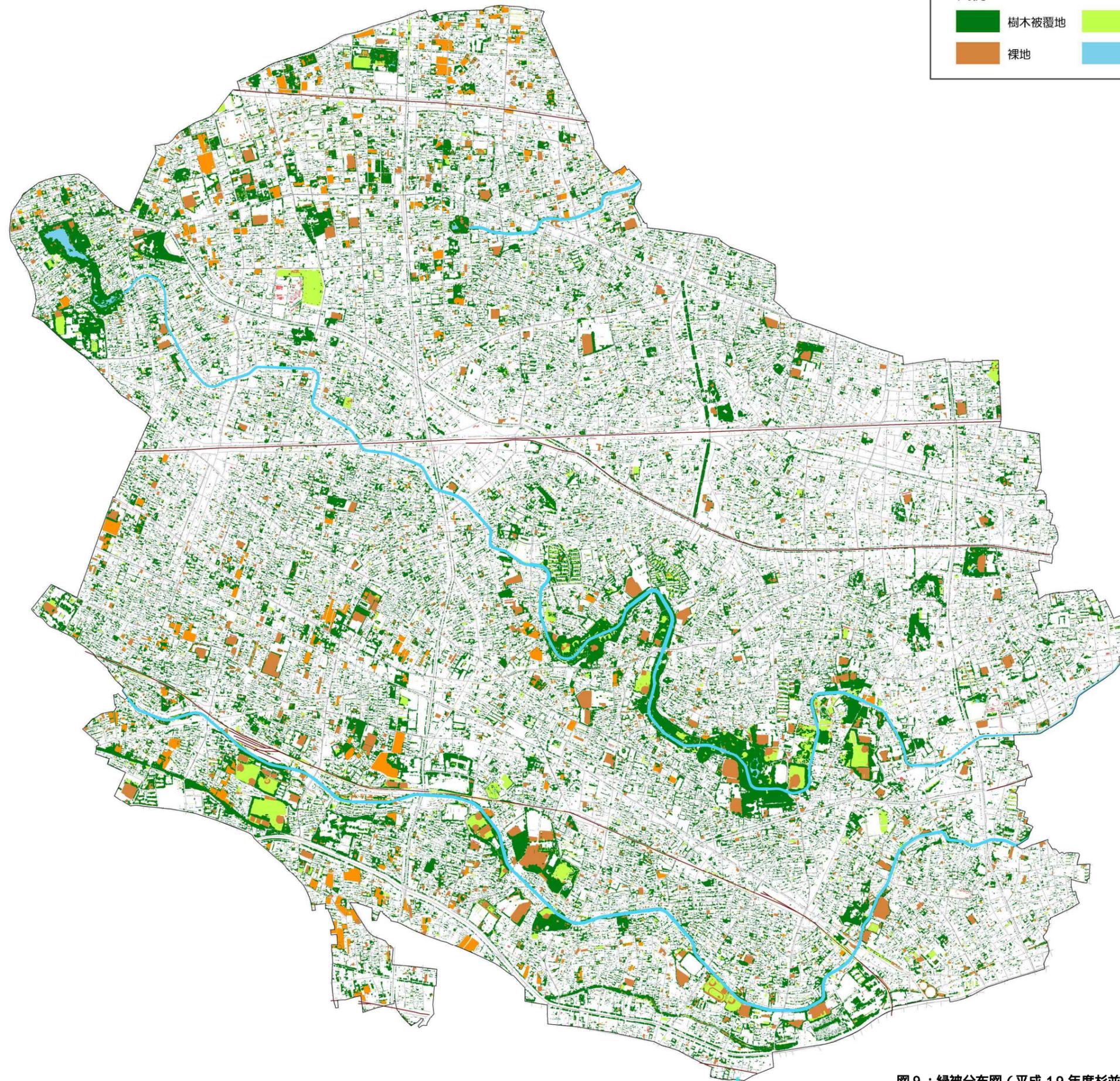


図9：緑被分布図（平成19年度杉並区みどりの実態調査のデータをもとに作成）

(2) 公園の状況

平成 21 年 4 月現在、公園面積は 306 箇所 (99.6 ha)、区民一人当たりの公園面積は 1.85 m² であり、箇所数・面積ともに増加しています。

旧計画策定以降、柏の宮公園 (4.3ha) が整備され、その他公園等の整備が進み、平成 21 年 4 月現在で、区内には、3 箇所 (46.3ha) の都立公園、303 箇所 (53.3ha) の区立公園が整備されました。

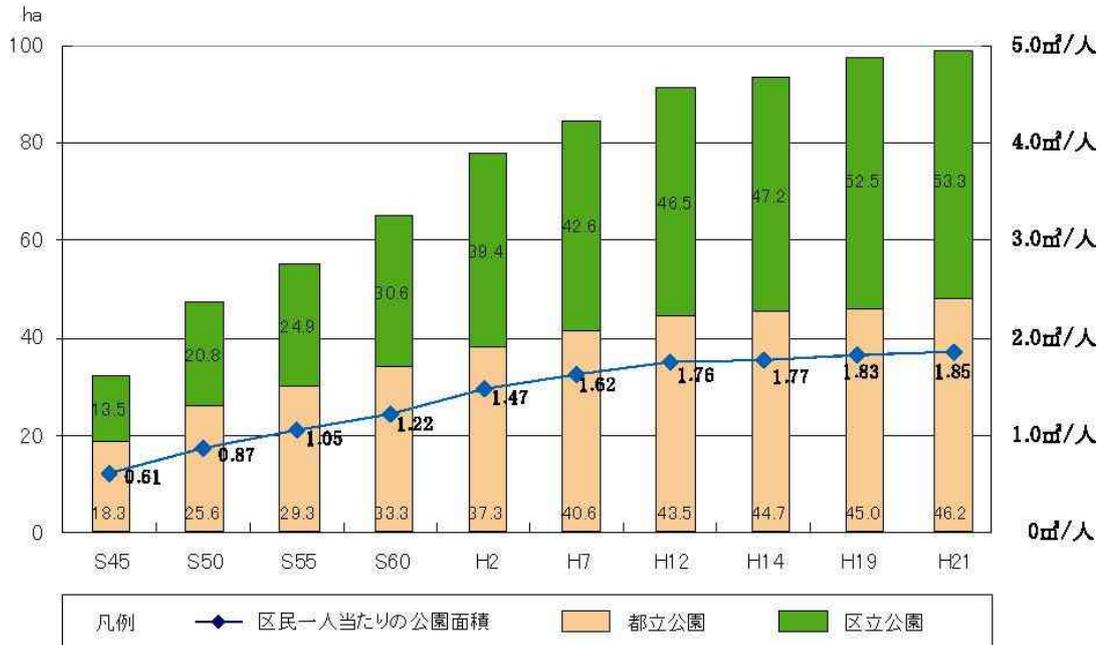


図 10 : 公園整備状況の推移
平成 19 年度杉並区みどりの実態調査をもとに作成

表 3 : 公園の整備状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

分類		箇所数	面積 (m ²)	
都立公園		3	462,640.66	
区立公園	地域公園	7	198,088.62	
	身近な公園	のびのび公園	13	65,665.69
		ふれあい公園	66	113,065.86
		まちかど公園	134	73,943.12
		都市緑地	76	36,089.53
		緑道	7	46,687.27
小計		303	533,540.09	
総計		306	996,180.75	

(3) 樹木の状況

樹木の総本数は36,099本(平成19年度調査)であり、5年前の調査と比較すると約3,000本増加しました。

平成19年度みどりの実態調査によると、直径30cm以上の樹木が36,099本であり、前回調査(平成14年度)に比べ、約3,000本増加しています。そのうち、貴重木として46本が選定されています。

表4：樹種別樹木本数
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

順位	樹種	本数(本)	構成比(%)
1	サクラ	6,468	17.9
2	ケヤキ	5,790	16.0
3	イチョウ	3,651	10.1
4	シイ	2,927	8.1
5	カシ	2,073	5.7
6	マツ	1,841	5.1
7	クスノキ	1,299	3.6
8	ヒマラヤスギ	1,288	3.6
9	トウカエデ	965	2.7
10	ムクノキ	793	2.2
11	サワラ	791	2.2
12	クヌギ	711	2.0
	その他	7,502	20.8
	区全体	36,099	100

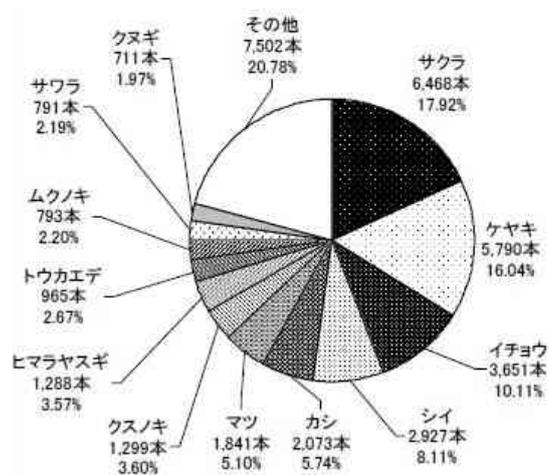


図11：樹種別樹木本数
出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

(4) 樹林の状況

平成 19 年度調査では、300 m²以上の樹林は 1,145 箇所(177.5ha)であり、5 年前の調査と比較すると約 17.9ha が減少しました。

平成 19 年度みどりの実態調査によると、面積が 300 m²以上の樹林が 1,145 箇所、177.5ha でした。平成 14 年度調査(19 年度調査と同様な抽出)と比較すると、約 17.9ha 減少しています。

規模別にみると、1,000 m²以下の小規模なものが多くなっています。

形態別の面積は、公園が最も大きく 62.9ha(35.5%)、次いで屋敷林の 31.4ha(17.7%)、社寺林 22.5ha(12.7%)です。また、そのほとんどは 1,000 m²未満のものが多く、全体の約 66%(758 箇所・39.8ha)を占めています。

樹林の推移をみると、面積の減少がみられたのは、屋敷林、社寺林、民間等のグラウンド、雑木林等の私的樹林地でした。

樹林地は公私別にみると、公的樹林は全体の 47.1%私的樹林は 52.9%となっています。

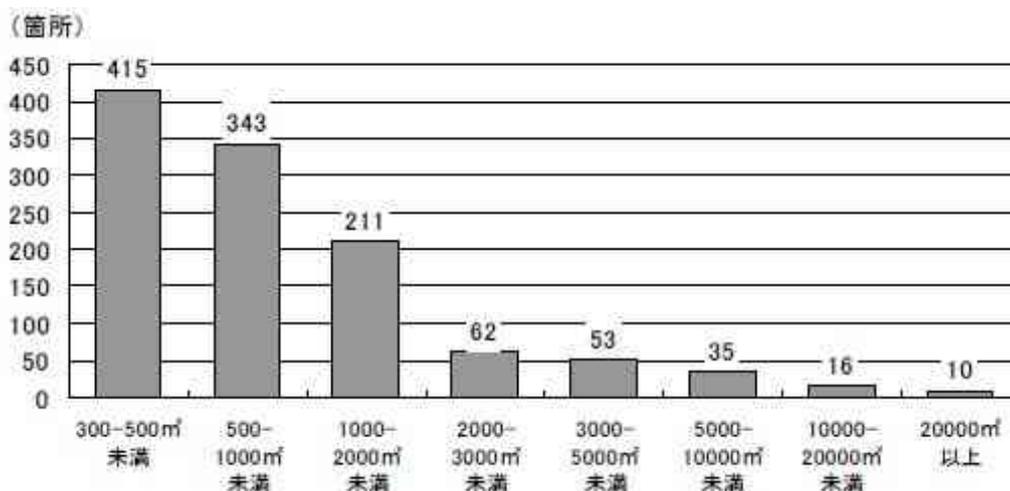


図 12：規模別樹林箇所数
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

表 5：形態別樹林現況

出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

区分	箇所数	面積 (ha)	構成比 (%)	1箇所当たり面積 (ha/箇所)
公園	230	62.94	35.45	0.27
屋敷林	376	31.42	17.70	0.08
社寺林	89	22.48	12.66	0.25
私立学校	20	10.83	6.10	0.54
民間等のグラウンド	12	3.05	1.72	0.25
雑木林	13	2.66	1.50	0.20
公立学校	69	11.64	6.56	0.17
その他の公共施設	75	9.07	5.11	0.12
その他の民間施設	181	15.10	8.51	0.08
竹林	13	0.89	0.50	0.07
その他	67	7.45	4.20	0.11
区全体	1,145	177.53	100.00	0.16

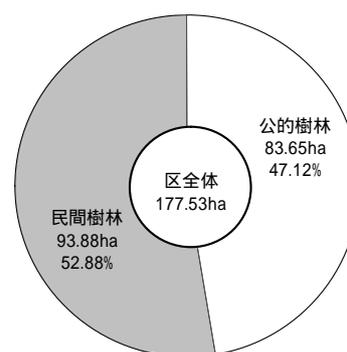


図 13：公私別樹林構成比
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

(5) 農地の状況

平成 21 年 4 月現在の農地面積は、区の約 1.5%にあたる 51.2ha あり、年々減少しています。

杉並区農業経営実態調査によると、農地面積は、平成 21 年 4 月 1 日現在で区の面積の約 1.5%にあたる 51.2ha あり、旧計画を策定した平成 11 年度と比べると、16.8ha が減少しています。農地は区の北部と南西部に多く残されており、農地のうち約 7 割 (38.4ha) が生産緑地地区に指定され保全されています。

(6) 接道部緑化の状況

平成 19 年度調査では接道部緑化率は、総延長の 23.0% (447,112.3m) であり、5 年前の調査と比較すると 3.5 ポイント増加しました。

平成 19 年度みどりの実態調査によると、接道部が生垣、植え込み、植樹帯、緑化フェンス等の「緑化有り」は総延長の 23.0% (447,112.3m) となっており、平成 14 年度調査と比べると約 70,000 m 増えています。

残りを見ると、今後緑化の可能性が高いブロック塀、万年塀、フェンス等の「緑化余力有り」が 30.9%、「緑化余力無し」が 46.1%となっています。

表 6：接道部の現況

出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

大分類	種別	延長 (m)	大分類に対する割合 (%)	全接道部に 対する割合 (%)
緑化有り	生垣	90,048.2	20.14	4.64
	植込・植樹帯	288,387.6	64.50	14.86
	緑化フェンス	16,351.8	3.66	0.84
	その他緑化	52,324.7	11.70	2.70
	小 計	447,112.3	100.00	23.03
緑化余力 有り	ブロック塀	198,504.0	33.14	10.23
	万年塀	38,074.5	6.36	1.96
	フェンス	169,642.1	28.32	8.74
	その他の塀	150,401.6	25.11	7.75
	その他	42,446.0	7.09	2.19
小 計	599,068.2	100.00	30.86	
緑化余力無し		894,914.5	100.00	46.10
区 合 計		1,941,095.0	100.00	100.00

(7) 道路緑化の状況

平成19年度調査では道路緑化率は都道が47.7%、国道が35.8%、区道が2.3%でした。

平成19年度みどりの実態調査によると、道路総延長772,052mに対して街路樹等による高木の緑化延長が89,717m(5.8%)、中・低木植栽の緑化延長は83,515m(5.4%)となっています。

管理者別に高木植栽による道路緑化率をみると、国道は35.8%、都道は47.7%で、植樹スペースがなかなか確保できない区道は2.3%となっています。

表7：路線別道路内植栽現況

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

管理主体	路線名	道路延長 (m)	高木植栽			中・低木植栽		
			本数(本)	緑化延長(m)	道路緑化率(%)	面積(m ²)	緑化延長(m)	道路緑化率(%)
国 道	甲州街道(国道20号)	4,327	459	3,094	35.8	4,449	3,194	36.9
	(国道計)	4,327	459	3,094	35.8	4,449	3,194	36.9
都 道	青梅街道		1,401	13,810		5,358	11,525	
	環八通り(環状八号線)		1,032	9,588		4,343	4,434	
	中央高速側道		908	2,239		8,279	4,911	
	環七通り(環状七号線)		867	6,666		5,235	4,468	
	井の頭通り		650	5,240		1,915	5,328	
	方南通り		362	2,066		1,771	3,536	
	早稲田通り		285	3,552		509	391	
	中杉通り		304	3,262		2,012	2,805	
	新青梅街道		287	2,846		625	1,194	
	五日市街道		297	4,300		1,543	1,028	
	千川通り		54	725		235	598	
	高円寺～環七連絡道		24	182		2	22	
	(都道計)	57,055	6,471	54,476	47.7	31,827	40,240	35.3
区 道	井草川歩行者専用道路		886	2,731		9,767	5,021	
	神田川自転車歩行者専用道路		802	11,442		14,484	13,898	
	その他の街路樹のある区道		1,483	17,974		7,790	21,159	
	(区道計)	710,670	3,171	32,147	2.3	32,041	40,078	2.8
道 路 計	772,052	10,101	89,717	5.8	68,317	83,512	5.4	

(8) 緑視の状況

平均緑視率⁴¹は、20.8%(平成19年度調査)であり、5年前の調査と比較すると1.7ポイント減少しました。

平成19年度みどりの実態調査において、区全体70箇所で行ったところ、平均緑視率は20.8%であり、平成14年度調査と比べると1.7ポイント減少しました。

ゾーン別に見ると、最も高いのは成田の33.8%であり、緑化余地が少なく接道部緑化が難しい商業地では緑視率も低く、住宅地域では生けがきだけでなく、高木があることで緑視率が高くなっています。

⁴¹ 緑視率……緑視とは人の目に映る緑の量で、立面的な視野内に占める緑量の割合。平成19年度みどりの実態調査では区内70地点において、交差点の各方向を人の視野に近い範囲で写真撮影し、各写真内に占める緑の割合を視点数で平均して緑視率を求めている。

(9) 壁面緑化の状況

壁面緑化率は、272 箇所・8,199.9 m²（平成 19 年度調査）であり、5 年前の調査と比較すると、126 箇所・42.6 m²増加しました。

平成 19 年度みどりの実態調査によると、壁面緑化状況は 272 箇所・8,199.9 m²であり、平成 14 年度調査と比べると箇所数・面積ともに増加しています。

分布状況を見ると、阿佐谷、荻窪北、高円寺地域の順に面積が多くみられます。また、樹種別ではヘデラ・ナツツタが全体の約 67%を占めています。

表 8：ゾーン別壁面緑化の現況

出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成 20 年

ゾーン名	箇所	面積(m ²)
上井草	1	51.0
下井草	11	279.0
西荻北	31	621.5
西荻南	10	223.5
荻窪北	23	854.3
荻窪南	13	220.2
阿佐谷	62	2,167.7
成田	15	633.5
高円寺	21	738.4
和田・堀ノ内	22	718.8
高井戸西	13	335.5
高井戸東	16	479.2
永福	11	330.5
方南・和泉	23	546.8
区全体	272	8,199.9

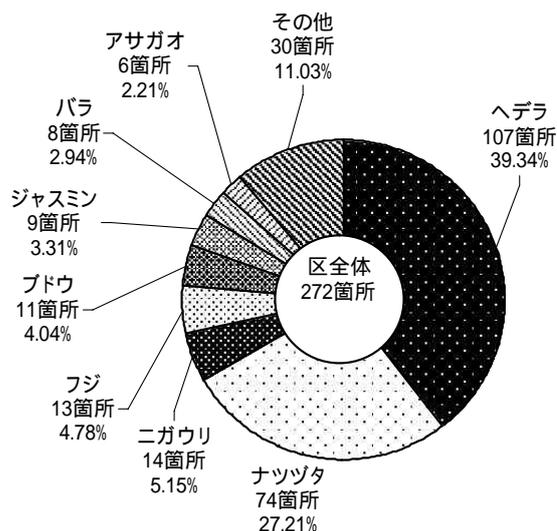


図 14：樹種別壁面緑化箇所の割合
出典：平成 19 年度杉並区みどりの実態調査 /杉並区/平成 20 年

(10) 屋上緑化の状況

屋上緑化の状況は、882 箇所・35,015 m²（平成 19 年度調査）であり、5 年前の調査と比較すると、220 箇所・21,710 m²が増加しています。

なお、屋上緑化のほとんどは、30 m²未満の小規模なものです。

平成 19 年度みどりの実態調査によると 882 箇所・35,015 m²であり、平成 14 年度調査と比べると箇所数・面積ともに増加しています。

規模別にみると、本区は 30 m²未満の小規模な屋上緑化が 666 箇所あり、その多くは高円寺、阿佐谷地域に分布しています。

また、平成 18 年度土地利用現況調査によると、今後屋上緑化が可能と思われる「屋上のある建物」の総面積は、区全体で 517ha あり、19 年度調査の屋上緑化面積の割合（屋上緑化率 9.86%）から推計すると、約 51ha の緑化が可能といえます。

表9：ゾーン別屋上緑化の現況

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

ゾーン名	屋上緑化箇所 箇所	屋上緑化面積 (A)m ²	1箇所当たり面積 m ² /箇所	建物面積 (B)m ²	屋上緑化率 (A/B)%
上井草	45	1,113	24.7	12,247	9.09
下井草	20	588	29.4	4,152	14.16
西荻北	87	6,902	79.3	43,720	15.79
西荻南	26	576	22.2	5,872	9.81
荻窪北	36	1,169	32.5	18,099	6.46
荻窪南	85	3,202	37.7	44,395	7.21
阿佐谷	101	2,895	28.7	29,951	9.67
成田	57	1,488	26.1	17,238	8.63
高円寺	120	2,669	22.2	27,758	9.62
和田・堀ノ内	51	1,936	38.0	24,215	8.00
高井戸西	64	2,278	35.6	40,002	5.69
高井戸東	32	2,088	65.3	14,489	14.41
永福	62	2,124	34.3	27,802	7.64
方南・和泉	96	5,987	62.4	45,146	13.26
区全体	882	35,015	39.7	355,086	9.86

(11) 公共施設の緑化の状況

区内の公共施設全体の緑化率は、22.0%（平成19年度調査）であり、5年前の調査と比較すると、4.6ポイント増加しています。

平成19年度みどりの実態調査によると、公共施設全体(302箇所・156.2ha)の緑化率は22.0%であり、平成14年度調査と比べると緑化面積が8.2ha増加し、緑化率は4.6ポイント増加しています。施設別に見ると、児童・高齢者福祉施設が30.8%と緑化率が高く、次いで社会教育・体育施設の27.5%となっています。

表10：公共施設の緑化状況

出典：平成19年度杉並区みどりの実態調査/杉並区/平成20年

施設区分		施設数	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)
官公庁	区立の施設	18	6.21	1.14	18.36
コミュニティ社会・体育施設	コミュニティ施設	40	6.42	1.40	21.81
	社会教育・体育施設	21	5.41	1.49	27.54
幼稚園	区立幼稚園	5	0.94	0.21	22.34
保育・社会福祉施設	区立保育園	36	4.19	1.01	24.11
	児童・高齢者福祉施設	78	15.32	4.72	30.81
学校施設	区立小学校	44	53.84	10.34	19.21
	区立中学校	22	26.57	4.81	18.10
	養護学校	1	0.68	0.13	19.12
	都立高等学校	8	27.42	7.26	26.48
区立以外の施設		29	9.22	1.86	20.17
区合計		302	156.22	34.37	22.00

(12) みどりの文化財の状況

みどりの文化財として、都指定旧跡 1 箇所・天然記念物 2 箇所、区指定天然記念物が 4 本あります。

遺跡等が区内には多数分布しています。みどりに関わる文化財は、東京都指定旧跡が 1 箇所、天然記念物が 2 箇所、区指定の天然記念物として樹木 4 本が指定されています。

本区南部を流れる玉川上水は、1653年に江戸市中へ水を供給するため多摩川の羽村堰より引かれたもので、高い歴史的価値をもち、豊かなみどりとともに将来にわたり保存していく必要があることから、東京都では歴史環境保全地域に指定しており、国の史跡に指定されています。

表 11：みどりに関係する指定文化財（平成 19 年 4 月 1 日現在）

指定別	種別	名称	指定年度
東京都	旧跡	櫛屋敷（阿佐谷北1丁目）	大正8年
	天然記念物	大宮八幡社叢（大宮2丁目）	昭和8年
		横倉邸のケヤキ並木（高井戸東3丁目）	昭和10年
杉並区	天然記念物/植物	荻窪八幡神社のコウヤマキ	1本 昭和60年
		尾崎熊野神社のクロマツ	1本 昭和61年
		和泉熊野神社のクロマツ	1本 平成2年
		宗源寺のラカンマキ	1本 平成7年

3 . 杉並区のみどりの変遷

区のみどりの変化をまちの発展とともに見ると、大きく3つに分けることができます。

1) みどりの変遷

東京近郊農村地帯から住宅地へ

大正 12 年の関東大震災が起こるまでの杉並区は、江戸、東京へ野菜を供給する農村地帯でした。台地上には畑が、低地には水田が広がっていました。

関東大震災が起きると、東京市内の被災者等が現在の JR 中央線の駅周辺へと移り住み、宅地化が進行するとともに大規模な区画整理も実施されました。住宅地としての基盤が整えられると、畑等のみどりが減少しました。この戦前の区画整理により、区の北西部は基盤整備のなされた良好な住宅地となりました。

公共緑地である都市公園では、区画整理による公園として荻窪公園が昭和 12 年に区立公園として初めて開設され、大規模な民間グラウンドは、昭和 10 年以降に多くがつくられ現在に至っています。

戦後の急激な市街化によるみどりの減少

第二次世界大戦が始まると、一時的に宅地開発の波は穏やかになりました。昭和 30 年代をピークに急激な市街化がすすみ、住宅地として発展するの合わせ、農地や樹林地等のみどりが大幅に減少しました。さらに、河川の護岸はコンクリートで固められ、斜面林も次々と宅地化されました。この宅地化は JR 中央線駅周辺から拡がり、昭和 50 年代には区内の隅々まで市街化されました。この間、昭和 36 年には都立善福寺公園が開設され、区民はもとより多くの人々に利用されています。

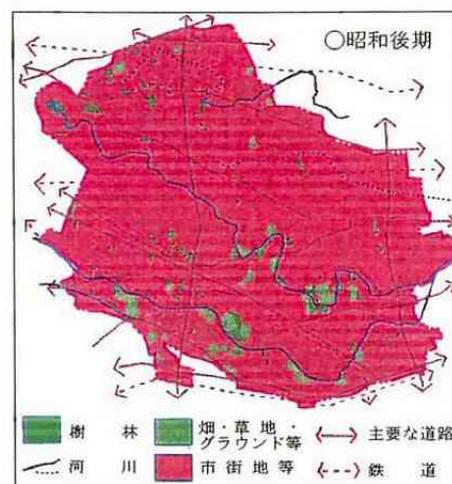
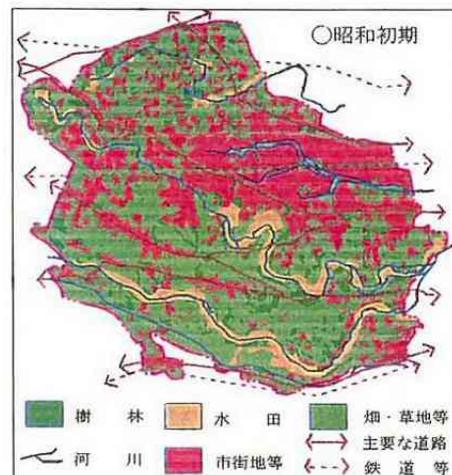


図 15 : みどりの変遷
出典 : 緑化基本調査/杉並区/平成 9 年

住宅地の質的变化によるみどりの減少

近年、宅地のミニ開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う屋敷林の伐採、農地の宅地化等により、僅かに残るまとまったみどりも減少し続けています。現在、本区における私有地のみどりは、民間グラウンド、社寺林、農地や屋敷林、宅地内のみどり（庭や接道部）等であり、区内のみどりの半数近くを占める貴重なものとなっています。

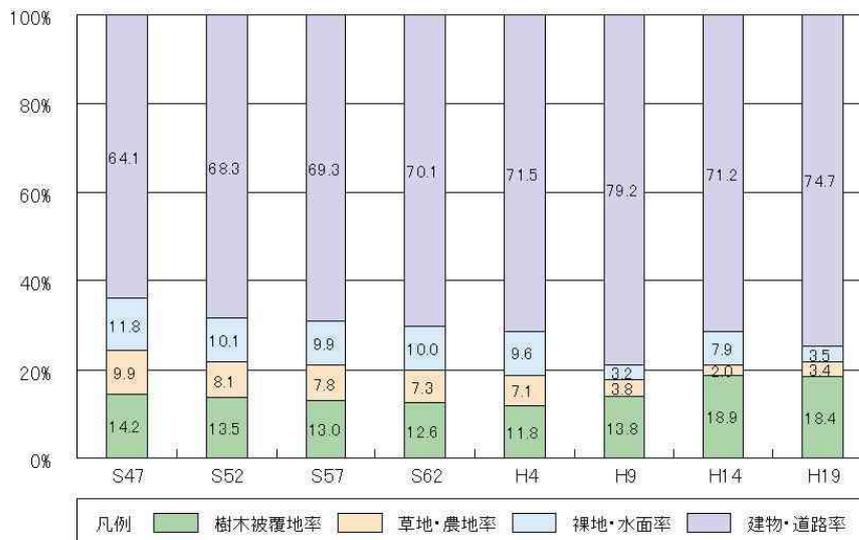


図16：緑被率の推移
S47～H4は緑化基本調査、H9以降はみどりの実態調査による

2) 公園整備の推移

本区の公園の整備は、昭和12年に開設された荻窪公園に始まり、昭和25年には関根文化公園等9園の区立公園が開設されました。

その後、東京都から移管された公園等もあり、昭和40年には49箇所となりました。この間、昭和32年に、東京都では東京都市計画公園・緑地の見直しが行われ、区内においては、和田堀、善福寺、高井戸の各公園、さらに、善福寺川、神田川、玉川上水の各緑地が都市計画決定されました。

昭和36年になり、都立善福寺公園が、昭和39年には都立和田堀公園と善福寺川緑地の一部が開設されました。

昭和45年、本区においては、様々な状況に的確に対応するため、長期的視野に立って、行政施策を具体的に展開していく長期行財政計画（現在の杉並区基本計画）が策定されました。その中で、区内の公園を区民一人当たり3㎡確保する整備目標が示されました。その後、この整備目標に基づき計画的に区立公園が整備されるようになりました。

昭和60年代に入ると、区の公園整備は国有地を中心に比較的規模の大きい公園が整備され、公園総面積が大きく伸びています。

平成21年4月現在で、区内には、3箇所（46.3ha）の都立公園、303箇所（53.3ha）の区立公園が開設され、区民一人当たりの公園面積は1.85㎡となっています。

表 12 : みどりの略年表

年号	西暦	国・都	杉並区	
			制度・計画調査	主な出来事
明治 6 21	1873 1888	太政官布達第 16 号により公園制度が始まる 市区改正条例公布		
36 大正 8	1903 1919	日比谷公園開園 都市計画法公布（公園が都市計画施設として位置づけられる）		
12	1923	関東大震災 震災復興特別都市計画法公布		
昭和 6 12 14 15	1931 1937 1939 1940	国立公園法公布 東京緑地計画策定 都市計画法改正（緑地が都市計画施設となる）		荻窪公園開園 （第 1 号区立公園）
20 22 25	1945 1947 1950	第二次世界大戦終結 日本国憲法公布 特別区誕生		関根文化公園開園 （戦後最初の区立公園）
29 31 32	1954 1956 1957	土地区画整理法公布 都市公園法公布（整備水準、配置標準、管理基準、公園内建ぺい率 2%以下） 自然公園法公布		
36 37 39 41 43 44 45	1961 1962 1964 1966 1968 1969 1970	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律公布 東京オリンピック開催 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布 首都圏近郊緑地保全法公布 新都市計画法公布（市街化区域、同調整区域の線引き） 東京の緑地地域全面解除 東京都風致地区条例制定		都立善福寺公園開園 都立和田堀公園・善福寺川緑地開園
47 48 49 51 52 54	1972 1973 1974 1976 1977 1979	都市公園等整備緊急措置法公布 自然環境保全法公布 東京における自然の保護と回復に関する条例制定 都市緑地保全法公布 生産緑地法公布 都市公園法改正（国営公園制度の創設） 緑のマスタープラン通達（市街地面積の 30%の緑地確保、20㎡/人の公園整備目標）	第 1 回緑化基本調査実施 杉並区緑化計画審議会設置 みどりの条例制定 第 2 回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 都上井草総合運動場が区に移管	杉並区児童交通公園開園 区の木決定 浜田山区民農園開園 （第 1 号区民農園）
56 57 59 60 61 62 63 平成元	1981 1982 1984 1985 1986 1987 1988 1989	都市計画法改正（地区計画制度の創設） 東京都緑のマスタープラン策定 東京都緑の倍増計画策定 都市緑化推進計画の策定通達	第 3 回緑化基本調査実施 杉並区緑化基本計画・同推進計画策定 第 4 回緑化基本調査実施 杉並区基本構想策定 杉並区まちづくり基本方針策定	大田黒公園開園 馬橋公園開園 蚕糸の森公園開園 塚山公園開園 （みどりの相談所開設）
2 3 4 5 6 7 8 9	1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997	「国際花と緑の博覧会」開催 生産緑地法改正 都市公園法施行例改正 都市緑地保全法の改正（緑の基本計画制度の創設） 緑の政策大綱発表 都市緑地保全法の改正（市民緑地制度の創設） 景観条例制定 東京都環境基本計画策定	第 5 回緑化基本調査実施 杉並区環境基本計画策定 杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）策定	杉並百景決定 井草森公園開園 市民緑地「清水いこいの森」開設

11	1999		第6回緑化基本調査実施 杉並区環境基本条例施行 杉並区みどりの基本計画策定	(第1号市民緑地) 市民緑地「成田西い こいの森」開設
12	2000	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例施行 緑の東京計画策定	緑化指導「緑化調整基準」改定 貴重木制度発足	
13	2001	都市緑地保全法の改正(緑化施設整備計画認定制度の創設等) 東京都緑のボランティア制度発足		
14	2002	東京都環境基本計画策定	まちづくり基本方針改定 みどりのボランティア制度発足 杉並区みどりの基金創設 平成14年度みどりの実態調査実施 屋上・壁面緑化助成制度実施 杉並区環境基本計画改定	
15	2003	地球温暖化対策推進大綱の発表 自然再生推進法の制定 美しい国づくり政策大綱の発表 ヒートアイランド政策大綱の発表	杉並区まちづくり条例施行	
16	2004	景観法の制定 都市公園法の一部改正(立体都市公園制度、借地公園保存規定等) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定 都市緑地法(都市緑地保全法)改正	「みどりのベルトづくり計画」、「みどりのリサイクル計画」策定 「杉並区みどりの基本計画」一部改定	柏の宮公園開園 「都市のみどりを守る」緊急フォーラム開催
17	2005		「杉並区みどりの条例」制定	
18	2006	東京都みどりの新戦略ガイドラインの策定 都市計画公園・緑地の整備方針の策定 民説公園制度	(旧みどりの条例 全部改定)	
19	2007	東京都「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定 第3次生物多様性国家戦略の成立 京都議定書目標達成計画の改定	平成19年度みどりの実態調査実施 杉並区みどりのボランティア団体認定 制度発足	
20	2008	生物多様性基本法成立		市民緑地「下井草い こいの森」開設
21	2009	緑確保の総合的な方針への取組(都区市町村)	杉並区まちづくり条例改正 杉並区景観条例施行	「高円寺みどりのベ ルトづくりモデル地 区」指定

4. 計画の策定体制と経緯

1) 計画の策定体制

(1) 学識経験者等

【名称】杉並区みどりの基本計画検討委員会

【構成】委員長：丸田頼一（千葉大学名誉教授） 他7名

アドバイザー：国土交通省 都市・地域整備局公園緑地・景観課 緑地環境室長
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課長

(2) 庁内組織

【名称】杉並区緑化推進連絡会

【構成】会長：都市整備部土木担当部長、他関係主管課長 17名

【名称】杉並区緑化推進連絡会専門部会

【構成】部会長：都市整備部みどり公園課長、他関係主管課職員 10名

2) 計画策定の経緯

平成 21 年	5月 7日	杉並区緑化推進連絡会
	5月28日	杉並区緑化推進連絡会専門部会（第1回）
	6月29日	杉並区緑化推進連絡会専門部会（第2回）
	7月 3日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第1回>
	8月 3日	杉並区緑化推進連絡会専門部会（第3回）
	8月27日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第2回>
	9月14日	杉並区緑化推進連絡会専門部会（第4回）
	9月18日	区議会（都市環境委員会）報告
	10月 1日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第3回>
	10月21日	杉並区緑化推進連絡会専門部会（第5回）
	10月26日	杉並区みどりの基本計画検討委員会<第4回>
	12月14日	杉並区緑化推進連絡会 杉並区緑化推進連絡会専門部会（第6回） 杉並区みどりの基本計画検討委員会<第5回>

3) 杉並区みどりの基本計画検討委員会

(1) 杉並区みどりの基本計画検討委員会設置要綱

杉並区みどりの基本計画検討委員会設置要綱

平成10年6月1日
杉環環発第78号

改正 平成20年9月30日杉並第37370号

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に基づく緑の基本計画(以下、「計画」という。)に関する検討を行うため、杉並区みどりの基本計画検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の専門的な事項に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する学識経験者4名以内、区民代表4名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の検討終了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時はあらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の指定する事項を検討するとともに、委員会の会務を補佐する。
- 3 幹事会は、次に掲げる職員を持って構成する。
 - (1) 都市整備部土木担当部長
 - (2) 区民生活部産業経済課長
 - (3) 都市整備部都市計画課長
 - (4) 都市整備部まちづくり推進課長
 - (5) 都市整備部建設課長
 - (6) 都市整備部みどり公園課長
 - (7) 環境清掃部環境課長
 - (8) 教育委員会事務局庶務課長
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市整備部土木担当部長とする。
- 5 幹事長は幹事会を総括し、招集する。
- 6 幹事長に事故ある時は、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 7 幹事長は必要があると認めるときは、事案に関係ある職員を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部みどり公園課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日杉並第37370号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(2) 杉並区緑化推進連絡会要綱

杉並区緑化推進連絡会要綱

昭和47年4月21日
杉区環第22号

改正 昭和49年12月26日杉環環発第150号 昭和50年 4月 8日杉環環発第 7号
昭和51年 4月26日杉環環発第 23号 昭和53年 5月31日杉環環発第 59号
昭和54年11月27日杉環環発第221号 昭和61年 4月18日杉環環発第 23号
平成 5年 3月31日杉環環発第500号 平成10年 5月25日杉環環発第 77号
平成12年 3月31日杉環環発第435号 平成13年 8月20日杉都公発第144号
平成14年 4月 5日杉都公発第 15号 平成21年 4月17日杉並第3223号

(設置)

第1条 杉並区における緑化対策の推進について関係部、課、との連絡を密にし、統一的、総合的緑化対策を実施するため、杉並区緑化推進連絡会(以下、「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会には、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 区行政の各事務、事業のうち緑化に関する計画の連絡調整に関すること。
- (2) 区行政における各年度の緑化推進に関する事務、事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(構成)

第3条 連絡会には、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 都市整備部土木担当部長
- (2) 政策経営部企画課長
- (3) 政策経営部経理課長
- (4) 政策経営部営繕課長
- (5) 政策経営部区長室総務課長
- (6) 区民生活部管理課長
- (7) 区民生活部地域課長
- (8) 区民生活部産業経済課長
- (9) 保健福祉部管理課長
- (10) 保健福祉部保育課長
- (11) 都市整備部都市計画課長
- (12) 都市整備部まちづくり推進課長
- (13) 都市整備部建築課長
- (14) 都市整備部建設課長
- (15) 都市整備部みどり公園課長
- (16) 都市整備部杉並土木事務所長
- (17) 環境清掃部環境課長
- (18) 教育委員会事務局庶務課長

(会長)

第4条 連絡会に会長を置き、会長は都市整備部土木担当部長とする。

- 2 会長は、連絡会を総括し、招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を出席させることができる。
- 4 会長に事故あるときは、都市整備部みどり公園課長(以下「みどり公園課長」という。)がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 所掌事項に関する専門的事項の調査、検討等のため、連絡会に専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会長はみどり公園課長とする。
- 3 専門部会は、部会長が指名したのもをもって構成する。
- 4 部会長は、専門部会を総括し、招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を出席させることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務はみどり公園課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他必要な事項は、土木担当部長が連絡会にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則（平成13年 8月20日杉都公発第144号）
この要綱は、平成13年 4月 1日から適用する。
附 則（平成14年 4月 5日杉都公発第 15号）
この要綱は、平成14年 4月 1日から適用する。
附 則（平成21年 4月17日杉並第3223号）
この要綱は、平成 21年 4月 1日から適用する。